

ひとが輝き 笑顔あふれる
ふれあいのまち くらて



第6次鞍手町総合計画

基本構想・前期基本計画・実施計画

Master Plan 2025 ▶ 2034

はじめに

このたび鞍手町では、令和 7 年度から 10 年間の新たなまちづくりの指針となる「第 6 次鞍手町総合計画」を策定いたしました。

これまで本町では、総合計画を 5 次にわたり策定し、まちづくりを進めてまいりました。この間、平成 23 年 2 月に鞍手インターチェンジ、さらには平成 27 年 3 月に北九鞍手夢大橋の開通により、周辺地域のみならず福岡市及び北九州市との交通アクセスが格段に向上しています。また、くらて病院の新築移転や新たな商業施設の進出、耐震性や省エネによる脱炭素化に配慮した役場新庁舎の完成により、鞍手町は大きな転換期を迎えています。



現在、全国の自治体では、人口減少問題・少子高齢化問題が深刻化し、社会保障制度への影響など日本を取り巻く環境はより厳しさを増しています。本町におきましても、少子高齢化や人口の減少は最も大きな課題のひとつです。これらの問題を解決するためには、これまでの計画で実現してきた、公共施設や医療機関、商業施設などの都市機能を集約した「まちなか」を有効に活用し、子ども・子育て支援策の充実、教育環境の整備や移住定住策を進め、公共交通の利便性の向上や雇用創出などに取り組むことが重要であると考えます。

鞍手町は、令和 7 年に町制施行 70 周年を迎えました。この節目を機に、町民のみなさんとともに、一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる活力ある持続可能なまちづくりを進めていくことで、新たな 10 年に向けた将来像として掲げる「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」の実現を目指してまいります。

結びに、今後とも鞍手町発展のために一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本計画の策定にあたり、各種アンケート及びパブリックコメント等に貴重なご意見・ご提案をいただきましたみなさん、長期間にわたり熱心にご審議いただきました鞍手町総合計画審議会委員のみなさんに心から感謝申し上げます。

**「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」
の実現を目指して**

令和 7 年 3 月

鞍手町長 **岡崎 邦博**



第6次 鞍手町総合計画

CONTENTS

第1部 序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
(1) 趣旨	1
(2) これまでの変遷	2
2. 総合計画の役割	3
(1) まちづくりの羅針盤	3
(2) 職員の行動指針	3
(3) 計画の進行管理	3
3. 総合計画の策定体制	4
4. 総合計画の構成・期間	5
(1) 計画の構成	5
(2) 基本構想	5
(3) 基本計画	6
(4) 実施計画	6
5. 横断的な視点	7
(1) 本計画と各種計画の位置付け	7
(2) SDGsとの一体的な推進	8
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細	9

第2章 鞍手町を取り巻く時代の潮流

1. 時代の潮流と本町の動向	10
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	10
(2) 人口減少と少子高齢化の進行	10
(3) 景気・経済の変化	11
(4) 社会保障問題	11
(5) 災害リスクの拡大と安全・安心への意識の高まり	12
(6) 脱炭素社会に向けた取組の推進	12
(7) 技術革新による時代の変化	13
2. 財政状況と今後の見通し	14
(1) 本町の財政状況	14
(2) 今後の財政見通し	15

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

1. まちの将来像	19
(1) 基本構想の目的	19
(2) 目標年次	19
(3) まちの将来像	19
2. まちづくりの基本目標	21
3. 将来人口	23
(1) 短期目標	23
(2) 中期目標	23
(3) 長期目標	23

第2章 土地利用構想

1. まちづくりの基本理念と目標	24
2. 土地利用の基本方針	25
(1) 将来都市構造	25
(2) 土地利用	25
(3) 土地利用構想	27
(4) 土地利用の課題	27
(5) 土地利用の基本方針	27
3. 立地適正化計画	28

第3部 基本計画

第1章 基本計画の概要

1. 計画期間	29
2. 基本計画の構成	29
3. 事業評価手法	30
(1) 政策マネジメント	30
(2) PDCAサイクル	30
(3) 目標値の設定	31
(4) KPI	31
(5) 評価手法	31
4. 進行管理	32
(1) 進行管理の目的	32
(2) 計画の進行管理・検証	32

第2章 人口ビジョン

1. 鞍手町人口ビジョンの位置付け	33
-------------------	----

(1) 人口ビジョンの策定と対象期間	33
(2) 目標値	33
(3) 人口動向分析・将来人口推計に関する基礎資料等	33
2. 人口動向分析	35
(1) 総人口の推移	35
(2) 年齢3区分別人口の推移	35
(3) 年少人口割合の推移	36
(4) 老年人口割合の推移	37
(5) 自然動態の推移	38
(6) 母親世代人口の推移	38
(7) 合計特殊出生率の推移	39
(8) 年齢階級別未婚率の推移	40
(9) 社会動態の推移	41
(10) 年齢階級別の人口移動状況の長期的動向	41
(11) 近年の年齢階級別の人口移動状況	42
(12) 地域間（広域）移動の状況	44
3. 雇用や就労等に関する分析	46
(1) 男女別産業人口の状況	46
(2) 年齢階級別産業人口の状況	47
(3) 年齢階級別産業人口の変化	48
4. 将来人口の推計	49
(1) 人口減少の現状	49
(2) 年齢3区分別人口の推移	50
(3) 人口の減少段階	51
5. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析	52
(1) 事業所数の減少	52
(2) 担い手の減少	52
(3) 小中学校の児童・生徒数の推移	53
6. 仮定値による将来人口の推計と分析	54
(1) 仮定値による人口推計の概要	54
(2) 仮定値による人口の推移	54
7. 人口の将来展望	55
(1) 人口の目標値	55
(2) 年齢3区分別人口の推移（将来展望）	55
(3) 必要とする取組	56
(4) 将来展望に向けての方向性	56

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略

1. 総合戦略の基本的な考え方	57
2. 鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略	57
(1) 策定の背景	57
(2) 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の概要	58

(3) 第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証と課題	58
(4) 基本目標及び具体的施策の達成状況	59

第4章 前期基本計画

1. 施策体系	64
(1) 体系図	64
(2) 前期基本計画体系図	65
(3) 前期基本計画のページ構成と見方	66

基本目標1 生まれてから一生涯を応援するまちの実現

(1) 基本施策1 子ども・子育て支援の充実	69
(2) 基本施策2 生きる力を育む教育環境の確保	70
(3) 基本施策3 ライフステージに応じた学習の場の提供	71
(4) 基本施策4 人権教育・男女共同参画の推進	72
(5) 基本施策5 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり	73

基本目標2 ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

(1) 基本施策6 選ばれる移住施策の推進	76
(2) 基本施策7 観光資源の発掘と活用	77
(3) 基本施策8 届ける、つながるまちづくり	78

基本目標3 魅力的で住みよいまちの実現

(1) 基本施策9 計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり	81
(2) 基本施策10 将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進	83
(3) 基本施策11 安定したライフラインの確保	84
(4) 基本施策12 地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保	85
(5) 基本施策13 誰もが住みたくする住環境の確保	86
(6) 基本施策14 安心して暮らせるまちづくり	87

基本目標4 まちを支え、ひとを育む地域産業の実現

(1) 基本施策15 安定した農業生産力の確保	90
(2) 基本施策16 企業経営力の向上	92

第4部 実施計画

第1章 実施計画の概要

1. 実施計画の位置付け	93
2. 実施計画の目的	93
3. 計画期間	94
4. 対象事業	94
5. 進行管理	94
(1) 計画の進行管理	94

(2) K P I	95
(3) 実施結果の検証	95
(4) 事業費の試算等	95

第2章 実施計画

1. 実施計画施策体系	96
2. 実施計画	100

基本目標1 生まれてから一生涯を応援するまちの実現

(1) 基本施策1 子ども・子育て支援の充実	101
(2) 基本施策2 生きる力を育む教育環境の確保	105
(3) 基本施策3 ライフステージに応じた学習の場の提供	107
(4) 基本施策4 人権教育・男女共同参画の推進	114
(5) 基本施策5 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり	115

基本目標2 ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

(1) 基本施策6 選ばれる移住施策の推進	120
(2) 基本施策7 観光資源の発掘と活用	122
(3) 基本施策8 届ける、つながるまちづくり	124

基本目標3 魅力的で住みよいまちの実現

(1) 基本施策9 計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり	126
(2) 基本施策10 将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進	128
(3) 基本施策11 安定したライフラインの確保	130
(4) 基本施策12 地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保	132
(5) 基本施策13 誰もが住みたくする住環境の確保	135
(6) 基本施策14 安心して暮らせるまちづくり	137

基本目標4 まちを支え、ひとを育む地域産業の実現

(1) 基本施策15 安定した農業生産力の確保	142
(2) 基本施策16 企業経営力の向上	144

参考資料

鞍手町総合計画審議会条例	147
鞍手町総合計画審議会	148
鞍手町総合計画策定委員会設置要綱	149
鞍手町総合計画策定委員会	151
第6次鞍手町総合計画について（諮問）	152
第6次鞍手町総合計画について（答申）及び付帯意見	153
第6次鞍手町総合計画（素案）に対するパブリックコメント の実施結果について	155
第6次鞍手町総合計画策定までの経過	157

第 1 部

序 論

第 1 章 総合計画の策定にあたって

第 2 章 鞍手町を取り巻く時代の潮流

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

鞍手町では、これまで目指すべき将来像を示し、その実現に向けた施策を総合的・体系的に総合計画として策定し、町政運営に取り組んできました。

直近では、平成28(2016)年3月に「第5次鞍手町総合計画」(以下、「第5次総合計画」という。)を策定し、令和6年度までの町の将来像である『新たな力で躍動するまち くらて』の実現に向け、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきたところです。

総合計画は、平成23(2011)年8月の地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正により計画の基本部分である「基本構想」の策定義務がなくなり、策定の判断は市町村に委ねられることとなりました。本町においては、策定義務がなくなったとはいえ、まちづくりを進める上での総合的な指針は必要であるとの考えから、議会の議決事件に関する条例(平成27年条例第1号)第2条に「鞍手町総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること」を規定し、町議会の議決を経た上で引き続きまちづくりの総合的指針である総合計画を策定することとしております。

前計画である第5次総合計画の後期基本計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うように進まなかった事業もありました。これまでの総合計画は、基本構想及び基本計画の2層の計画として進捗を管理していましたが、第6次鞍手町総合計画(以下、「第6次総合計画」という。)は、毎年度の取組の成果を細かく検証しながら、これまで以上に計画的に町政を推進すべきとの考えから、基本構想、基本計画及び実施計画の3層の計画とし、柔軟に対応していくこととしました。



(2) これまでの変遷

鞍手町は、昭和 47 (1972) 年に第 1 次鞍手町総合計画を策定し、第 2 次鞍手町総合計画を策定した昭和 60 (1985) 年以降は、およそ 10 年間を計画期間としてまちづくりに取り組んできました。

第 1 次鞍手町総合計画

第 1 次

計画期間 昭和 47 年度～昭和 59 年度
将来像 工業、農業、住宅の三本の柱

第 2 次鞍手町総合計画

第 2 次

計画期間 昭和 60 年度～平成 7 年度
将来像 ①みんなで育てる町
②明るく住みよい生活環境の町
③みんなでしあわせと人づくりを進める町
④豊かさと活力のある町

第 3 次鞍手町総合計画

第 3 次

計画期間 平成 8 年度～平成 17 年度
将来像 やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市鞍手
【キャッチフレーズ】 **ハートフルステーションくらて**

第 4 次鞍手町総合計画

第 4 次

計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度
将来像 みんなの力で今 動きだす 鞍手
【キャッチフレーズ】 **人の力が地域の力**

第 5 次鞍手町総合計画

第 5 次

計画期間 平成 28 年度～令和 6 年度
将来像 新たな力で躍動するまち くらて
【キャッチフレーズ】 **未来につなぐ つながる 希望の芽**

2. 総合計画の役割

（１）まちづくりの羅針盤

価値観が多様化する中、地方分権が進み、地域の独自性がまちづくりに求められるようになっていきます。

総合計画は、選ばれるまちとなるため、目指すべきまちの将来像を描き、自立した魅力ある自治体の実現に向け、町政のとるべき方向性を示す「まちづくりの羅針盤」としての役割があります。

（２）職員の行動指針

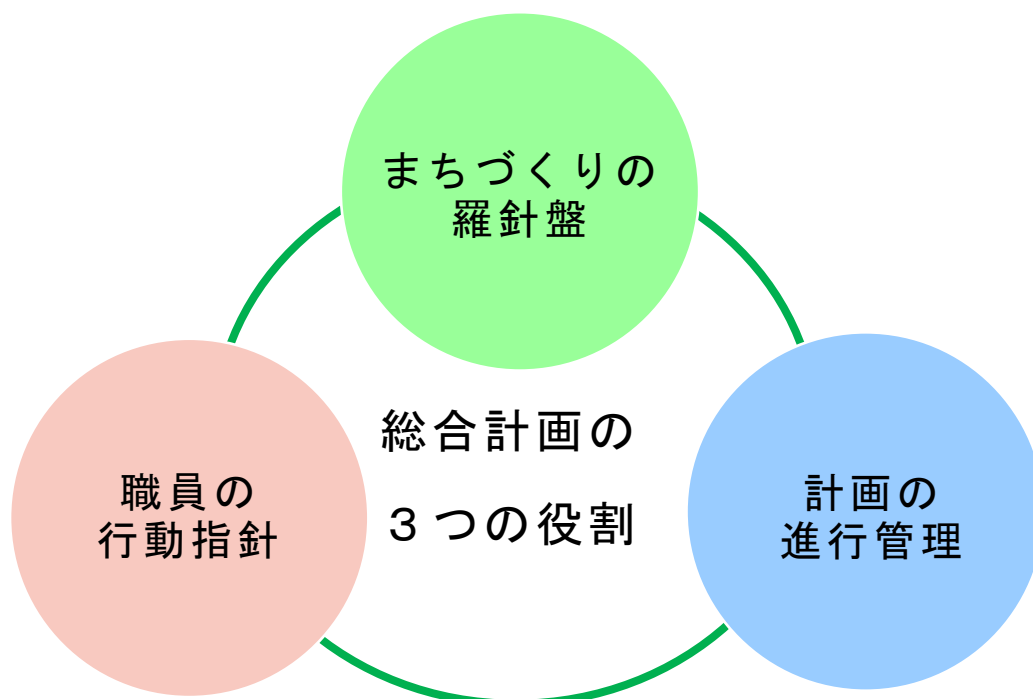
本町がより良いまちとなっていくためには、行政のみならず、町民や事業者など本町に関わる人がまちに愛着をもち、まちづくりを自身のこととして捉え、同じ方向に向かって歩んでいくことが必要です。

本計画は、住民全体で共有する本町の将来像等を示すのみではなく、目指すべき方向性や実現するための手段を共有する職員の行動指針としての役割を持っています。

（３）計画の進行管理

総合計画で示した施策の方向性は、毎年度、具体的な事業として計画し、予算化して実施していきます。

その成果はしっかりと分析・評価し、次年度の施策へ活かしていかなければならないため、分かりやすい指標を示し、実施状況、目標に対する達成度を明確に捉えるための役割も担っています。

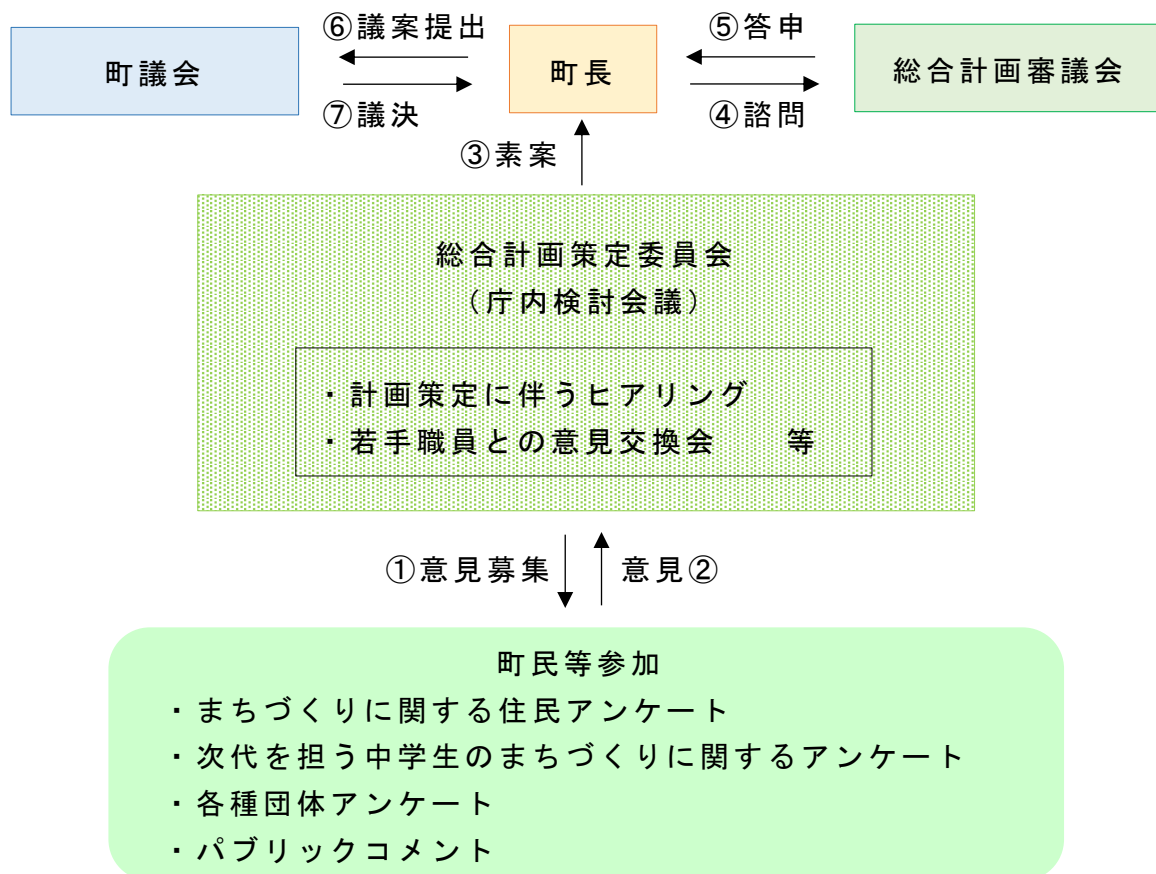


3. 総合計画の策定体制

本町では、これまで、庁内に総合計画策定委員会と下部組織であるプロジェクトチームを設置して総合計画を策定してきました。職員で構成するプロジェクトチームでは、行政分野ごとに課題を洗い出してそれぞれ対応策を検討し、副町長・教育長・管理職で構成する策定委員会に提案してブラッシュアップした上で総合計画の素案として整理していました。

今回は、総合計画が町の最上位計画であり、職員が一丸となって意識的に取り組むべきものであることを踏まえ、プロジェクトチームは設置せず、所管分野に精通する各部署において課題を洗い出して対応策を検討し、町長及び策定委員会によるヒアリングを経て素案を策定いたしました。また、前計画である第5次総合計画の策定以降に採用された若手職員に総合計画を意識づけるため、当該若手職員と町長・副町長による意見交換会を実施し、新たな発想や若手職員ならではのアイデア等を聴取し、素案作成の参考としました。

総合計画の素案は、民間も含めた外部委員で構成する鞍手町総合計画審議会へ町長が諮問し、その内容が審議されます。その後、審議会から審議結果が意見として町長に答申され、意見を踏まえて修正した素案を町長が町議会に議案として提案し、審議・議決を経て正式に総合計画として策定されます。

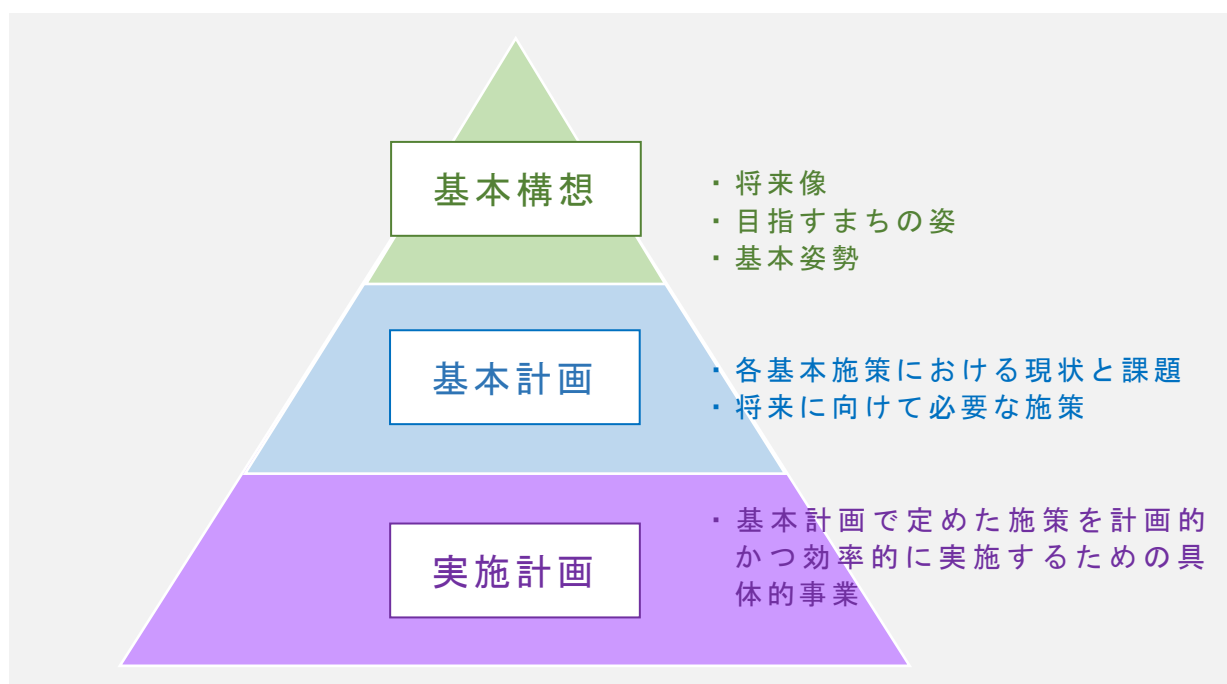


4. 総合計画の構成・期間

（１）計画の構成

総合計画における町の最重要課題と平成 27（2015）年度に本格的に取り組が始まった地方創生のテーマは、ともに「人口減少問題」であり共通しています。このため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の規定や国の方針により地方創生の取組のために策定を求められている「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を総合計画に包含し、一体的に策定しています。

本計画は、広い視野と長期的な視点に立ち、目指すべき姿とその実現に必要な方策を明らかにするため、目指すべき将来像を示した「基本構想」、それを実現するための具体的方策である「基本計画」、基本計画を効果的に進めるための具体的な事務事業を示した「実施計画」の 3 層で構成しています。



（２）基本構想

これまでの計画の取組を評価・検証した上で、「人口減少」、「少子高齢社会の到来」など、本町のこれからの政策・施策展開に重大な影響を及ぼすと考えられる課題を抽出しながら、改めてまちづくりの基本となる理念を掲げ、将来像の実現に向けた基本目標及び行動目標（重点施策）を示すものです。

なお、基本構想の計画期間は、令和 7（2025）年度から 10 年間です

計画期間 令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度まで（10 年間）

(3) 基本計画

基本構想を実現するために、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けたより具体的な施策の内容を示すものです。

基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間を前期と後期に分け、前期計画期間を5年間、後期計画期間を5年間としています。

なお、後期基本計画については、前期基本計画の効果検証を踏まえ策定します。

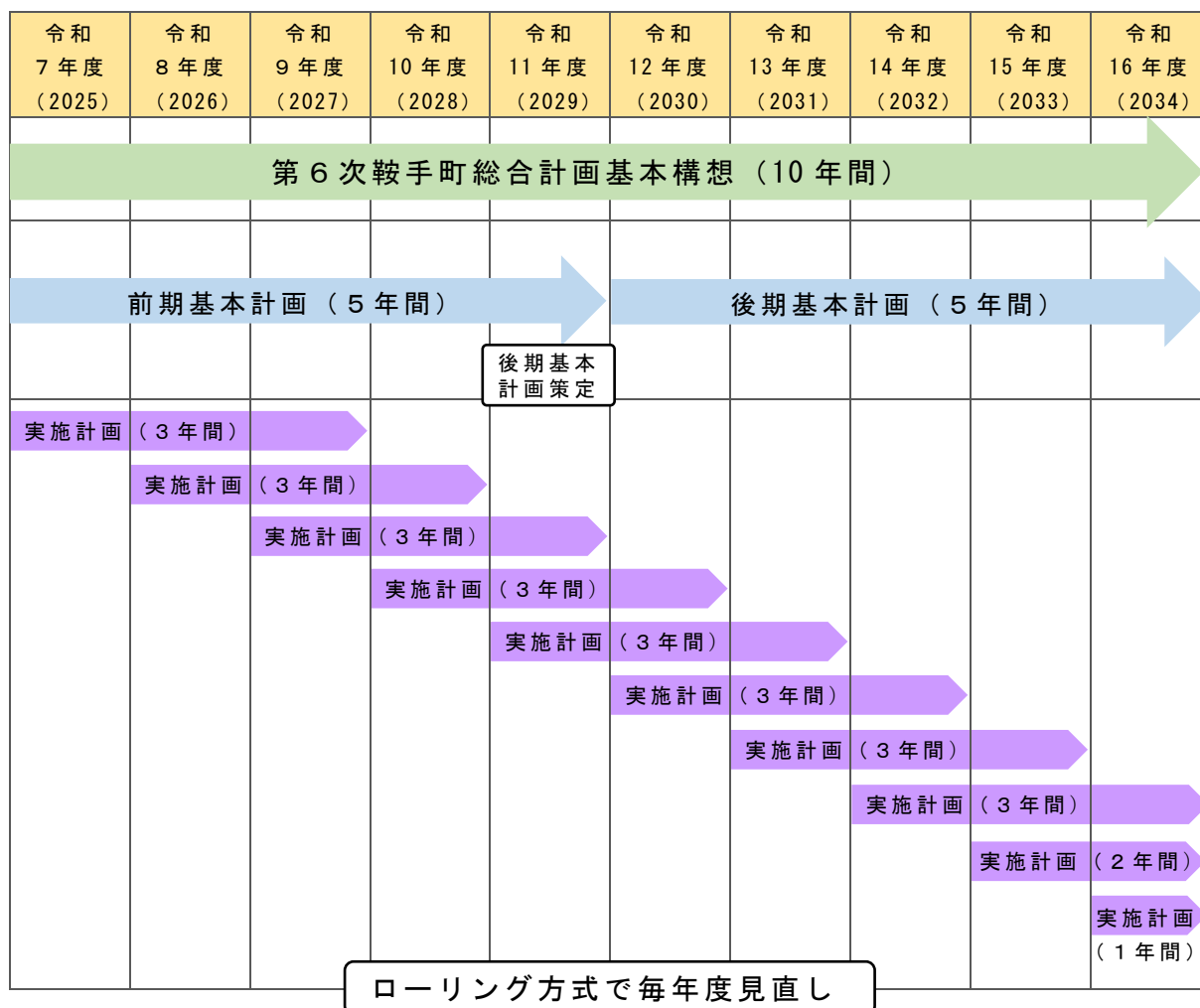
前期基本計画	令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで（5年間）
後期基本計画	令和12（2030）年度から令和16（2034）年度まで（5年間）

(4) 実施計画

基本計画を効果的に推進するための具体的な事務事業を示すものです。

実施計画に掲げる事業は、毎年度実施する効果検証の結果による見直しのほか、必要に応じて新規事業を追加するなど、状況に応じて柔軟に対応することとしています。

実施計画の計画期間は3年間を基本とし、計画の進行管理の根幹を成すものであることから、ローリング方式により毎年見直ししながら運用します。



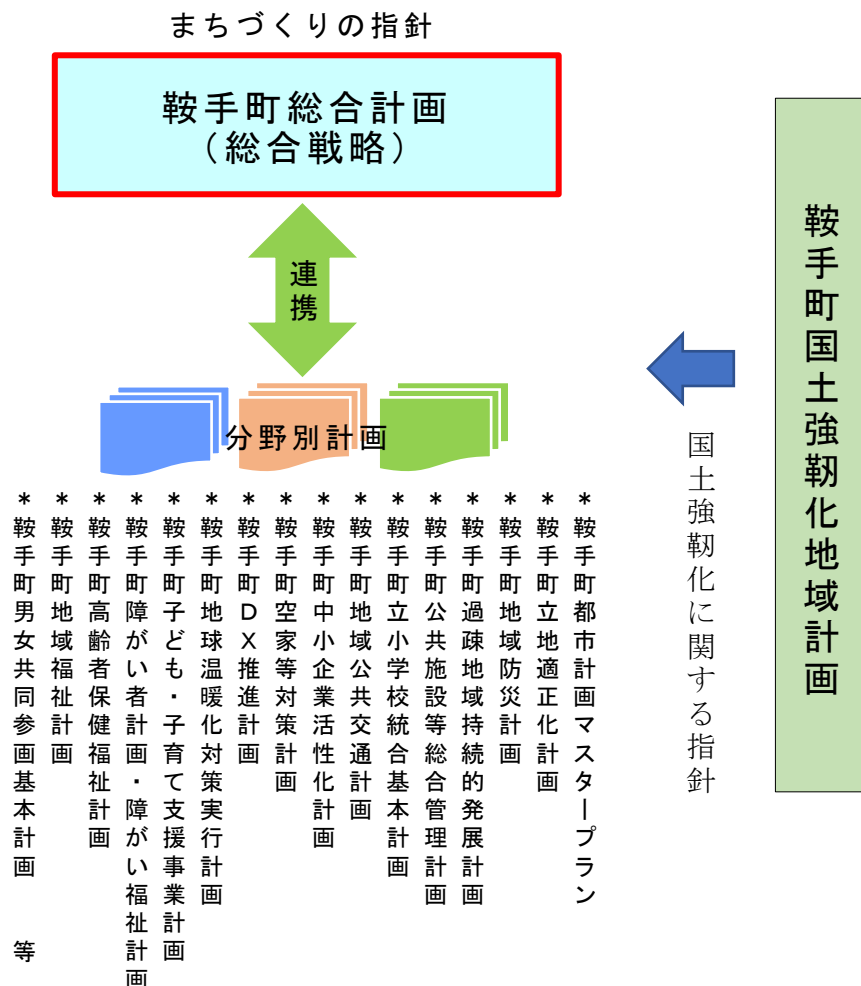
5. 横断的な視点

(1) 本計画と各種計画の位置付け

本計画は、目指すべき姿を示すとともに、町政の各分野における施策の方向性を示す「まちづくりの羅針盤」となる計画であることから、分野別の各種計画と連携して取り組んでいきます。

また、本計画は、まち・ひと・しごと創生法に規定する地方版総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）としても位置付け一体的に取り組んでいきます。

加えて、国土強靱化に関する事項においては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、令和2（2020）年11月に策定した鞍手町国土強靱化地域計画を改訂し取り組んでいきます。



※総合計画や分野別計画の中で、国土強靱化に関する事項は、鞍手町国土強靱化地域計画が上位計画となります。

（２）SDGs との一体的な推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

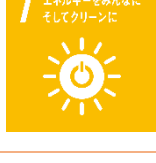
以上のことから、SDGsの理念に沿って持続可能なまちづくりや地域の活性化に取り組むことで政策全体の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果が期待できるほか、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、第5次総合計画後期基本計画に引き続きSDGsの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりを目指します。



▲SDGsの17の国際目標アイコン（出典：国際連合広報センター）

なお、SDGsの進むべき方向性に合致する基本計画及び実施計画には、17のゴールのアイコンのうち、当てはまるものを掲げています。

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

 1 貧困をなくそう	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 14 海の豊かさを守ろう	目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナシップで目標を達成しよう	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

第2章 鞍手町を取り巻く時代の潮流

1. 時代の潮流と本町の動向

時代の潮流は、町民の暮らしや企業活動だけでなく、行政におけるあらゆる分野にも影響を及ぼします。

本町の現状や本町を取り巻く課題も時代の変遷とともに常に変化しており、その時代に合った対策が求められています。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響

日本国内では令和2（2020）年1月に確認された新型コロナウイルス感染症は、人々の健康や生命を脅かすとともに全世界で大流行し、わが国においても社会経済が停滞して未曾有の危機に陥り、町民の安全安心な暮らしへの脅威となりました。令和2（2020）年及び令和3（2021）年には緊急事態宣言が発出され、飲食業や観光業をはじめ多くの業種が打撃を受け、日本経済の低迷を引き起こすとともに、医療提供体制にも大きな影響を与えました。

また、不要不急の外出自粛要請に加え、学校や商業施設に対する営業自粛要請、感染防止対策を徹底するための新しい生活様式への適応など、人々の生活を一変させました。

この結果、労働者の働き方や子どもたちへの教育、人々の価値観、社会のしくみなどが大きく変わり、こうした社会変容を踏まえたウィズコロナ、ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。

令和5（2023）年5月、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けは、「新型インフルエンザ等感染症」のいわゆる2類相当から5類感染症に移行し、人々の生活もコロナ禍前の日常を少しずつ取り戻しながらウィズコロナのもと社会経済の正常化が進んできています。

（2）人口減少と少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化は、社会や経済にさまざまな問題を引き起こします。人口減少と少子高齢化の要因としては、価値観の多様化による未婚率の上昇や女性の社会進出の進展による晩婚化、結婚から出産までの年数の長期化等の要因があるとも言われています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）は、令和2（2020）年の国勢調査の結果をもとに、自治体別の人口推計を公表しましたが、それによると30年後の令和32（2050）年の日本の総人口は、1億400万人余りになると予想され、東京を除くすべての都道府県で人口が減少する見込みであるとされま



した。

経済においては、労働人口の減少により経済成長が鈍化して経済規模が縮小し、平成 22（2010）年に始まった人口減少と同時に急速な高齢化が進行しています。

本町においては、炭鉱の全盛期を除けば、昭和 60（1985）年をピークに人口が減少しており、特に平成 7（1995）年以降は、5 年間で約 1,000 人のペースで減少しています。

平成 26（2014）年 5 月に民間組織である日本創成会議人口減少問題検討分科会が 2040 年までの 30 年間で 20 歳から 39 歳までの女性人口の減少率が 50%を超える 896 の自治体を「消滅可能性都市」として公表し、本町においては減少率が 68.1%になるとの予測が示され、福岡県内において最も高い減少率となっていました。

それから 10 年後の令和 6（2024）年 4 月、再び民間組織である人口戦略会議が公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートでは減少率が 50.5%となり、県内ワースト 8 まで改善しながらも「消滅可能性都市」であるとされました。

しかし、この 10 年間で 17.6%もの改善が見られ、改善幅は県内 60 市町村のうち上から 15 番目に当たる大幅なものとなり、これまでの取組の成果が徐々に表れてきています。

県内では、福岡都市圏で人口増加が続いており、周辺自治体にもその影響が及んでいます。本町には、鞍手インターチェンジ（以下、「鞍手 IC」という。）や JR 鞍手駅があり、福岡都市圏へのアクセスも良好であることから、このポテンシャルを活かした取組が求められています。

（３）景気・経済の変化

新型コロナウイルス感染症や令和 4（2022）年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵略などによる社会情勢の変化や円安の進行は、エネルギーや食料品、資材等の価格上昇をもたらした住民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。

令和 6（2024）年においては、物価高による内需の低迷を背景に、景気は足踏みしています。雇用が緩やかに改善して名目賃金が増加する一方で、物価高により実質賃金が低迷していることに加え、コロナ禍後の需要の回復が一巡したこともあり、個人消費は思わしくない状況となっています。

今後は、町内において事業所や小売店の減少も予想されることから、就労や買い物などの日常生活への更なる影響が懸念されます。

（４）社会保障問題

国においては、日本の社会及び社会保障制度は、人口構造の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの問題に直面しており、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められています。

さらに、次代を担う若年層の雇用環境は極めて厳しい現状にあり、若い世代が夢を持てる環境の整備が喫緊の課題となっています。

社会保障改革では、高齢化が一層進んだ社会においても、必要なときに必要なサービス・給付が適切に行われる社会保障制度を構築し、現役世代、将来世代に持続可能な制度を引き継いでいくこととしています。

経済状況が大きく変化する中、国民生活の安心を確保するためには、社会保障制度を根本的に改革する必要がある、国民にとって利便性が高く公平・公正なしくみが求められています。

（５）災害リスクの拡大と安全・安心への意識の高まり

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素のわが国の排出量は、国際的にみて高い水準となっています。

平均気温の上昇に伴う気候変動もあり、集中豪雨や豪雪、台風等の被害が激甚化するなど自然災害のリスクは年々拡大しています。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28（2016）年 4 月に発生した熊本地震、平成 29（2017）年 7 月の九州北部豪雨、さらには、令和 6（2024）年 1 月に発生した能登半島地震など、地震・風水害を始めとする自然災害が頻発しており、安全・安心への意識は一層高まっています。

このため、災害を最小化する「減災」や「自助・共助・公助」の実現に向けた防災意識の向上、地域の支え合いを基盤とした自主防災組織の強化など、災害に強いまちづくりがこれまで以上に求められています。

また、大規模災害時にもすみやかに対応できるよう、実効性のある避難支援を行うため、42 行政区に自主防災組織（地域コミュニティ）を活用した自助・共助・公助のしくみを広め、いざという時の体制づくりの強化にも努めなければなりません。

南海トラフ地震や首都直下型地震が今後 30 年以内に発生する確率は約 70% であるという予想もあり、甚大な被害が懸念されます。

一方、高度経済成長期以降に整備した社会資本は、老朽化が全国で深刻な問題となっており、道路・橋梁などの都市インフラだけでなく、公共施設の維持管理・更新や老朽化対策も急務となっています。

本町においても道路・橋梁をはじめとするインフラだけでなく、公共施設の維持管理費用を平準化するとともに長寿命化にも取り組み、国土強靱化の基本的な考えに沿って、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

（６）脱炭素社会に向けた取組の推進

世界各国における地球温暖化対策では、平成 27（2015）年 12 月に京都議定書以来 18 年ぶりの拘束力のある国際的な合意文書として採択された「パリ協定」や平成 30（2018）年に公表された I P C C 「1.5℃特別報告書」といった国際的な枠組みや研究成果に基づき、令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現が目標として掲げられています。

地球温暖化に起因する気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、異常気象の頻発、雪氷の融解、海面水位の上昇なども地球



温暖化が要因の一つであると言われています。

特に二酸化炭素(CO2)は、人類の社会・経済活動の拡大によって増加するため、地球温暖化に最も影響を及ぼす温室効果ガスであるとされています。

国においては、平成 28 (2016) 年 5 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」を令和 3 (2021) 年 10 月に改定し、同年 4 月に表明した「令和 12 (2030) 年度において、温室効果ガス 46%削減(平成 25 (2013) 年度比)を目指すこと、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦を続けること」を踏まえた中長期の戦略的取組や基本的な考え方などを示しました。削減目標の 46%のうち、地方公共団体を含む業務その他部門では約 51%削減(平成 25 (2013) 年度比)を目標にしており、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取組が求められています。

このため、本町では以前から防犯灯のLED化や鞍手中学校への太陽光発電の導入などの取組を行ってはいましたが、令和 3 (2021) 年 3 月に県内で 6 番目に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和 32 (2050) 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指して温室効果ガス排出量の削減に向けたさまざまな取組を行っていくことを表明しました。その一環として、令和 7 (2025) 年 1 月に開庁した新庁舎には太陽光発電を整備し、隣接する公共施設群を自営線でつないだマイクログリッド網を整備しています。

(7) 技術革新による時代の変化

近年、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)、多様かつ複雑な作業を自動化するロボットなどに代表される技術革新が世界規模で進展しています。

国においては、最先端技術を取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるような新たな社会「Society5.0」の実現を目指しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして行政のデジタル化の遅れが露呈したことから、令和 3 (2021) 年 5 月にいわゆるデジタル改革関連法が成立し、同年 9 月にデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁が設置され、マイナンバーカードの利便性向上の見直しなど、国民目線での行政サービスの向上につながる取組が推進されています。

現代では、スマートフォンやタブレット端末が普及してきており、場所にとらわれず双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になったほか、情報技術が進展する中において、時間と場所にとられない働き方やインターネット上での商取引が一層普及するなど、国民の生活に多様性と利便性がもたらされています。

一方で、個人情報情報の漏洩やインターネットを通じたいじめ・犯罪、SNSでの誹謗中傷などの新たな問題も発生しているほか、インターネットを使えない人と使える人との情報格差も問題となっています。

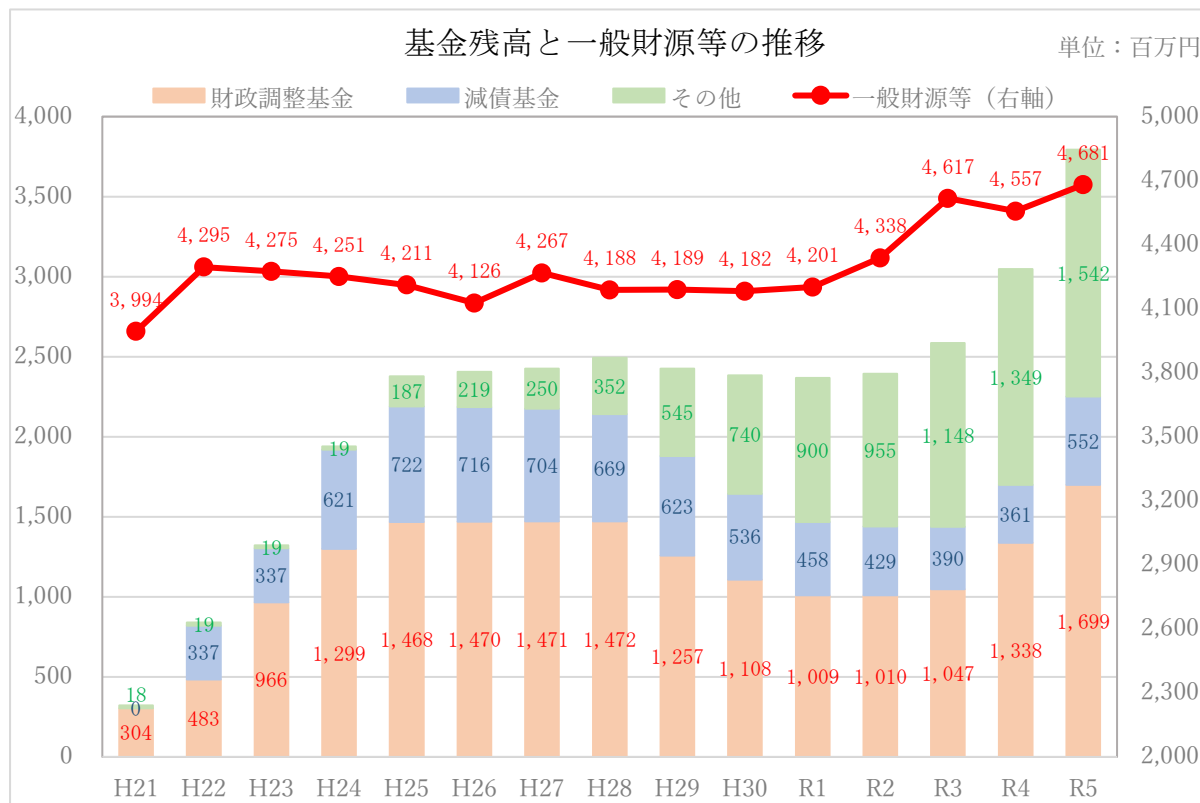
本町においては、情報格差をなくすためにスマホ教室を実施していますが、今後は高齢化を踏まえた情報弱者に対する仕組みづくりを整理し、誰一人取り残さないデジタル技術・データの利活用を通じて課題を解決する取組が求められています。

2. 財政状況と今後の見通し

(1) 本町の財政状況

地方公共団体の財政が健全な状態とは、収支が均衡した状態が維持できていることであり、実際の財政運営においては、経済の不況による税収の落ち込みなど予定していた収入が見込めず、貯蓄にあたる基金を取り崩して財源不足を調整することがあります。しかし、恒常的に基金を取り崩している状態が続いていればそれは収入に見合った支出になっていない可能性があります。基金残高は健全な財政が維持できているかを判断するための重要な目安となります。

本町の過去15年間の基金残高の推移を見ると、普通交付税の歳出特別枠が増額された平成21(2009)年度から一般財源等の増加と連動するように基金残高は平成25(2013)年度にかけて年々増加しました。平成25(2013)年度以降は、ほぼ同水準で推移しているため、収支がほぼ均衡している状態になっているといえます。令和3(2021)年度以降も一般財源等の増加と連動するように基金残高は年々増加しています。基金残高の主な増加要因は、前年度決算で生じた剰余金の一部を財政調整基金に積み立てたことや、ふるさと応援寄附金が増加したことなどによるものです。令和6年(2024)年度以降は、庁舎等建設事業や小学校統合事業に係る取り崩しが見込まれることや、当該事業に係る町債の償還が始まっていくことから、現在の収支の状態が続いたとしても基金残高は年々減少していく見込みです。



▲基金残高の推移

- ※1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高（出納整理期間の増減を含む）
- ※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税（基準財政需要額に算入されている公債費等を控除した額）、臨時財政対策債の合計
- ※3 表示単位未満は四捨五入しています



(2) 今後の財政見通し

①収支予測

今後の財政見通しの試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

- ❖ 財源不足額を明らかにするために、財源不足が生じた場合でも基金から補填しないものとします。
- ❖ 小学校統合事業は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（令和6（2024）年2月改訂）に基づく事業費（総額87.4億円（令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの事業費約86.0億円）で見込みます。
- ❖ 令和12（2030）年度までは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用期限内であるため、過疎対策事業債を充当しています。

令和11（2029）年度までの収支の累計では、約13.6億円の財源不足が生じる見込みです。

単位：百万円

区 分	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
歳入	9,501	11,659	13,480	8,621	8,732
歳出	9,639	11,932	14,517	9,828	10,089
歳入歳出差引	△ 138	△ 273	△ 1,037	△ 1,208	△ 1,357
翌年度へ繰り越すべき財源					
実質収支（収支の累計）	△ 138	△ 273	△ 1,037	△ 1,208	△ 1,357
単年度収支	△ 138	△ 135	△ 763	△ 171	△ 149

▲収支予測

※表示単位未満は四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

②歳入の見込み

歳入の試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

❖町税

個人町民税は、令和7（2025）年度の決算見込額としています。

❖税交付金

令和7（2025）年度の決算見込額と同額としています。

❖地方交付税

普通交付税は、基準財政需要額（標準的な財政需要）から基準財政収入額（標準的な財政収入）を控除した財源不足額が交付されるため、それぞれを試算しています。基準財政需要額では、令和10（2028）年度の統合小学校の開校に伴うスクールバス運行経費や令和6年人事院勧告に基づく給与改定による増加分を見込むとともに、過疎対策事業債などの公債費等の償還見込に応じて加算又は減算しています。また、基準財政収入額では、町税や税交付金等の各年度の見込額に基準税率（原則として75%）を乗じて見込んでいます。なお、特別交付税は令和7（2025）年度の決算見込額と同額としています。

❖ 国庫支出金及び県支出金

経常的な収入は、令和7（2025）年度の決算見込額を基本に見込んでいます。また、臨時的な収入は小学校統合事業に係る国庫補助金などを見込んでいます。

❖ 繰入金

減債基金と職員退職手当基金からの繰入は、各年度の負担を平準化させるため必要額を見込んでいます。

❖ 町債

小学校統合事業に係る町債として令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの間で約69.4億円を見込んでいます。また、令和7（2025）年度の臨時財政対策債が平成13（2001）年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなることから令和8（2026）年度以降も見込んでいません。

単位：百万円

区 分	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
町税	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893
地方譲与税	68	68	68	68	68
税交付金	501	501	501	501	501
地方交付税	3,160	3,396	3,303	3,454	3,456
国庫支出金	1,205	1,311	1,424	730	730
県支出金	792	721	755	718	718
繰入金	268	97	47	165	262
町債	765	2,720	4,639	243	255
その他	849	949	849	849	849
合 計	9,501	11,659	13,480	8,621	8,732
一般財源等	5,621	5,857	5,764	5,914	5,917

▲ 歳入の見込み

※1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計



③歳出の見込み

歳出の試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

❖人件費

正規職員数は令和7（2025）年度と同数で見込んでいます。また、職員の給与等は、令和6年人事院勧告に基づく給与改定を見込んでいます。

❖普通建設事業費

小学校統合事業は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（令和6（2024）年2月改訂）に基づく事業費（令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの事業費約81.8億円）で見込んでいます。

❖物件費

小学校統合事業は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（令和6（2024）年2月改訂）に基づく事業費（令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの事業費約4.3億円）で見込んでいます。また、統合小学校の開校に伴うスクールバス運行経費を見込んでいます。

❖補助費等

定住促進奨励金は現行制度（令和9（2027）年度まで）における必要額を見込んでいます。また、くらて病院運営費負担金は新病院建設に伴い発行した地方債の元利償還金に対する交付税の増額分を見込んでいます。

❖繰出金

国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金は見込んでいません。

❖前年度繰上充用金

前年度に財源不足が生じている場合に計上しています。

単位：百万円

区 分	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
人件費	1,499	1,455	1,459	1,527	1,530
扶助費	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
公債費	967	1,019	883	1,025	1,110
普通建設事業費	918	3,026	5,526	297	322
物件費	1,588	1,682	1,857	1,432	1,413
維持補修費	52	51	31	28	28
補助費等	1,794	1,681	1,627	1,653	1,649
積立金	301	361	341	301	298
投資及び出資金	81	81	81	90	90
繰出金	833	833	833	833	833
前年度繰上充用金	0	138	273	1,037	1,208
合 計	9,639	11,932	14,517	9,828	10,089

▲歳出の見込み

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

④年度末基金残高の見込み

令和11（2029）年度までの収支の累計では、約13.6億円の財源不足が生じる見込みであり、その財源不足を基金から取り崩した場合、一般会計分の基金残高は約28.8億円となり、令和7（2025）年度と令和11（2029）年度の基金残高を比較すると、財政調整基金及び減債基金は減少し、特定目的基金は増加することになります。

主な基金の取崩し額及び積立額は以下のとおりです。

❖財政調整基金

取崩し額は、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの財源不足額として総額約13.6億円を見込んでいます。

❖減債基金

取崩し額は、各年度の公債費負担を平準化させるため総額約4.1億円を見込んでいます。

❖職員退職手当基金

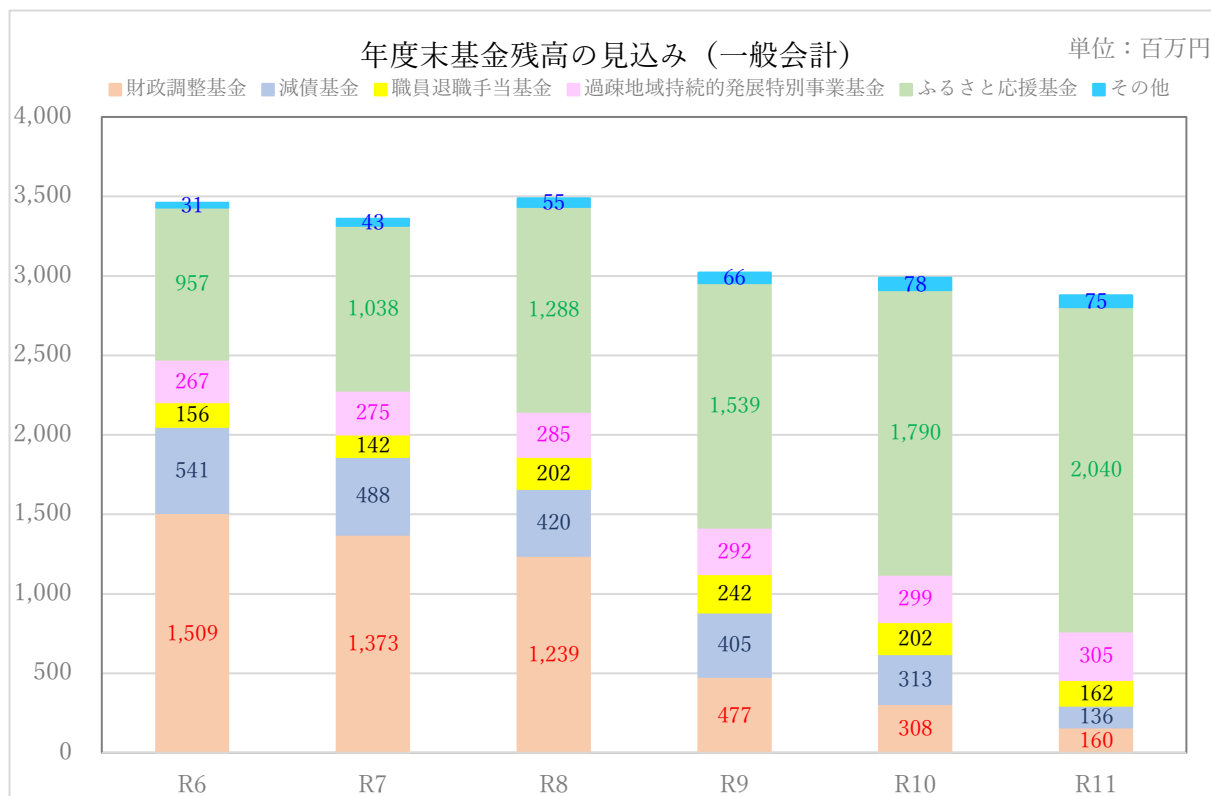
取崩し額及び積立額は、各年度の負担を平準化させるため、取崩し額は総額約0.9億円を積立額は総額約1.0億円を見込んでいます。

❖過疎地域持続的発展特別事業基金

取崩し額は、定住促進奨励金の必要額として総額約1.4億円を見込んでいます。積立額は、過疎地域持続的発展特別事業の財源に充てるため総額約1.8億円を見込んでいます。

❖ふるさと応援基金

積立額は、ふるさと応援寄附金から総額約12.5億円を見込んでいます。



▲基金残高の見込み

※1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高見込（出納整理期間の増減を含む）

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

第2部

基本構想

第1章 まちづくりの目標

第2章 土地利用構想

第1章 まちづくりの目標

1. まちの将来像

(1) 基本構想の目的

本町は、一時は石炭産業で繁栄しましたが、石炭から石油へのエネルギーの転換によって石炭産業が衰退し、昭和30年代終盤からしばらくは、旧産炭地からの脱却に向け、企業誘致や住宅地の造成、農業の振興を柱にまちづくりが進められました。近年は、前計画である第5次総合計画に基づき、都市機能を中心部に集約したコンパクトなまちづくりに取り組んでおり、大型店の出店やくらて病院の移転、役場庁舎の移転も進むなど、令和7（2025）年1月1日の町制施行70周年と同時にまちづくりは大きな節目を迎えました。

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進展などにより、さらに急激な速さで変化しています。

そのような中で、人口減少問題に対応しつつ、これから10年間の新たなまちづくりの指針を示すため、基本構想を定めるものです。

(2) 目標年次

基本構想の計画期間は、次のとおりとします。

令和7（2025）年度から令和16（2034）年度まで（10年間）

(3) まちの将来像

幾多の先祖・先人が育み、守り、そして現在まで引き継いできた地域資源は、これからも大切に守り続け、本町の発展のために有効に活用し、未来に向けて発展させていきます。

そして、すべての人が、本町の自然や教育、さまざまなコミュニティなどのあらゆる環境の中で成長し、未来を切り拓いていくまちの実現を目指します。

本町は、依然として厳しい財政運営を強いられており、多様化・複雑化する町民ニーズへの対応は大きな課題でもあります。第5次総合計画において、それぞれの分野の力が集結して「新たな力」となることで、快適で住みやすく、住む人が活気づくような、住みやすいまちづくりを進めてきました。

今後は、更なる発展へと導くため、豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかくふれあいに満ちた地域の中で、お互いが支え合い、心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強く誰もが安心して暮らせるまちを築いていき、町民一人ひとり

が、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいけるまちづくりに取り組んでいきます。

そして、町民誰もが住み続けたい、誰もが住んでみたくなる、訪れてみたくなるまち、心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指すため、本町に関わる多くの人たちが「未来の鞍手町の姿」を共有できるよう、まちの将来像とキャッチフレーズを次のとおり定めます。

まちの将来像

ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて

キャッチフレーズ

～ ひとの笑顔が地域を創る ～



人にやさしいまちをつくります

**生まれてから一生涯を
応援するまちの実現**

ゆったりライフで自分らしく
暮らせるまちをつくります

**ひとが集い笑顔が
あふれるまちの実現**

**4つの
基本目標**

いつまでも住み続けたい
まちをつくります

**魅力的で住みよい
まちの実現**

地域資源を活かした
元気なまちをつくります

**まちを支え、ひとを育む
地域産業の実現**



2. まちづくりの基本目標

基本構想で定めたまちの将来像の実現のため、4つの基本目標を定めてさまざまな取組を進めていきます。

なお、本町が掲げる4つの基本目標は、国がデジタル田園都市国家構想総合戦略で掲げる4つの目標である「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「人の流れをつくる」、「魅力的な地域をつくる」、「地方に仕事をつくる」と方向性を同じくし、地方が抱える課題の解決のため、誰一人取り残さないための取組として下記の基本目標を掲げます。また、基本目標の下階層に分野別の基本施策を掲げて取組を進めていきます。詳細は基本計画及び実施計画の部に記載しています。

基本目標

1

人にやさしいまちをつくります

生まれてから一生涯を応援するまちの実現

【国の基本目標：結婚・出産・子育ての希望をかなえる】

少子高齢化社会、人生100年時代を迎えた今日、子どもを産み育てやすい環境や子どもたちが生きる力を育む教育環境を充実させることにより、子どもから高齢者までのライフステージに応じて、誰もが生きがいを持ち続けることができるよう、「**生まれてから一生涯を応援するまちの実現**」を目指します。

また、健康づくりや介護予防の取組を推進することにより、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らし続けることができる仕組みを構築し、人が自信と輝きを持って生活できるよう、町民一人ひとりを応援し、人にやさしいまちづくりに取り組みます。

基本目標

2

ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります

ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

【国の基本目標：人の流れをつくる】

地方移住への関心の高まりや住む場所に捉われない働き方の浸透を好機と捉え、豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で誰もが誇りを持って充実した生活を送ることができるよう、必要な環境を整備し、本町への移住を促進します。

また、新たな観光資源の発掘や潜在する町の魅力の発信による関係人口の拡大と地域の活性化を図り、「**ひとが集い笑顔があふれるまちの実現**」を目指します。

基本目標

3

いつまでも住み続けたいまちをつくります

魅力的で住みよいまちの実現

【国の基本目標：魅力的な地域をつくる】

人口減少や少子高齢化が進む中でもワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、本町が将来にわたって「住んで良かった」と誇れるまちであり続けることを目指します。

豊かな自然と調和した住環境の中で暮らしたくなるまちを形成し、利便性と快適性を備えたカーボンニュートラルの実現と循環型社会の構築に向けたいつまでも住み続けたいまちを実現するとともに、次世代へと人がつながり誰もがいきいきと暮らすまちにおいて、さまざまな立場の町民が、ともに未来を見据えて自分らしく暮らせるまちづくりに取り組み、「**魅力的で住みよいまちの実現**」を目指します。

基本目標

4

地域資源を活かした元気なまちをつくります

まちを支え、ひとを育む地域産業の実現

【国の基本目標：地方に仕事をつくる】

本町が将来にわたって発展し続けていくため、地域経済を支える産業を育成・支援するとともに、本町の基幹産業である農業を核として商工業の活性化などに取り組めます。

また、農業資源の適切な保全管理を推進するため、人や地域を支える安定した農業経営を後押しするとともに、新たな産業分野での創業や特産物のブランド化による仕事の創出にも取り組み、「**まちを支え、ひとを育む地域産業の実現**」を目指します。



3. 将来人口

本町の総人口は、平成7（1995）年以降5年ごとにおよそ1,000人ずつのペースで減少しています。

しかし、平成27（2015）年の国勢調査結果に基づく人口推計では、5年後の令和2（2020）年の総人口が14,813人にまで減少すると予測されていましたが、令和2（2020）年の国勢調査の結果では15,080人となり、推計よりも減少幅は少なくなっています。

民間組織である人口戦略会議が令和6（2024）年4月に公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、本町は、30年後の20代・30代の女性人口の減少率が50%以上となる見込み（消滅可能性都市）となったため、対策としては「社会減対策に、より注力すべき」であるとの見解が示されています。

そのため、本町においては、社人研による推計値を基準としながら、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じたものとして人口を推計し、これまでの人口減少対策に特化した取組や子育て支援に一層力を入れることにより社会減の解消を実現するものとして、次のように将来人口の目標を定めます。

（1）短期目標

第6次総合計画前期基本計画の計画期間である令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの間に社会動態が安定的に増加することを目標とし、令和12（2030）年10月1日を基準日とする国勢調査の総人口の目標を13,300人とします。

（2）中期目標

10年後を見据えて、令和17（2035）年の総人口の目標を12,400人とします。

（3）長期目標

国が掲げる長期ビジョンの期間に合わせた25年後の令和32（2050）年の総人口の目標を11,000人とします。

短期目標	令和12（2030）年の総人口	13,300人
中期目標	令和17（2035）年の総人口	12,400人
長期目標	令和32（2050）年の総人口	11,000人

第2章 土地利用構想

1. まちづくりの基本理念と目標

まちづくりの理念は、平成28（2016）年3月に改訂された鞍手町都市計画マスタープランに次のように定められています。

まちづくりの理念

鞍手町の豊かな自然環境を次の世代に残し、そしてみんなが鞍手町のことを好きになるまちづくり

まちづくりの目標

- ❖ 自然的環境と都市的環境との調和を図り、限りある自然を残す
- ❖ 先人の残した歴史と文化を保全し、将来にわたって継承していくまちづくり
- ❖ 子どもからお年寄りまでが住みやすいと思えるコンパクトなまちづくり
- ❖ 町外への町の魅力発信と、新たな定住環境の充実

目指す将来像

豊かな自然と歴史に囲まれた、魅力あふれるコンパクトなまち





2. 土地利用の基本方針

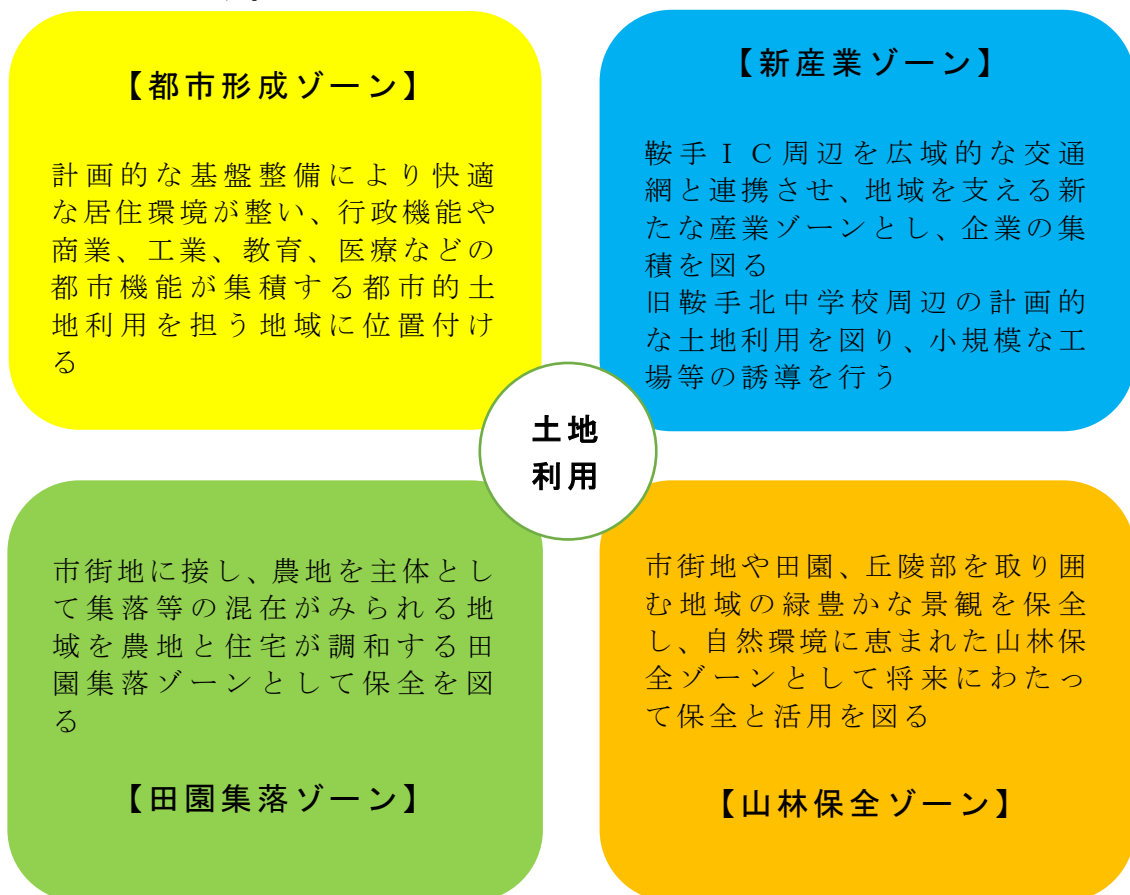
(1) 将来都市構造

本町では、目標とする将来都市構造として、「都市機能拠点」、「産業拠点」、「観光レクリエーション拠点」を設定しています。

都市機能拠点	交差する都市計画道路とＪＲ鞍手駅の交通機能を活かし、行政、交通、医療、文化などの施設が立地し都市機能が集積する賑わいのある地域として生活機能の集約を図る
産業拠点	都市計画道路直方鞍手線沿線に鞍手ＩＣを中心として地域を支える産業が集積する地区として企業の集約を図る
観光レクリエーション拠点	ゴルフ場や歴史文化資源を活かした観光レクリエーション機能の充実を広く周知することで観光客の増加を図る

(2) 土地利用

本町の基盤である土地の利用における方向性を４つのゾーンに区分し、有効利用を進めていきます。



▲将来都市構造（都市計画マスタープラン）（出典：地域振興課（都市整備課））



▲将来都市構造（都市計画マスタープラン）（出典：地域振興課（都市整備課））



（３）土地利用構想

土地は、町の資源であり、土地活用を行うことで町の発展につながります。また、土地の利用状況により、環境等にも大きく影響を与えます。そのため、土地利用については地域の現状や将来を見据えた計画的な誘導と規制が必要です。

（４）土地利用の課題

本町の土地利用は、人口が集中する市街地、農地と集落が混在する田園集落地、緑豊かな山林などに大別されます。近年、鞍手ＩＣや北九鞍手夢大橋の完成や都市計画道路直方鞍手線の整備が進んだことで土地利用に変化が生じています。

（５）土地利用の基本方針

今後も人口減少や少子高齢化が進むことを想定し、コンパクトで環境負荷の小さな持続可能なまちの形成に取り組みつつ、誰もが安全で快適な生活を送ることができるまちづくりを目指します。

また、農地や山林等は基本的に保全していきながら、必要に応じて周辺との調和に配慮し、有効活用を図ります。

3. 立地適正化計画

本町では、都市の現状把握・分析を行い、課題を整理した上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき将来都市像を設定した鞍手町立地適正化計画を令和4（2022）年3月に策定しました。

本町が抱える課題は、「人口密度の維持」、「中心拠点機能の活性化」、「公共交通の確保・維持」、「災害に対する安全対策」で、4つの課題を解決するためのまちづくりの目標と方針を次のように定めています。

鞍手町立地適正化計画

住み良さと便利さを実感できるコンパクトで災害に強いまち

課 題	方 針
人口密度の維持	移住・定住施策を拡充し、居住誘導区域へ居住を誘導します
中心拠点機能の活性化	都市機能を集積し、回遊性の高い便利なまちを構築します
公共交通の確保・維持	公共交通を確保・維持し、車に頼らない暮らしが可能なまちを目指します
災害に対する安全対策	さまざまなリスクに対応した災害に強いまちづくりを進めます

本町では、人口減少下にあっても、将来にわたって住み続けられるまちを維持していくため、まちづくりの目標方針に基づき、移住・定住施策を拡充し、居住誘導区域へ居住を誘導していくこととしています。

特に、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、回遊性の高い便利なまちを構築することとしています。

第3部

基本計画

第1章 基本計画の概要

第2章 人口ビジョン

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略

第4章 前期基本計画

第1章 基本計画の概要

1. 計画期間

基本計画は、10年間の基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、時代の変化を的確に捉えながらまちづくりを推進していく必要があるため、前期と後期に区切ってそれぞれ5年間で設定し、複雑化、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応しながら柔軟な行政運営ができる計画としています。

前期基本計画	令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで（5年間）
後期基本計画	令和12（2030）年度から令和16（2034）年度まで（5年間）

2. 基本計画の構成

基本計画は、本町の行政運営を総合的に進めるための分野ごとの基本的な方向性を示しており、基本構想に掲げた将来像の実現に向けた各施策の中間目標を掲げています。

また、本計画は、地方創生の取組を示した地方版総合戦略を包含していることから、その前提となる人口の将来展望を示した「人口ビジョン」と「鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を基本計画の構成要素としています。

なお、基本計画に掲げた各施策の中間目標を実現するための具体的な取組は、実施計画に位置付けて実施していきます。

3. 事業評価手法

(1) 政策マネジメント

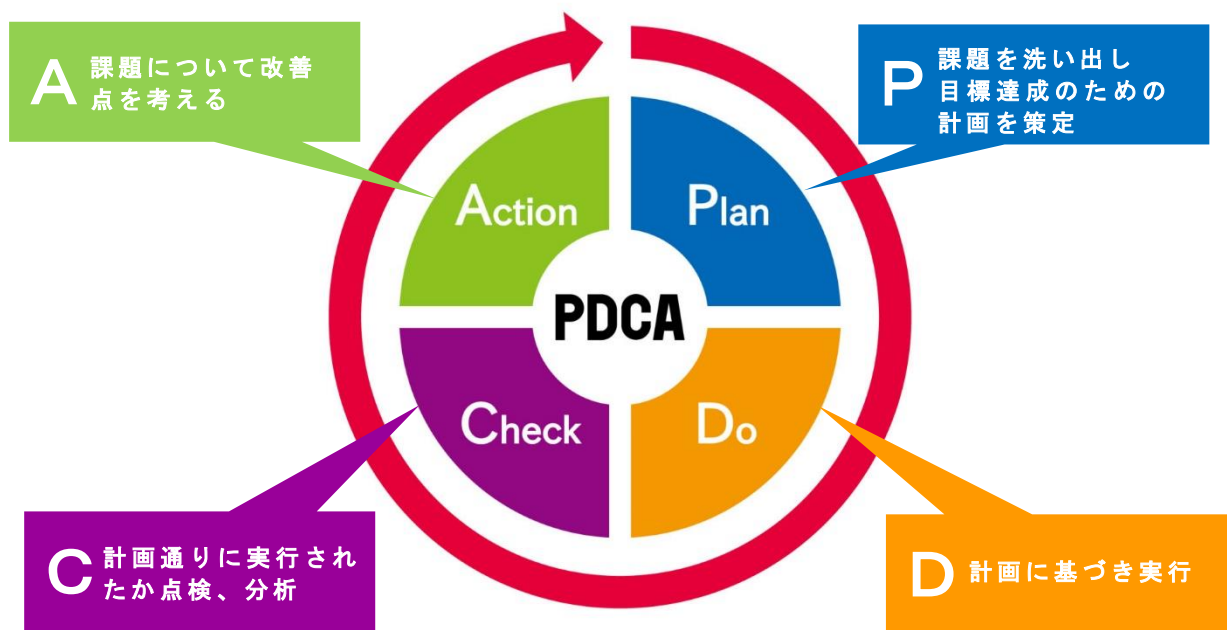
社会経済情勢や住民ニーズが変化する中、総合計画を将来にわたって持続的かつ効率的に実施し、実効性のある計画として運用していくためには、常に住民のニーズを的確に把握するとともに、行政施策の成果について評価・点検をしながら絶えず見直しを行い、その一連の過程の正当性・透明性を確保して、住民への説明責任を果たすしくみを確立する必要があります。

今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、事業評価は、行政活動の結果を振り返り、その結果を翌年の取組や次の計画策定に反映させ、常に良質な行政サービスを提供していくために必須の要素であり、行政経営上のあらゆる場面において、改革・改善を進めるきっかけとなるものであるため、地方自治体が自立経営を続けていくための重要な手段となります。

(2) PDCAサイクル

本計画においては、「PDCAサイクル（計画→実施→評価・点検→見直し）」の手法による行政評価サイクルのしくみを取り入れるとともに、その評価の基準となる明確な目標値を設定することにより、目標の達成状況を把握しながら絶えず改善し、施策の有効性の向上につなげていきます。

なお、このサイクルは、基本計画と実施計画において実施していきます。



▲PDCAサイクル

（３）目標値の設定

基本計画においては、政策展開の成果を総合的に示す指標の目標値を設定します。目標値は、前期基本計画及び後期基本計画の最終年度において達成すべき値として設定します。

（４）K P I

目標値として、「K P I」を設定します。K P Iとは、Key Performance Indicatorの略で「重要業績評価指標」のことを言います。目標を数値として設定することで、客観的な効果検証が可能となります。

なお、K P Iは、次の事項を踏まえて、分かりやすく測りやすい指標を設定します。

①アウトカムベースの指標

施策に取り組んだ結果、住民や事業所、社会経済などにもたらされる成果・効果を把握する指標として設定します。

②アウトプットベースの指標

施策の実施回数や仕事量など、住民や事業所、社会経済などに成果・効果をもたらすために、どれだけ取り組んだかを把握する指標として設定します。

③毎年度、数値を把握できる指標

施策の成果・効果を把握する手段として、統計調査の結果やアンケート調査の結果を活用することがありますが、5年に1度しか把握できない場合などもあります。施策は常に改善しながら取り組む必要があるため、成果・効果を毎年度把握できる指標を設定します。

（交通事故の抑制に関する指標の例）

	K P I	現状値	目標値
アウトカム指標	交通事故の発生件数	年間 20 件	年間 10 件
アウトプット指標	交通安全啓発活動の実施回数	年間 5 回	年間 10 回

（５）評価手法

実施計画に掲げるすべての事業について、年度ごとにP D C Aサイクルによる継続的な評価・改善を行い、効率性・実効性を追求しながら施策に取り組んでいきます。

4. 進行管理

（１）進行管理の目的

第6次総合計画は、進行管理を適切に実施することにより、計画の実効性を担保することとしています。

（２）計画の進行管理・検証

各事務事業の進行管理は、基本構想及び基本計画に位置付けた目標を達成するため、実施計画に掲げた事務事業に取り組んだ後に成果指標を把握し、達成状況や有効性・効率性の点検を踏まえて事業の見直しを行うことにより、着実に推進していきます。

- ①実施計画のみなし評価を行い、次年度当初予算編成時に次年度以降の3年間の事務事業シートを作成します。
- ②ヒアリングにより、次年度以降の事業実施の可否を決定し、予算との整合性を図ります。11月上旬～下旬
- ③実施計画の正式な評価は、翌年の8月までにPDCAサイクルにより各担当部署において行い、総合計画進行管理検証シートを作成します。
- ④評価結果の検証は、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において、その評価と今後の取組の方向性について報告し、意見を聴取します。
- ⑤年度報告書を作成し、議会へ報告します。

第2章 人口ビジョン

1. 鞍手町人口ビジョンの位置付け

鞍手町人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）は、鞍手町における人口の現状を分析することで、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものです。人口ビジョンは、今後目指すべき将来の方向性として第6次総合計画の基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けた基礎資料となります。

（1）人口ビジョンの策定と対象期間

今回策定する人口ビジョンの対象期間は、社人研の推計期間である令和32（2050）年までを基本とします。

（2）目標値

人口の将来展望に関しては社人研の人口推計を基準値として、短期・中期・長期の3段階の目標値を掲げ策定します。

短期目標	令和12（2030）年	13,300人
中期目標	令和17（2035）年	12,400人
長期目標	令和32（2050）年	11,000人

（3）人口動向分析・将来人口推計に関する基礎資料等

人口動向の分析や将来人口の推計は、次の事項に基づいて行っています。

①人口動向の分析

- ア 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況进行分析
- イ 性別・年齢階級別の地域間の人口移動の分析
- ウ 性別・年齢階級別の産業人口の状況の分析

②推計期間 令和32（2050）年まで5年毎

③基礎資料 地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）

④データ 社人研の人口推計

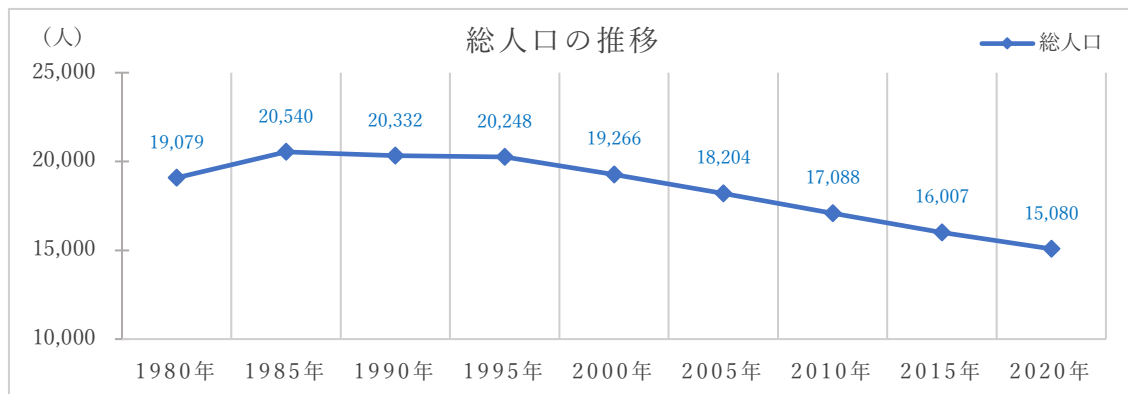
国勢調査（総務省）
人口動態統計（厚生労働省）
学校基本調査（文部科学省）
経済センサス-活動調査（経済産業省）
住民基本台帳 等

- ⑤基準値 将来人口の推計は、社人研による推計値を基準値として推計
人口の将来展望は、自然動態に関する目標として「令和 22(2040)
年までに出生数を年 80 人まで増加」、社会動態に関する目標とし
て「令和 32 (2050) 年までに若者夫婦（20 歳～30 歳代夫婦）の
移住を年 60 組まで増加」とする仮定値を設定し推計
- ⑥数値 表やグラフ上の数値は、年齢不詳分を按分して作成しているため、
合計が必ずしも一致しない
割合も四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない

2. 人口動向分析

(1) 総人口の推移

国勢調査の結果によると、昭和55（1980）年以降の本町の総人口は、昭和60（1985）年をピークに減少が続いており、特に平成7（1995）年以降は5年間に1,000人ずつのペースで減少しています。



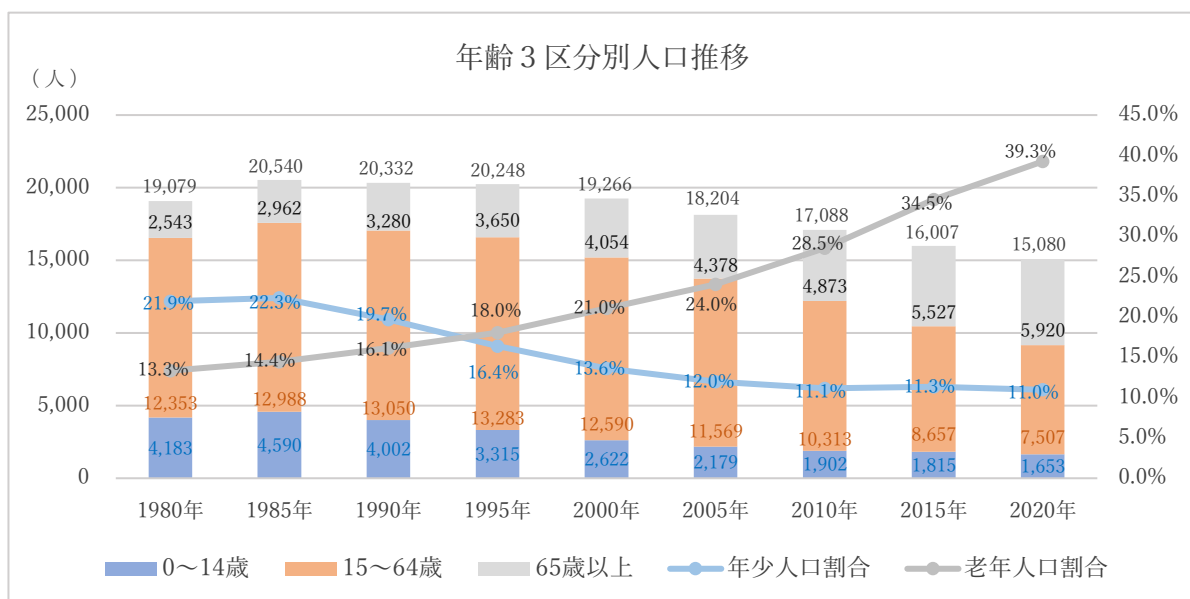
▲総人口の推移（出典：国勢調査）

(2) 年齢3区分別人口の推移

下のグラフは、本町の昭和55（1980）年から令和2（2020）年までの40年間の年齢3区分別人口推移です。

平成27（2015）年の国勢調査結果に基づく人口推計では、令和2（2020）年の総人口が14,813人まで減少すると予測されていましたが、令和2（2020）年の国勢調査の結果では15,080人となり、推計値よりも減少幅は小さくなっています。

しかし、年少人口割合については、11.4%と予測されていましたが、推計値よりも0.4ポイント低い11.0%となり、予測よりも少子化が進んでいることから、少子化対策が急務となっています。

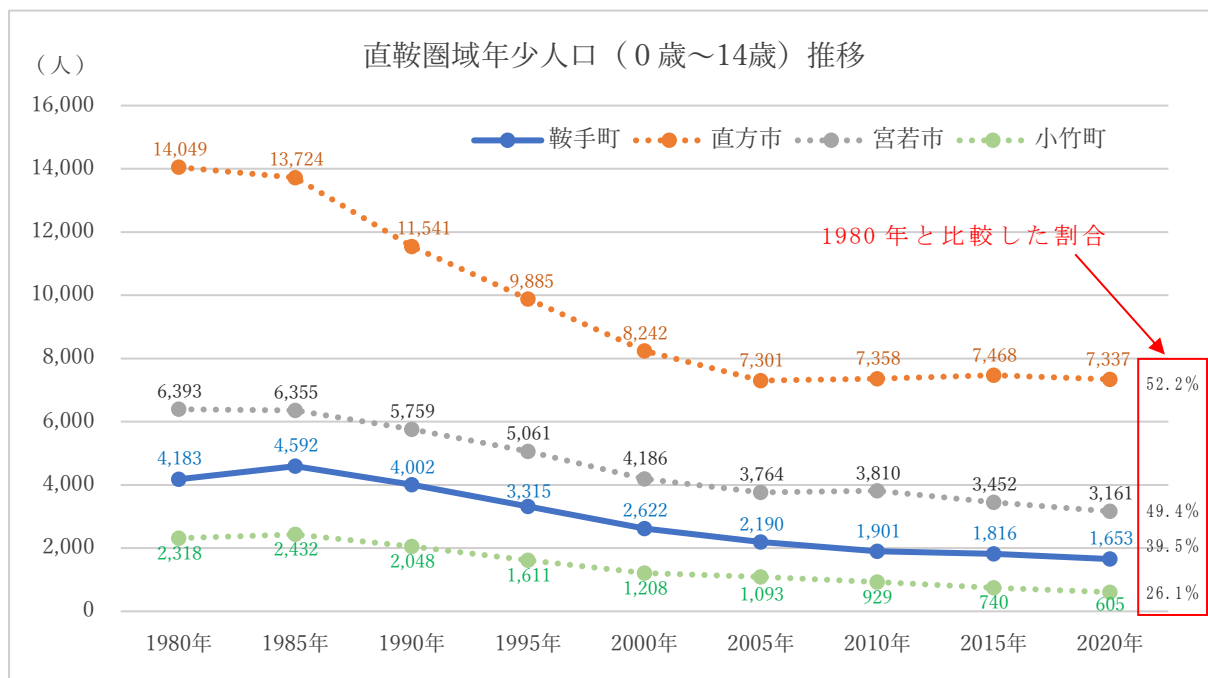


▲年齢3区分別人口の推移（出典：国勢調査）

(3) 年少人口割合の推移

下のグラフは、直鞍圏域の年少人口（0歳から14歳まで）の推移です。

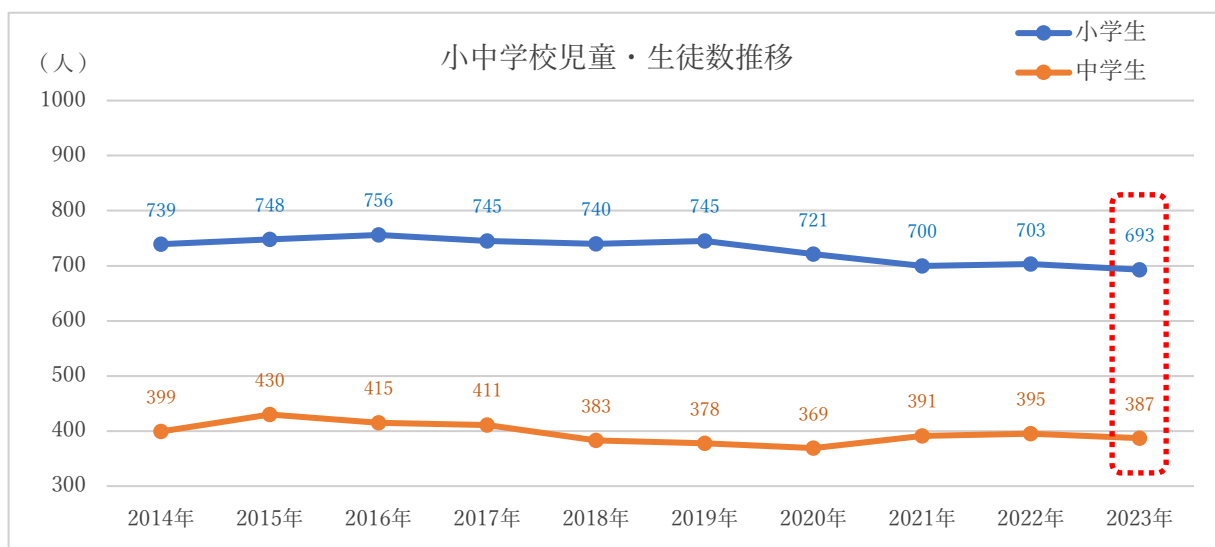
いずれの自治体においても年少人口は減少しており、本町においても昭和55（1980）年と比較して、令和2（2020）年には39.5%まで減少しています。



▲直鞍圏域年少人口（0歳～14歳）推移（出典：国勢調査）

また、直近10年間の小中学校の児童・生徒数については、小中学生ともに微増、微減を繰り返し急激な変化はありませんが、平成26（2014）年と比較して小学生は46人、中学生は12人減少しています。

このことから、今後も次代を担う児童・生徒数の維持や増加に向けて、教育環境の整備や子育て支援策がより一層必要と言えます。

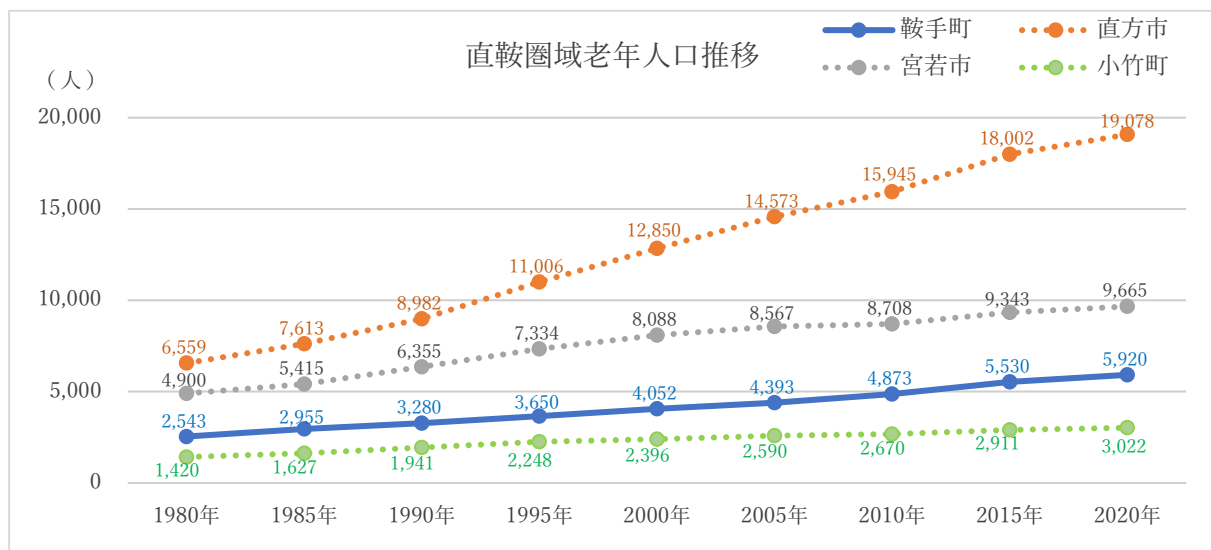


▲小中学校児童・生徒数推移（出典：学校基本調査）

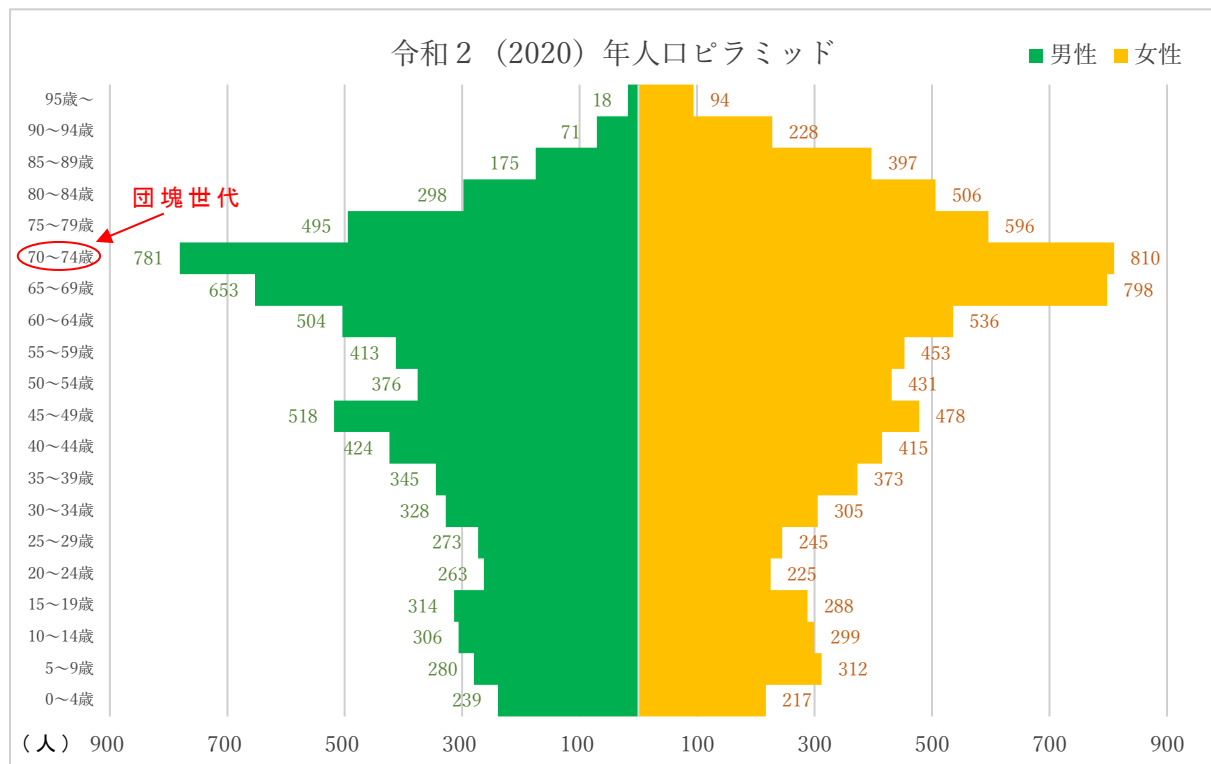
（４）老年人口割合の推移

令和2（2020）年の老年人口（65歳以上）割合は39.3%と、平成27（2015）年基準の社人研の推計で39.2%とされていた予測値よりも0.1ポイント高くなっています。令和2（2020）年の老年人口（65歳以上）割合は、平成22（2010）年の調査時から10年間で10ポイント以上の増となり、老年人口割合は急速に高まっています。

今後も高齢化が進むことが予測されますが、これは、最も人口の割合が多い昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までに出生した団塊世代が70歳以上の高齢者層となっているためで、人口構造に大きな影響を与えています。



▲人口推移（出典：国勢調査）



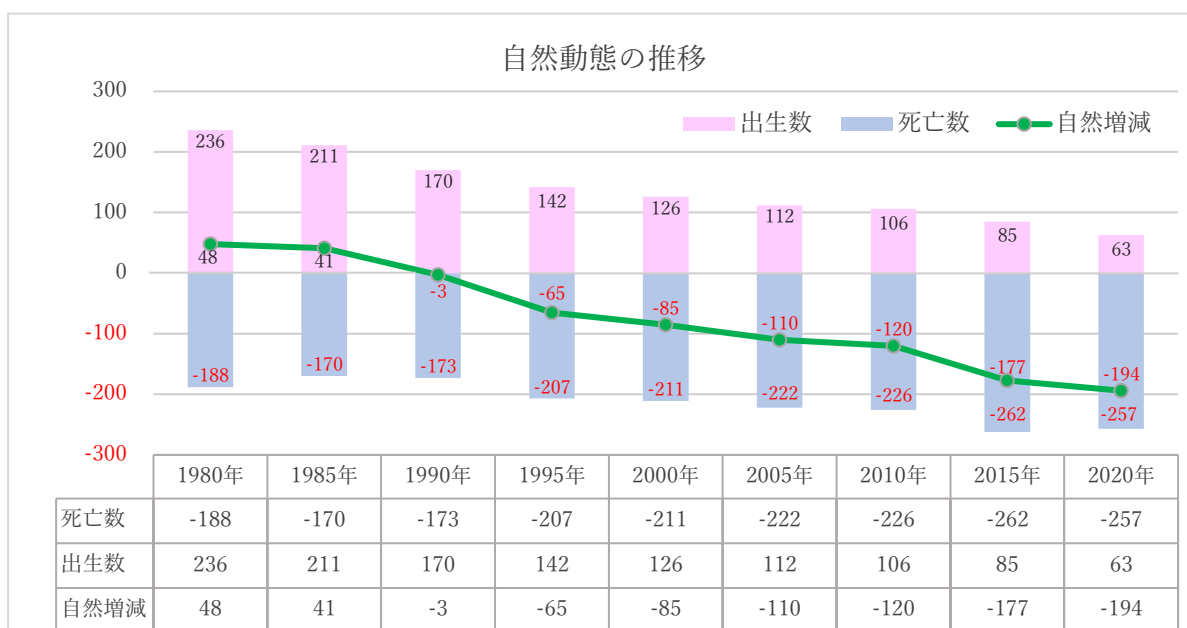
▲人口ピラミッド（出典：国勢調査）

（５）自然動態の推移

出生数は、依然として減少が続いており、昭和 55（1980）年には 236 人であった出生数は、令和 2（2020）年には 63 人にまで減少しています。

一方、死亡数は近年増加傾向にあり、平成 2（1990）年以降は、死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。

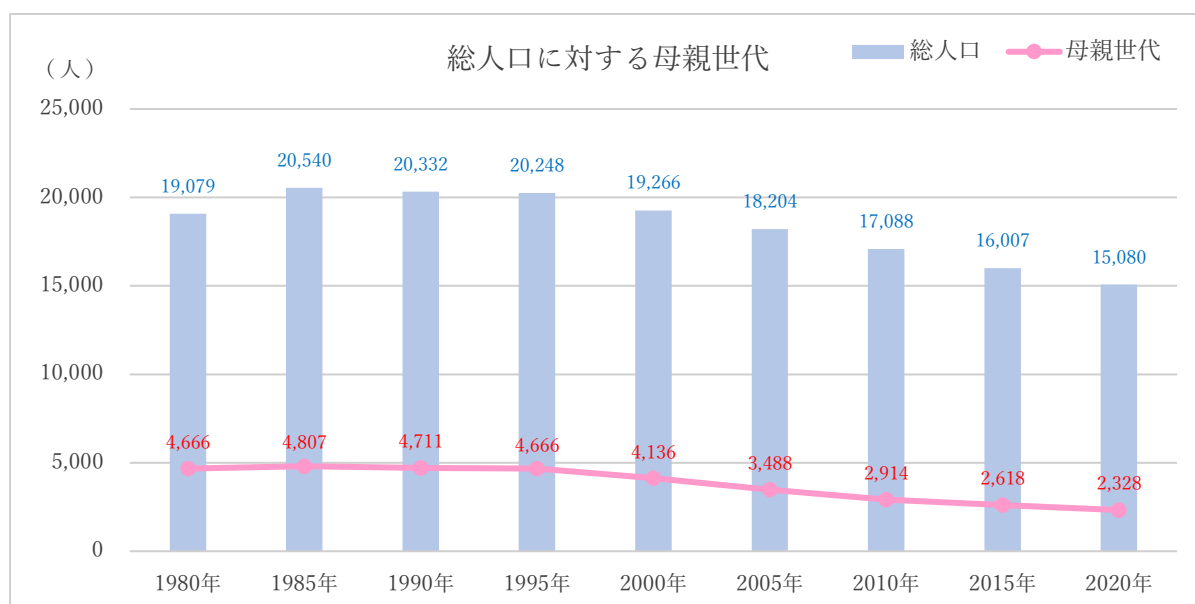
今後も自然減の抑制を目指し、子どもを産み育てやすい環境のさらなる整備が必要です。



▲自然動態数の推移（出典：国勢調査）

（６）母親世代人口の推移

出生数を左右する母親世代（15～49 歳の女性）の人口は昭和 60（1985）年以降減少傾向で推移し、令和 2（2020）年には昭和 55（1980）年の約 48.4%にまで減少しています。



▲総人口に対する母親世代数の推移（出典：国勢調査）

（7）合計特殊出生率の推移

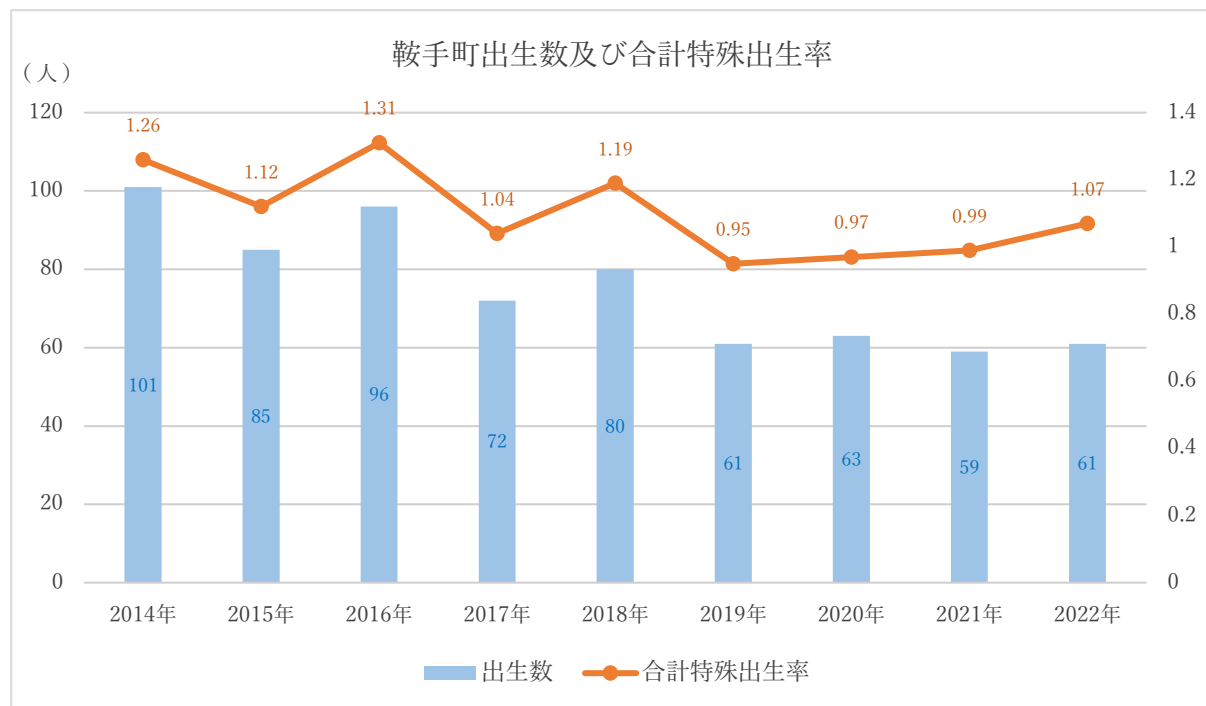
1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率は、昭和22（1947）年～24（1949）年の第1次ベビーブーム期には4.32でしたが、昭和25（1950）年以降急激に低下しました。その後、昭和46（1971）年～49（1974）年の第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50（1975）年以降さらに低下傾向となっています。平成元（1989）年には、それまで最低であった昭和41（1966）年・丙午の数値を下回って1.57を記録し、さらに平成17（2005）年には1.26まで低下、平成18（2006）年からは増加に転じ、平成25（2013）年には1.45まで回復しましたが、第3次ベビーブームの到来とまでは言えず、その後は再び低下傾向となり、令和5（2023）年には1.20まで低下しています。

本町においても、出生数は平成26（2014）年まではほぼ横ばいで100人前後でしたが、ここ数年は100人を下回っています。

令和4（2022）年の合計特殊出生率は、全国及び福岡県はともに1.26ですが、本町においては1.07と大きく下回っています。

令和6（2024）年6月に行った「結婚・出産・子育てに関する住民アンケート」によると、理想とする子どもの数は、「2人」が最も多く44.4%、次いで「3人」が36.1%となっており、子どもの数が「2人以上」を理想とする回答が87%ありましたが、理想と現実に差が生じています。

同アンケートには、子どもを産み育てるために必要な支援策や環境の整備充実を望む意見が多くありました。特に「産婦人科・小児科などの医療機関の充実」、「保育料負担の軽減」、「公園・広場等の遊び場の充実」などの意見が上位を占めました。



▲鞍手町出生数及び合計特殊出生率（出典：人口動態統計、2021年、2022年出生届より）

（８）年齢階級別未婚率の推移

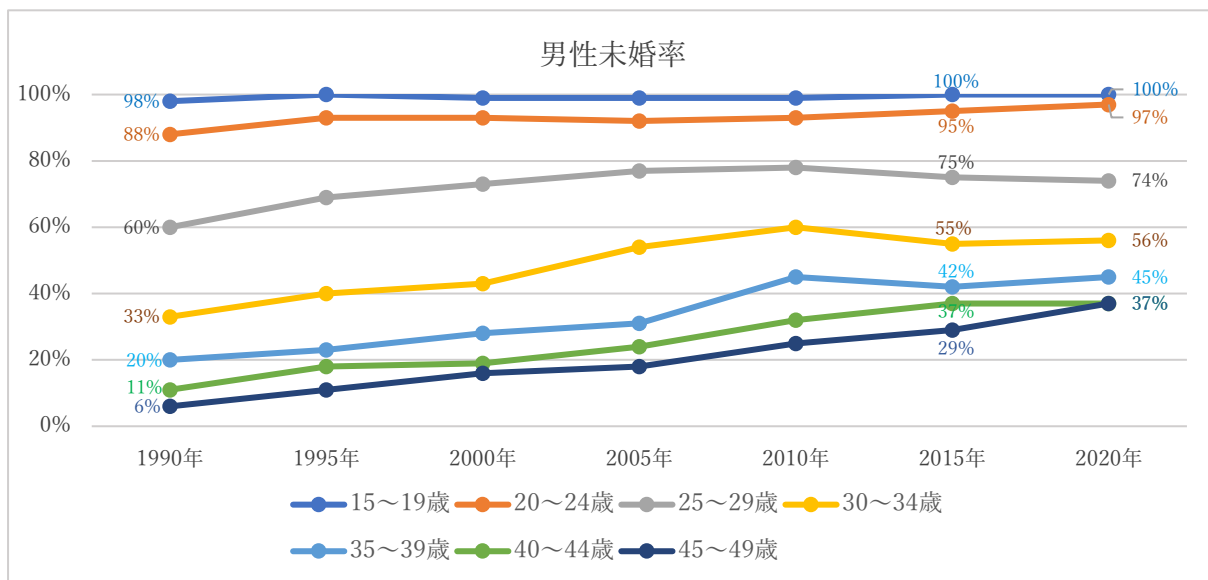
本町の15～49歳の男女別の未婚率の推移は、昭和55（1980）年以降、男女とも増加傾向にあります。

このうち男性の令和2（2020）年の未婚率は、平成27（2015）年と比較して25～29歳で若干低下していますが、45～49歳では大きく上昇しています。

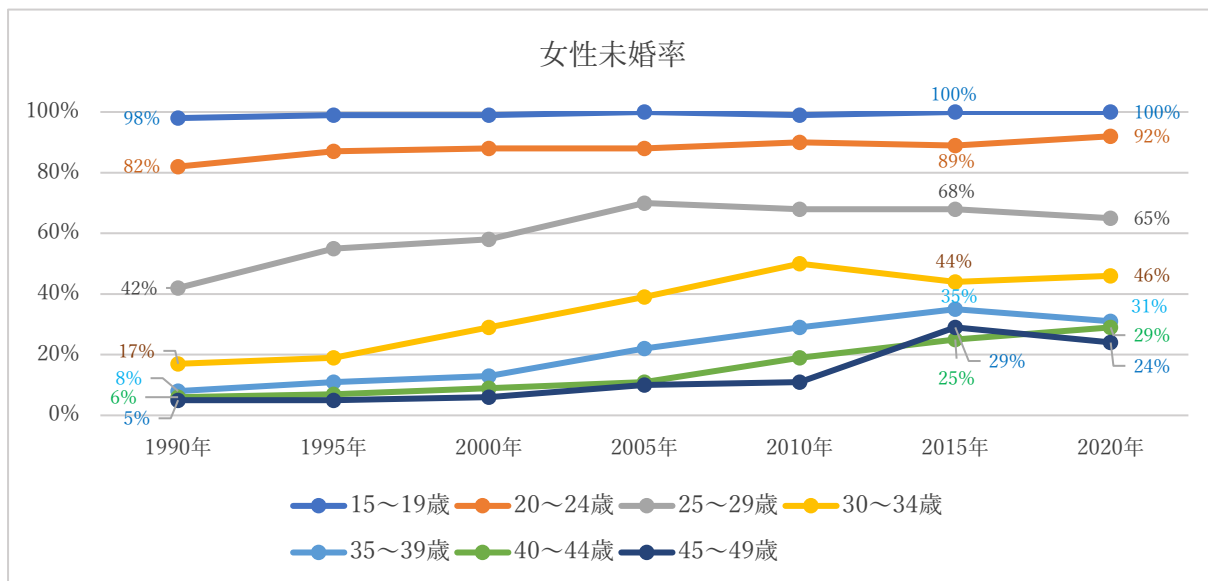
一方、女性の令和2（2020）年の未婚率は25～29歳で若干低下、35～39歳と45～49歳の世代で大きく低下しています。

そのほかの世代は、男女とも平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて未婚率が横ばい、または上昇しています。

なお、令和6（2024）年6月に行った「鞍手町まちづくりに関するアンケート」によると、結婚（再婚を含む）を希望する割合は53.5%と前回令和元（2019）年の調査48.9%に比べると若干上昇していますが、前々回平成27（2015）年の調査81.8%に比べると大きく低い値となっています。



▲ 男性の未婚率の推移（出典：国勢調査）

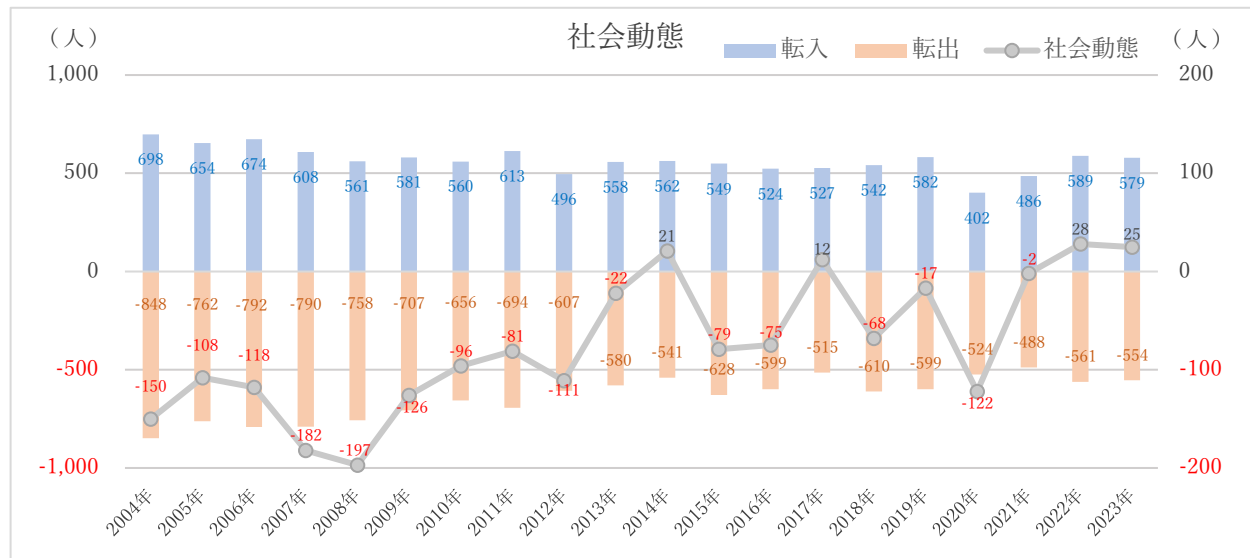


▲ 女性の未婚率の推移（出典：国勢調査）

(9) 社会動態の推移

本町では、昭和40（1970）年代から昭和60（1990）年代前半にかけて、住宅地の造成が行なわれた影響により転入超過となった昭和60（1990）年代前半を除き、社会減少が続いています。平成26（2014）年度にプラスとなった社会動態は、定住促進奨励金交付事業に一因があったと思われましたが、それ以降、令和3（2021）年度までの間に関しては平成29（2017）年度を除いてマイナスとなっています。

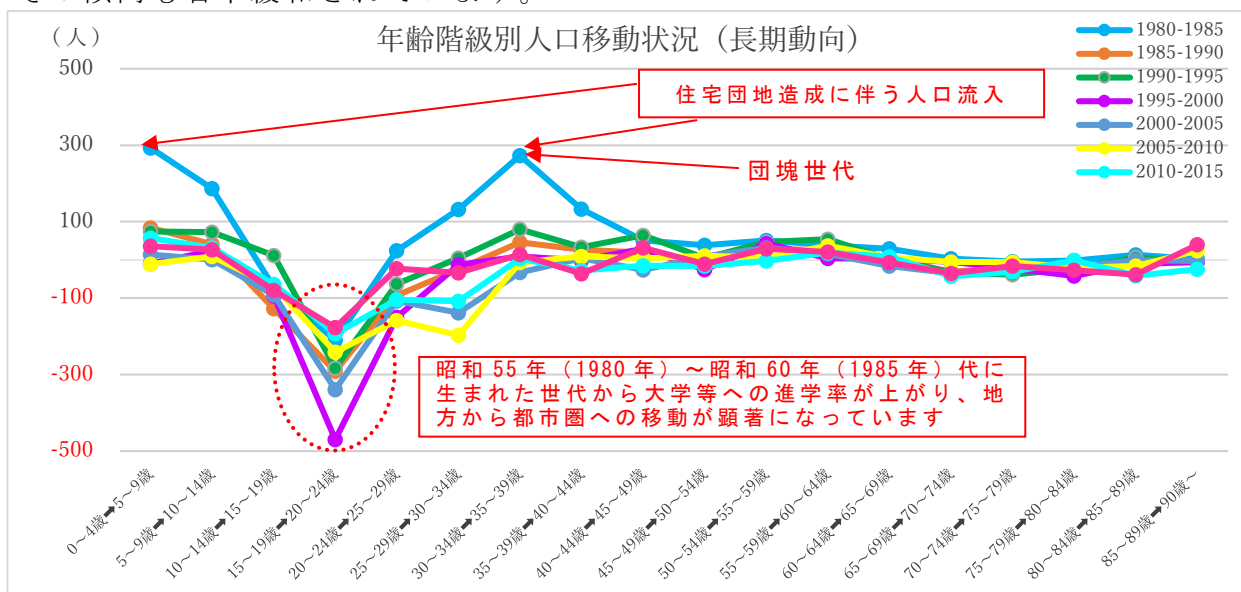
しかし、令和4（2022）年度、令和5（2023）年度は連続してプラスに転じており、定住促進奨励交付金事業等の移住定住支援事業の効果が現れているものと考えられます。



▲社会動態の推移（出典：住民基本台帳）

(10) 年齢階級別の人口移動状況の長期的動向

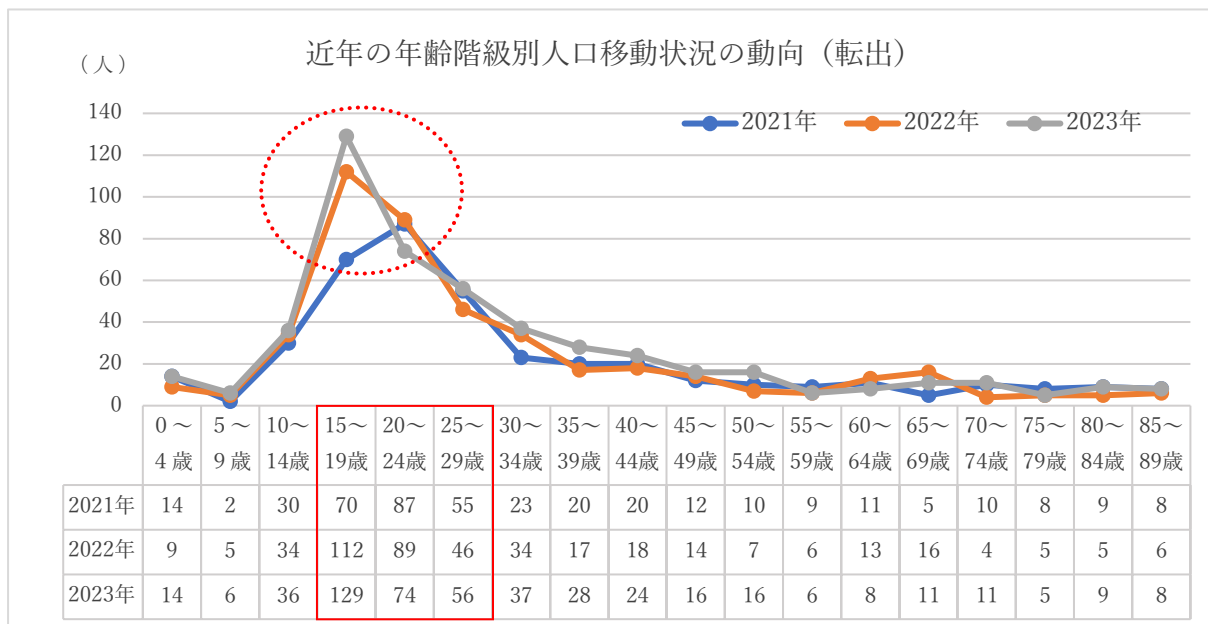
昭和55（1980）年からの長期的な人口移動の状況をみると、大学等への進学タイミング（15～19歳→20～24歳）で大幅に転出が増加していますが、近年ではその傾向も若干緩和されています。



▲年齢階級別人口移動状況長期的動向（出典：国勢調査）

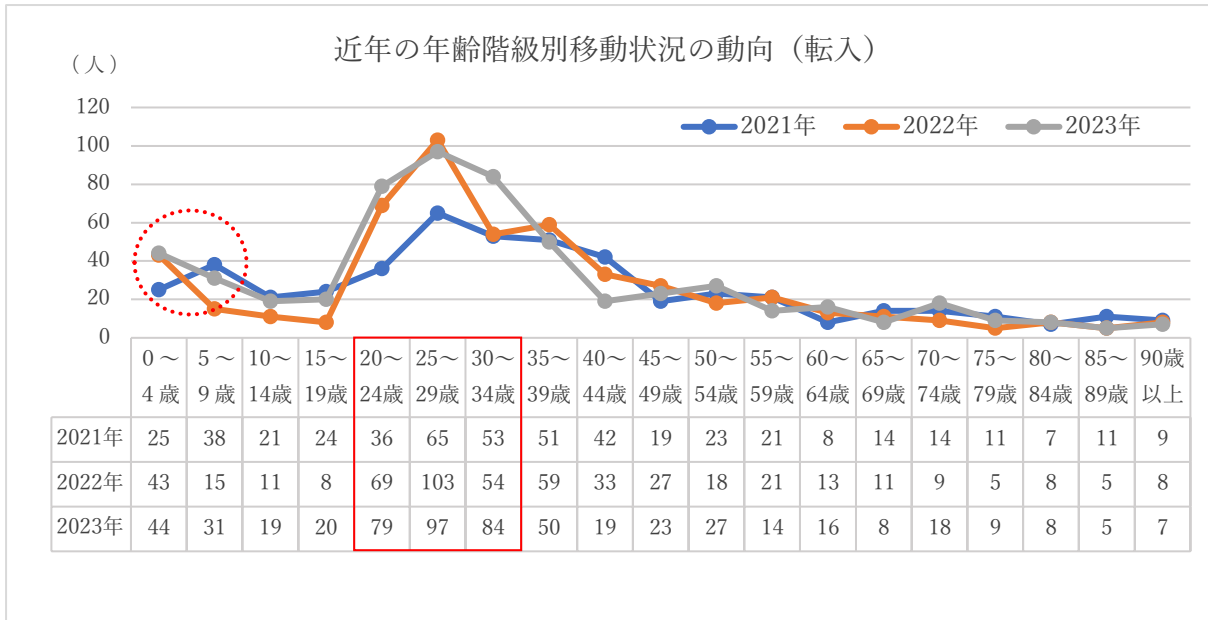
(11) 近年の年齢階級別の人口移動状況

直近の人口移動をみると、長期的動向と同じく、大学等への進学タイミングで大幅に転出が増加しています。



▲年齢階級別人口移動状況の近年の転出動向（出典：住民基本台帳）

一方、転入は子育て世代である20～34歳の転入が多く、それに伴い子ども（0～9歳）の転入も若干多くなっています。

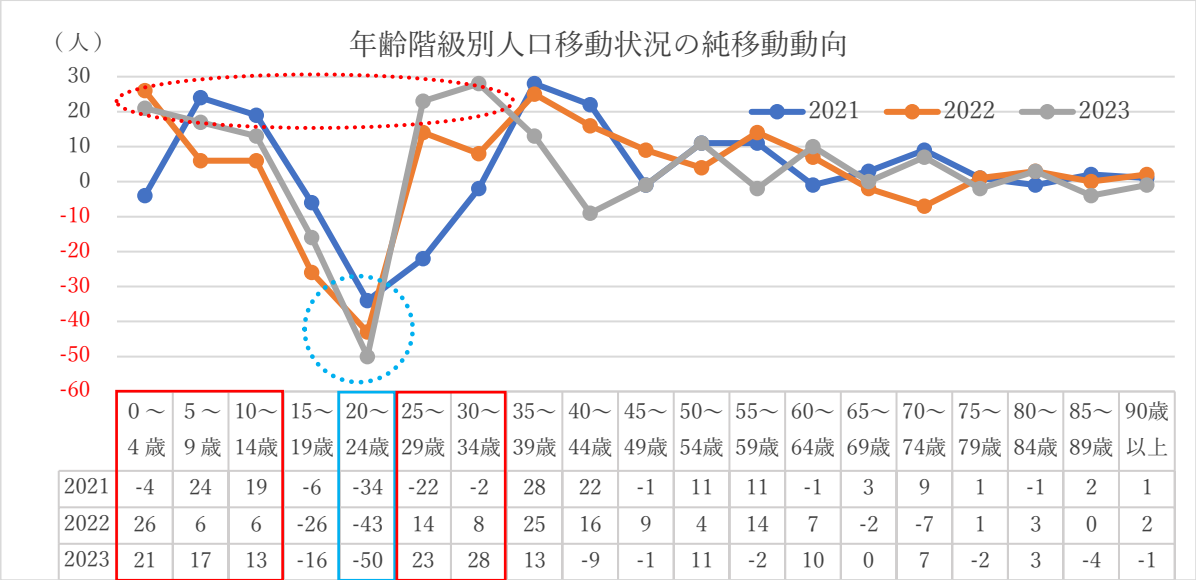


▲年齢階級別人口移動状況の近年の転入動向（出典：住民基本台帳）

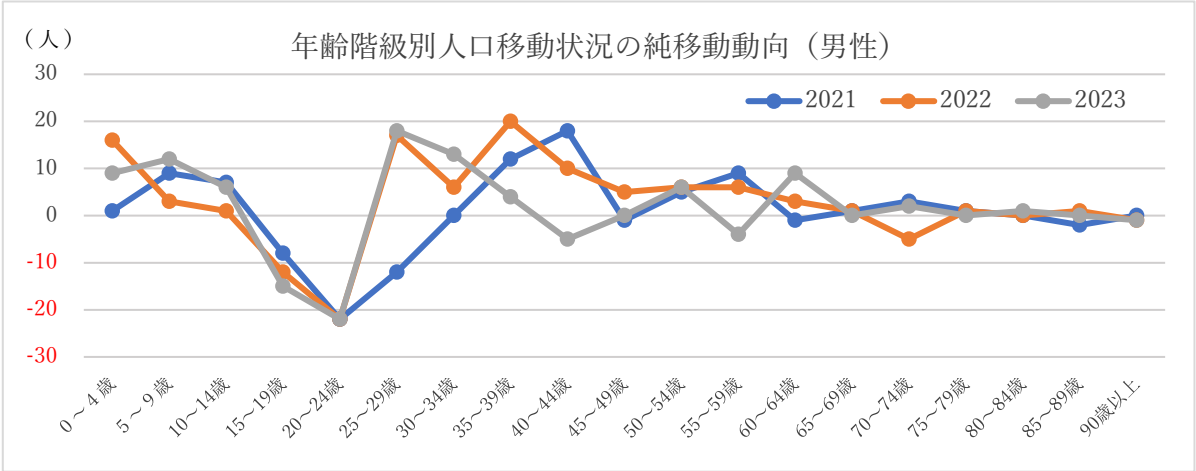


下のグラフは、年齢階級別人口の転入・転出の純移動（社会増減）の状況です。大学進学するタイミングの世代で転出超過が顕著となっている一方、子育て世代及びその子どもの世代では転入超過となっています。

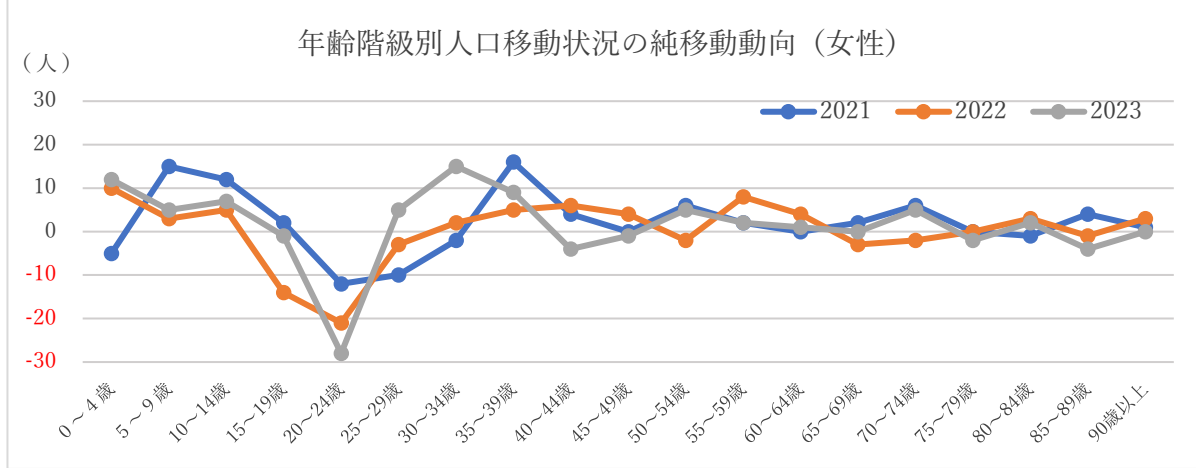
その他の世代では転出数、転入数が均衡しており、直近3年間は大きな変動は見られません。



▲ 年齢階級別人口移動状況の純移動動向（出典：住民基本台帳）



▲ 年齢階級別人口移動状況の純移動動向（男性）（出典：住民基本台帳）

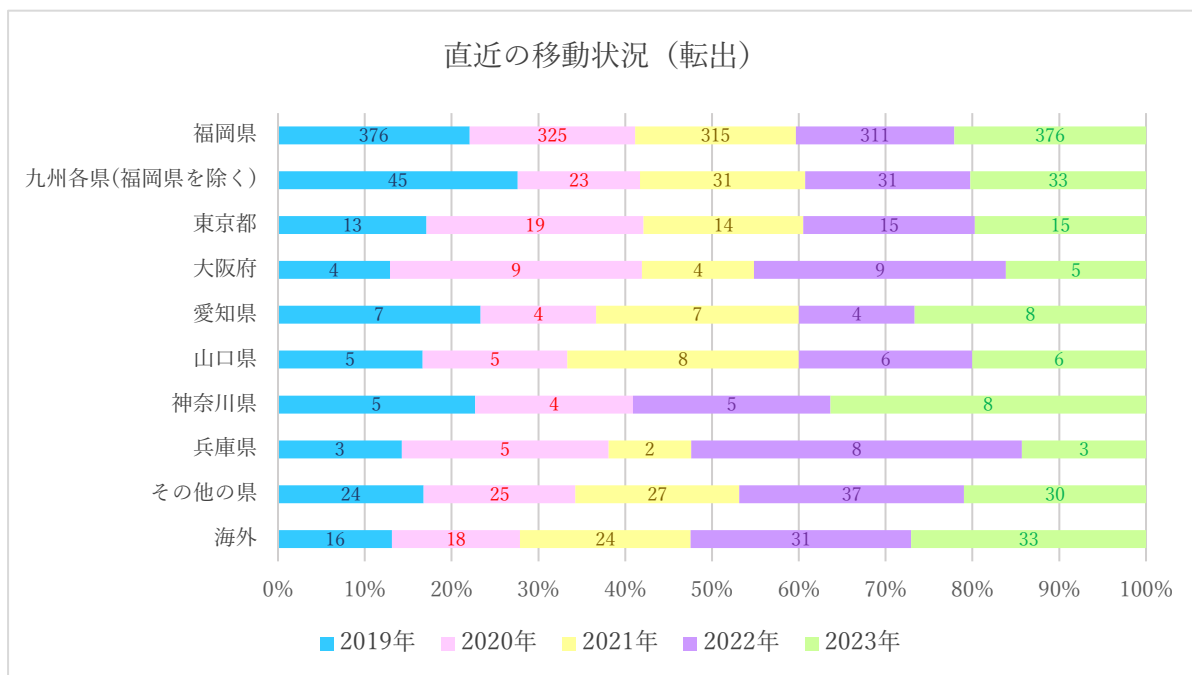


▲ 年齢階級別人口移動状況の純移動動向（女性）（出典：住民基本台帳）

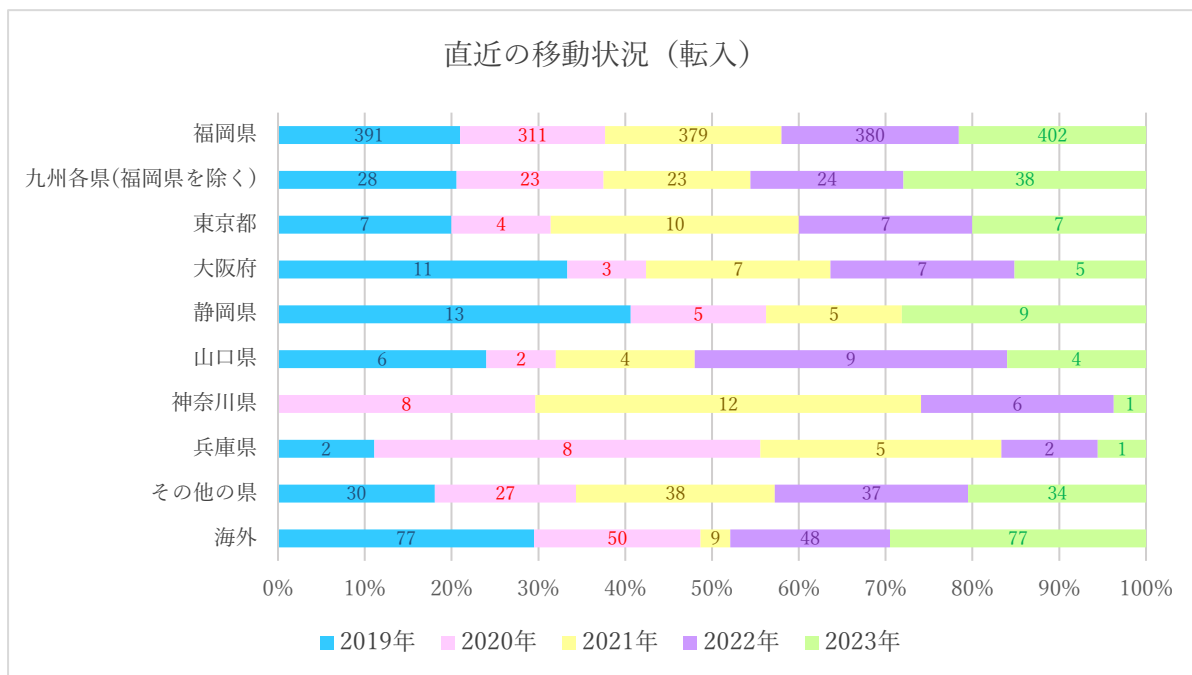
(12) 地域間（広域）移動の状況

転出転入共に福岡県内での移動が最も多く、次いで九州各県の移動が多くなっています。海外への移動については、転出が日本人と外国人が同程度、転入についてはほとんどが外国人となっています。

首都圏については、大幅な転出超過となっていますが、転入も一定程度あるほか、そもそも人数の規模も大きくないため、極端に影響を及ぼす状況とはなっていません。

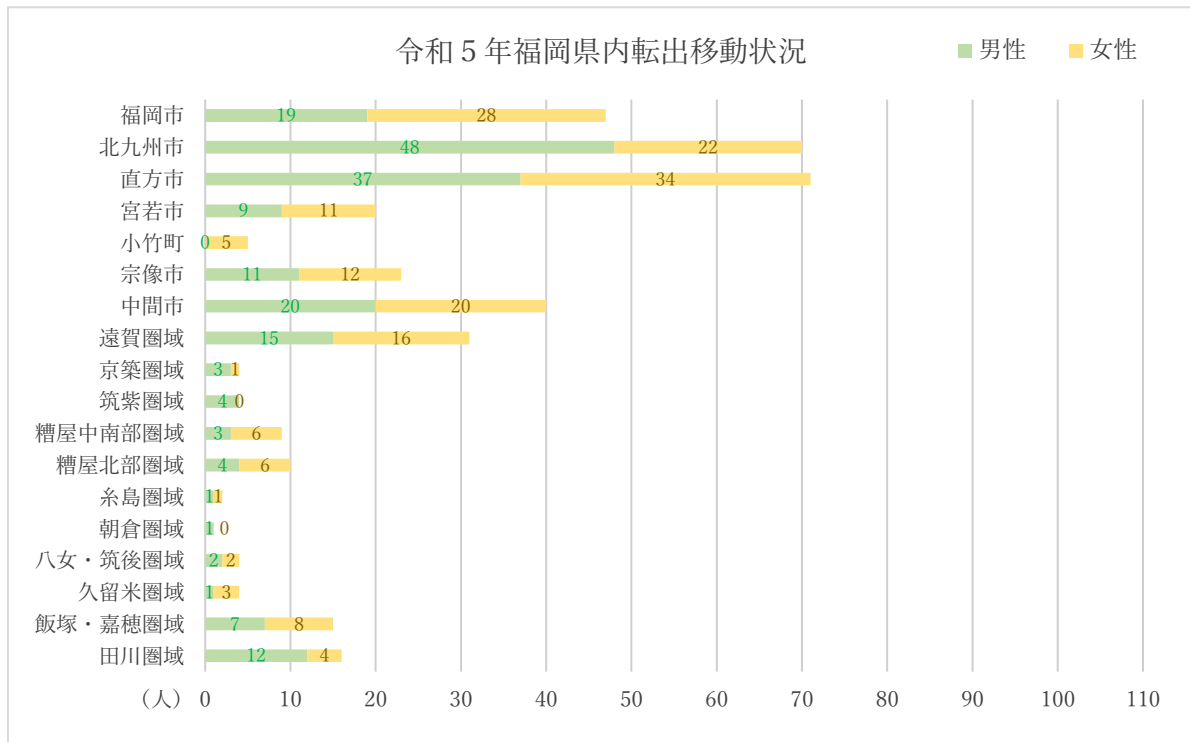


▲直近の移動状況（転出）（出典：住民基本台帳）



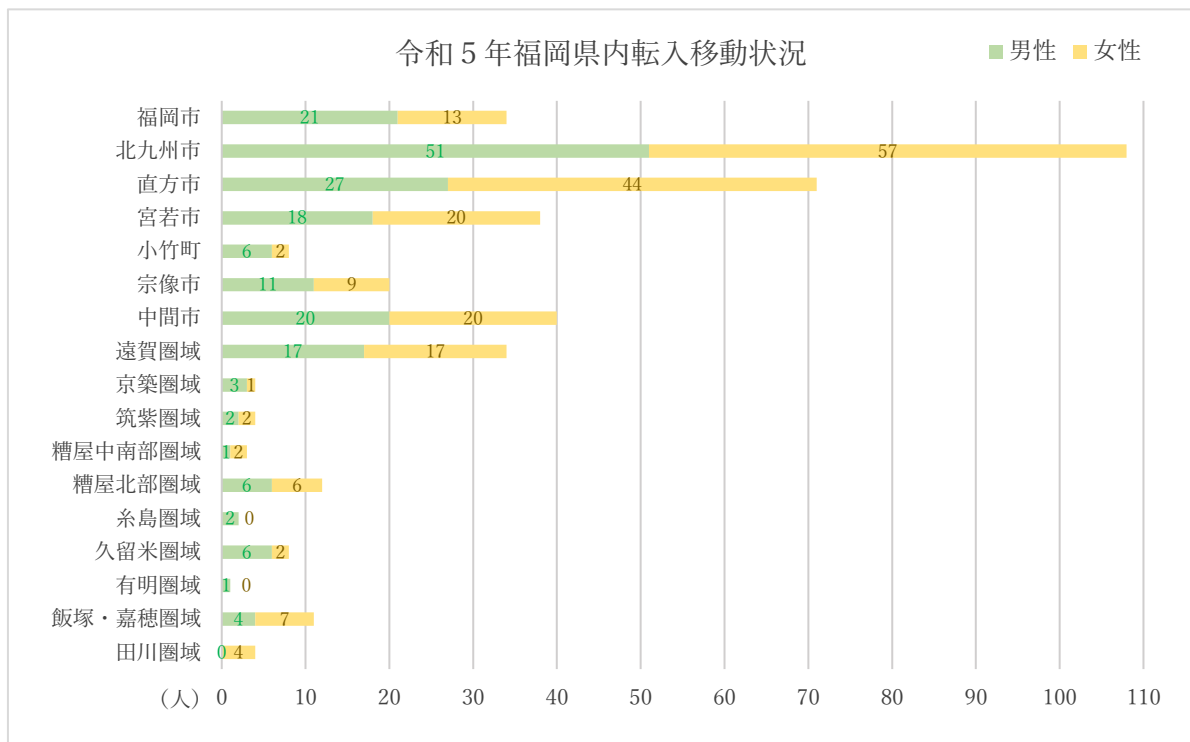
▲直近の移動状況（転入）（出典：住民基本台帳）

下のグラフは、福岡県内の転出移動状況です。北九州市、直方市への転出が多く、転出先の多くは福岡市を除き近隣市町に集中しています。



▲直近（2023年）福岡県内の転出移動状況（出典：住民基本台帳）

転入状況については、北九州市からが多く、次いで直方市となっています。転出同様、福岡市を除き、転入元の多くは近隣市町に集中しています。



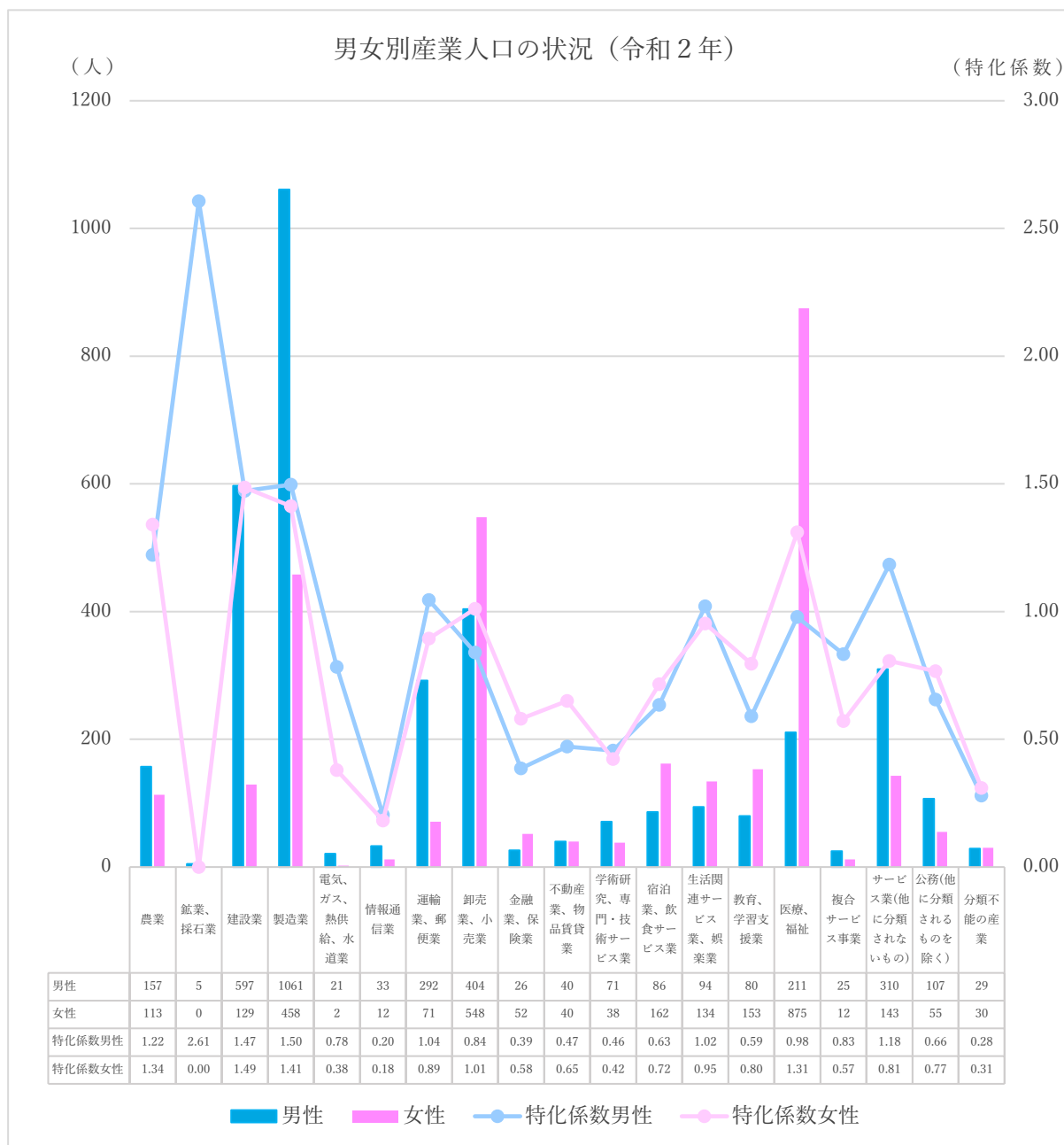
▲直近（2023年）福岡県内の転入移動状況（出典：住民基本台帳）

3. 雇用や就労等に関する分析

(1) 男女別産業人口の状況

全国の就業者比率と比較した特化係数[※]をみると、就業者の多い産業において、男性では「製造業」「建設業」「農業」の分野で高くなっています。女性は「製造業」「医療・福祉」「卸売業・小売業」の分野で高くなっています。

従業者数では、男性は「製造業」「建設業」「卸売業・小売業」の順に多く、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「製造業」の順に多くなっています。



▲男女別産業人口の状況（出典：国勢調査）

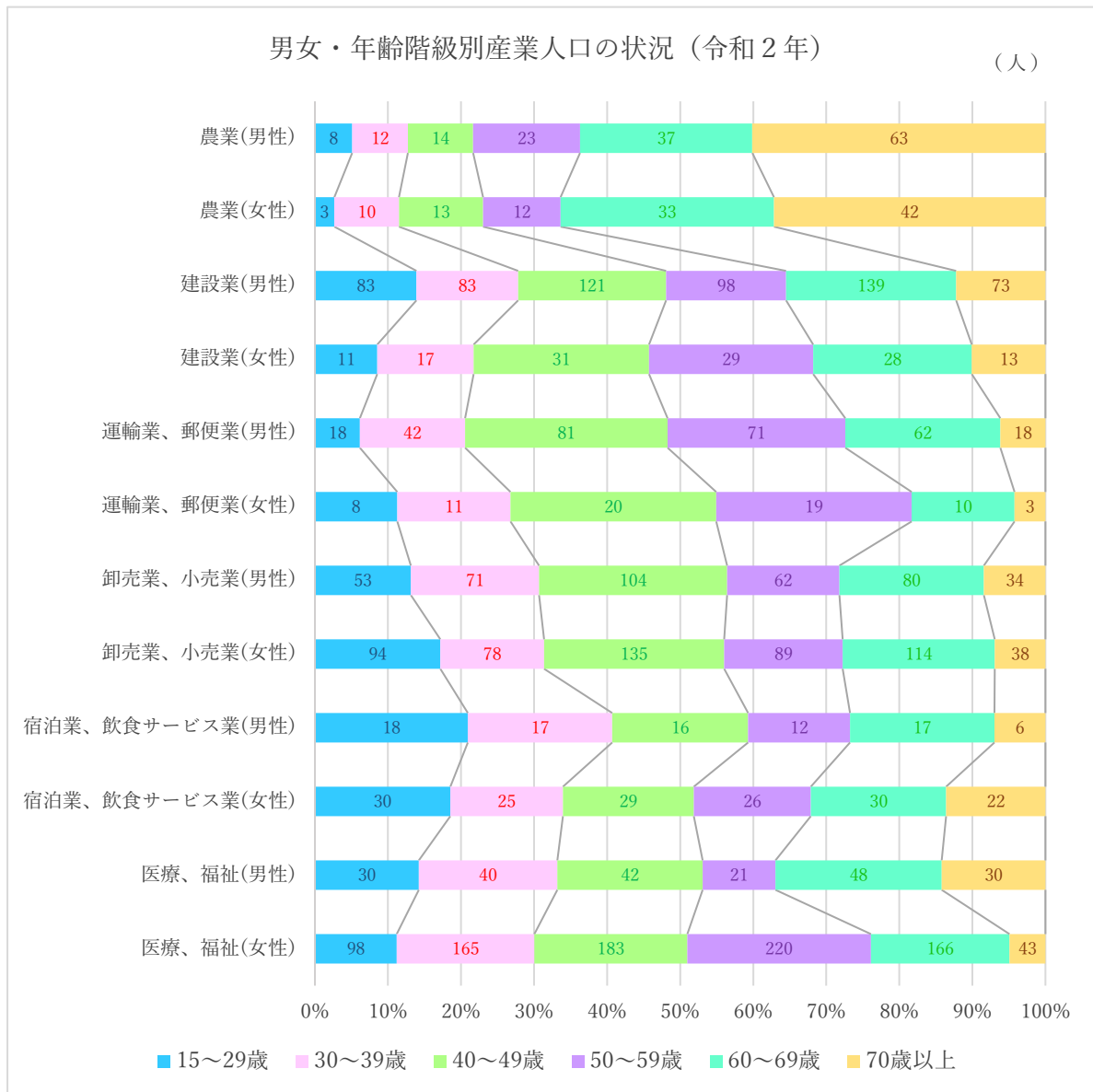
※特化係数とは、町のX産業の就業者比率を全国のX産業の就業者比率で割ったもので、特化係数が「1」であれば全国平均レベル。1以上であれば町はX産業に特化していると考えられます。



（２）年齢階級別産業人口の状況

令和2（2020）年の国勢調査の年齢階級別産業人口をみると、男性では「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」、女性では「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」の分野で30代以下の若者の割合が高くなっています。

一方、男女ともに農業分野で60歳以上の従事者が6割以上となっており、他の産業に比べて著しく高齢化しているため、今後の農業就業者数の減少が懸念されます。

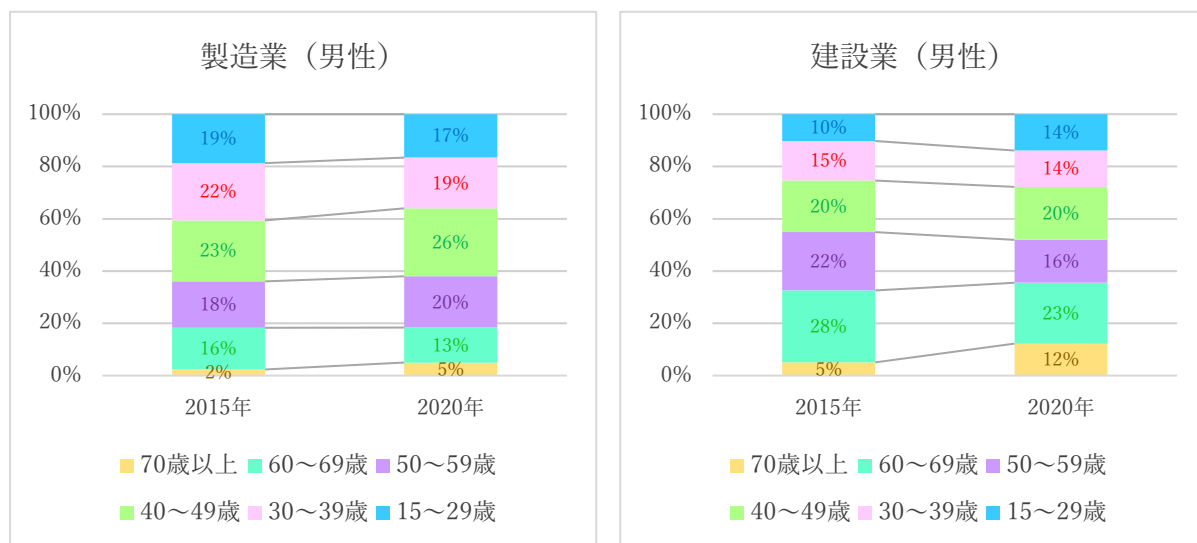


▲ 年齢階級別産業人口の状況（出典：国勢調査）

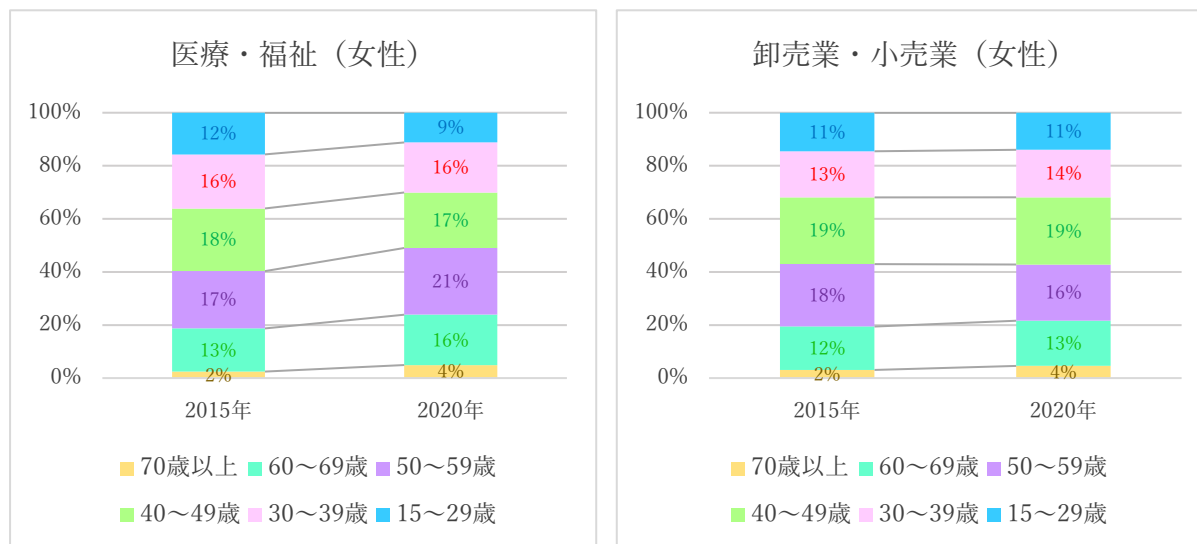
（３）年齢階級別産業人口の変化

男性は、依然として「製造業」「建設業」、女性は「医療、福祉」「製造業」に特化しています。しかし、女性の就業者が最も多い「医療、福祉分野」では、少子高齢化に伴う需要と供給のバランスの問題が、今後、より一層深刻化すると予想されています。超高齢化社会に突入している現在、「医療、福祉分野」のみならずすべての産業において、環境・人材を含む労働資源不足は深刻さを増しています。

国においては少子化対策に注力し、さまざまな施策を打ち出しているところですが、高齢化率が国全体よりも10ポイントも高い本町においては、少子化対策はもとより、働き方改革等による「高齢者の就労促進」も必要となっています。



▲ 男性の年齢階級別産業人口の変化（出典：国勢調査）



▲ 女性の年齢階級別産業人口の変化（出典：国勢調査）

4. 将来人口の推計

(1) 人口減少の現状

一般に人口減少は、老年人口の推移の変化に伴い、大きく以下の3つの減少段階を辿るとされています。

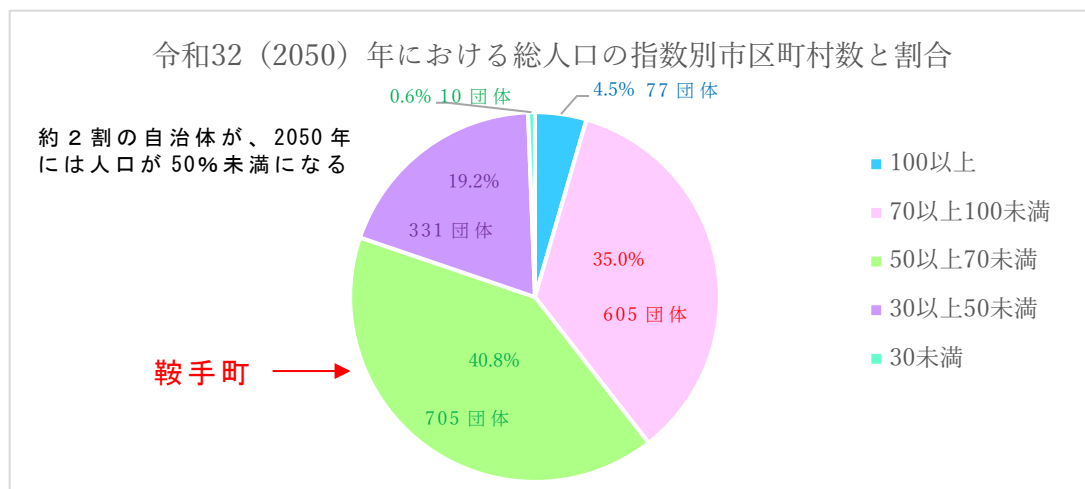
- ・ 第一段階：年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加
- ・ 第二段階：年少人口・生産年齢人口の減少が加速、老年人口が維持または微減
- ・ 第三段階：年少人口・生産年齢人口の減少が一層加速、老年人口の減少

第1段階が終了し、日本が本格的な人口減少社会に突入するのは令和22(2040)年とされていますが、令和5(2023)年12月に社人研より公表された『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』には、各市区町村の令和2(2020)年の総人口を100としたとき、1,651市区町村(政令指定都市を1市とカウント)のうち令和32(2050)年に指数が100を超える(人口が増える)のは、77団体(4.5%)と推計されています。残る1,651団体(95.5%)は100未満の指数(人口が減る)となり、このうち全体の約2割にあたる341団体は指数が50未満となって、令和2(2020)年に比べて総人口が半分を下回ると推計されています。

本町においては、令和2(2020)年の15,080人から令和32(2050)年には8,719人にまで減少すると推計されており、指数は57.8となります。人口減少対策は効果が表れるまでに数十年単位の時間を要するため、対策は急務となっています。

地方における人口急減は、将来世代を形成する若い世代が流出する「社会減」と出生率の低下という「自然減」の両者が相まって生じたものであり、日本の人口減少は今後、地方から中核都市や大都市へと広がると考えられ、人材供給が枯渇して、衰退していくこととなります。

社人研の「日本の将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(出生中位(死亡中位))によると、「総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおおよそ4割を占める」と推計されています。

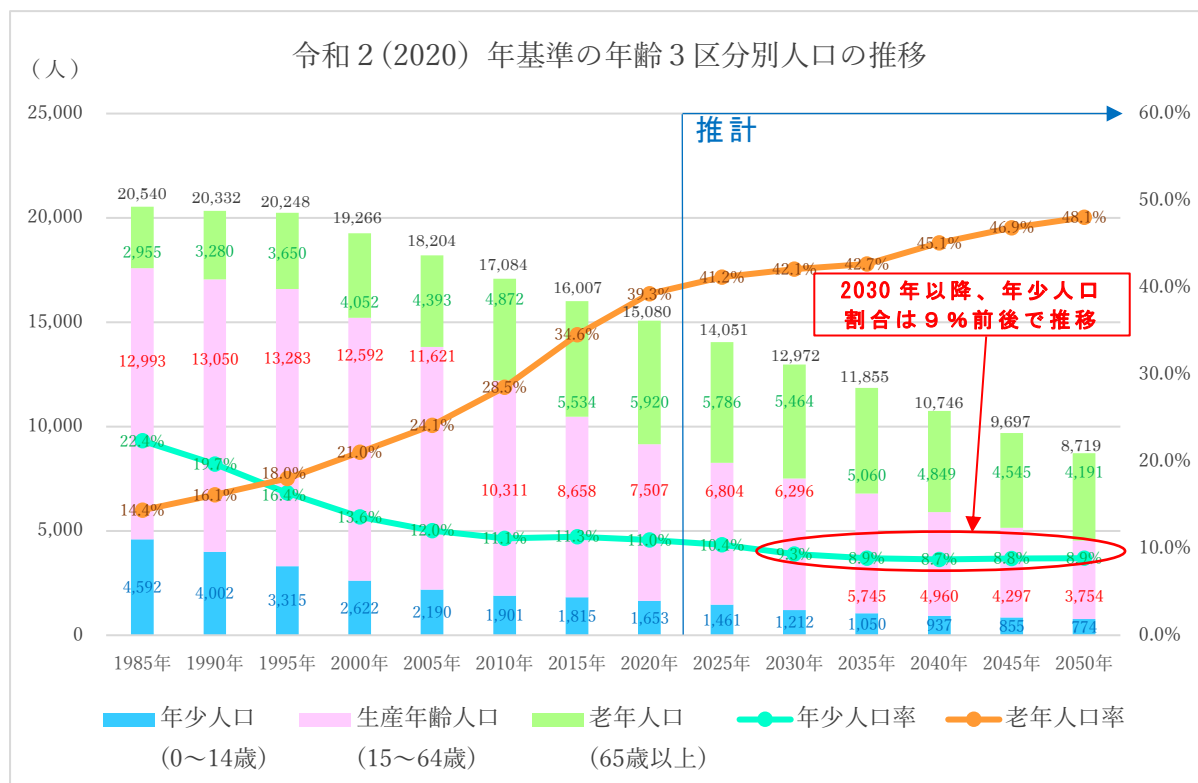


▲ 令和32年における総人口の指数別市区町村数と割合 (出典：社人研)

（２）年齢３区分別人口の推移

下のグラフは、本町の令和２（2020）年の国勢調査結果に基づく、その後の年齢３区分別人口の推計です。平成27（2015）年の国勢調査結果に基づく総人口の推計は、令和２（2020）年には15,000人を切り、以降も減少を続け、老年人口の増加と年少人口の減少は急速に進むと予想されていました。さらに昭和60（1985）年以降減少を続けている年少人口は、平成22（2010）年には総人口に占める割合が11.1%となり、平成27（2015）年の予測値では、10.1%になると見込まれ、少子高齢化が加速度的に進むことが予想されていました。

しかし、令和２（2020）年の国勢調査の結果では、総人口は15,080人となり、予測値よりも267人多い結果となりました。内訳としては、年少人口がプラス29人、生産年齢人口がプラス183人、老年人口がプラス113人となっています。これは、定住施策のひとつである「定住促進奨励金交付事業」が一翼を担っているものと考えられます。



▲年齢３区分別人口推計（出典：国勢調査、社人研）

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
年少人口	実数	1,815	1,653	1,461	1,212	1,050	937	855	774
	年齢別割合	11.3%	11.0%	10.4%	9.3%	8.9%	8.7%	8.8%	8.9%
生産年齢人口	実数	8,658	7,507	6,804	6,296	5,745	4,960	4,297	3,754
	年齢別割合	54.1%	49.8%	48.4%	48.5%	48.5%	46.2%	44.3%	43.1%
老年人口	実数	5,534	5,920	5,786	5,464	5,060	4,849	4,545	4,191
	年齢別割合	34.6%	39.3%	41.2%	42.1%	42.7%	45.1%	46.9%	48.1%
総人口		16,007	15,080	14,051	12,972	11,855	10,746	9,697	8,719

▲年齢３区分別人口推計と年齢別割合（出典：国勢調査、社人研）

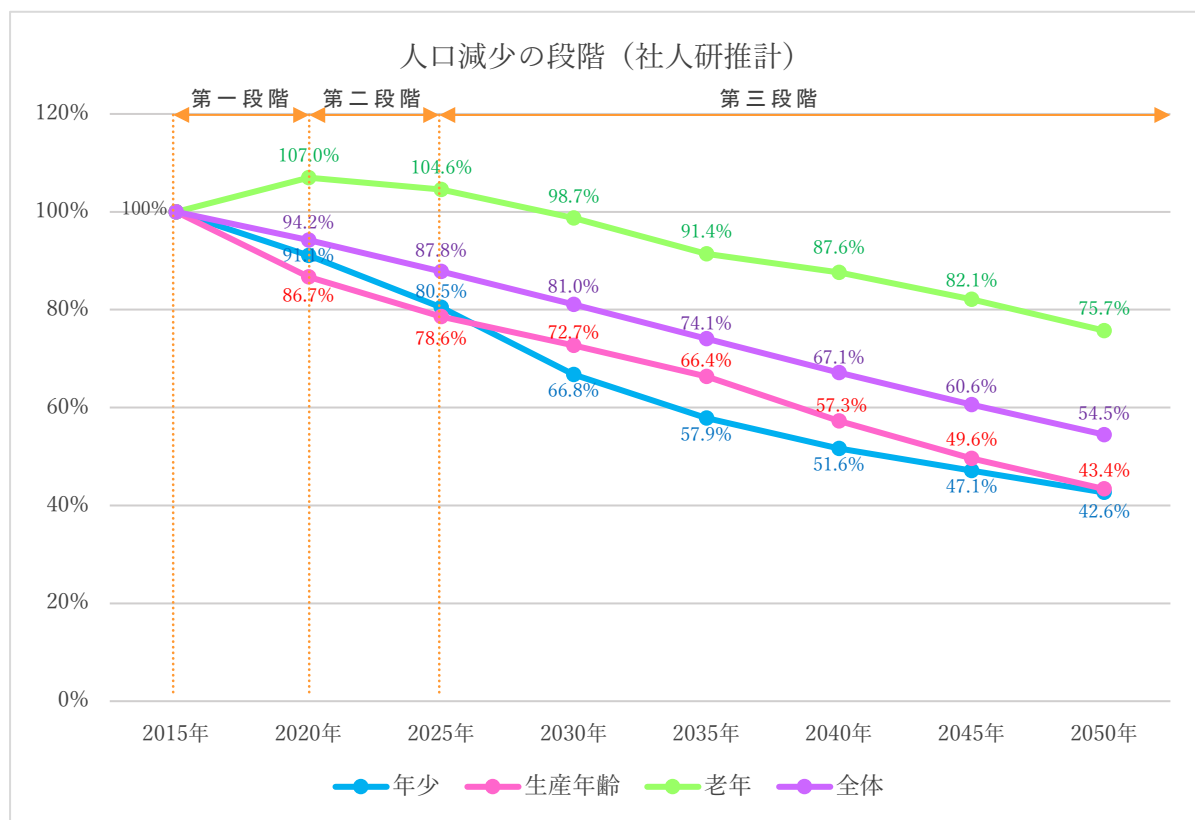
また、令和 32（2050）年まで上昇すると推計されている老年人口の割合は、令和 7（2025）年には 40%を超え、その後も上昇していくと予測されていますが、老年人口自体は、今後減少していく見込みです。

一方、生産年齢人口の割合は、平成 22（2010）年までは 60%台、平成 27（2015）年以降は 50%台、令和 2（2020）年以降は 40%台と急激な減少傾向にあります。これは、高齢化が進み、出生率が低下していることが大きな要因であり、さらに、最も人口の割合が多い団塊の世代が 65 歳以上の高齢者層となっているのも一つの要因であると考えられます。

（３）人口の減少段階

人口の減少段階においては、過疎地域では既に第三段階に入っているところもあるとされています。

本町においては、令和 2（2020）年の国勢調査の結果によると、生産年齢人口は減少しているものの、老年人口は増加しているため第一段階にあると考えられますが、令和 7（2025）年以降は老年人口も減少していくと予測され、既に第二段階に突入しており、第三段階も目前に迫っていると推察されます。



▲人口の減少段階（出典：国勢調査、社人研）

5. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

社人研の推計に基づく人口変化により、将来の鞍手町の住民生活、行財政運営に関しさまざまな影響が生じることが懸念されます。

人口減少が及ぼす影響について、以下のとおり考察しています。

（１）事業所数の減少

人口の減少に伴い、事業所数の減少が予測されます。

飲食料品の小売店舗は、平成 28 年(2016 年)時点の 29 店舗から、令和 32(2050)年には 20 店舗まで減少すると予測されています。

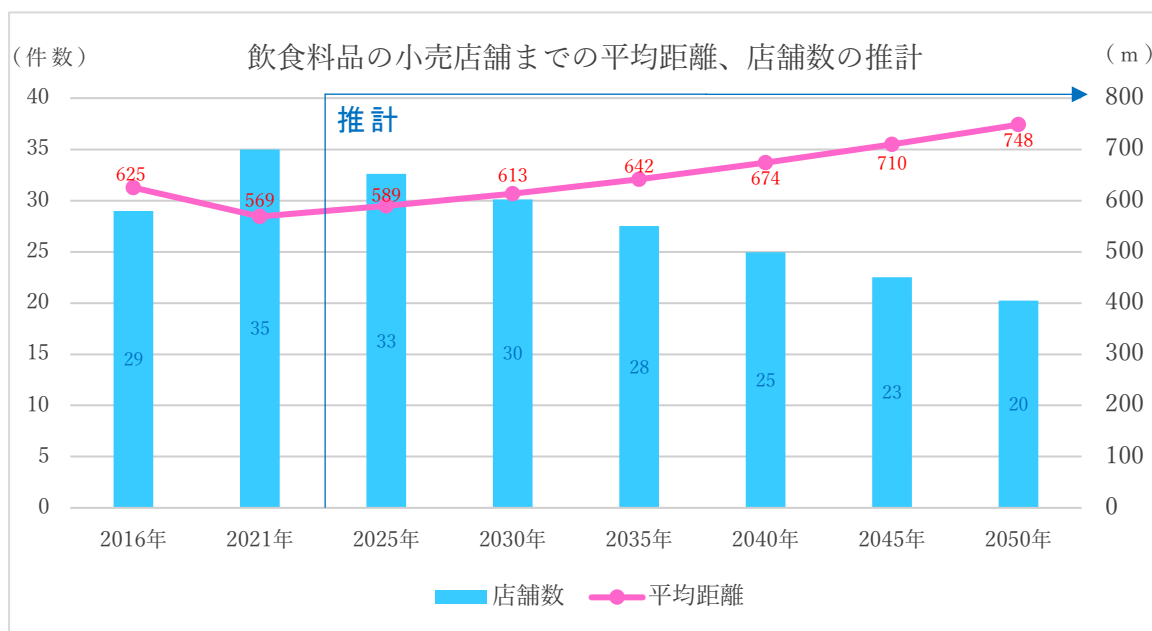
また、自宅から小売店舗までの平均距離は、平成 28 (2016) 年時点の 625m から令和 3 (2021) 年時点で 569m と若干の改善は見られましたが、令和 32 (2050) 年には 748m と 1.2 倍程度の距離となる見込みです。

【算定方法】

店舗数＝人口一人あたり店舗数×該当年の推計人口

※人口一人あたり店舗数＝R 3 店舗数（経済センサス）/R 2 人口（国勢調査）

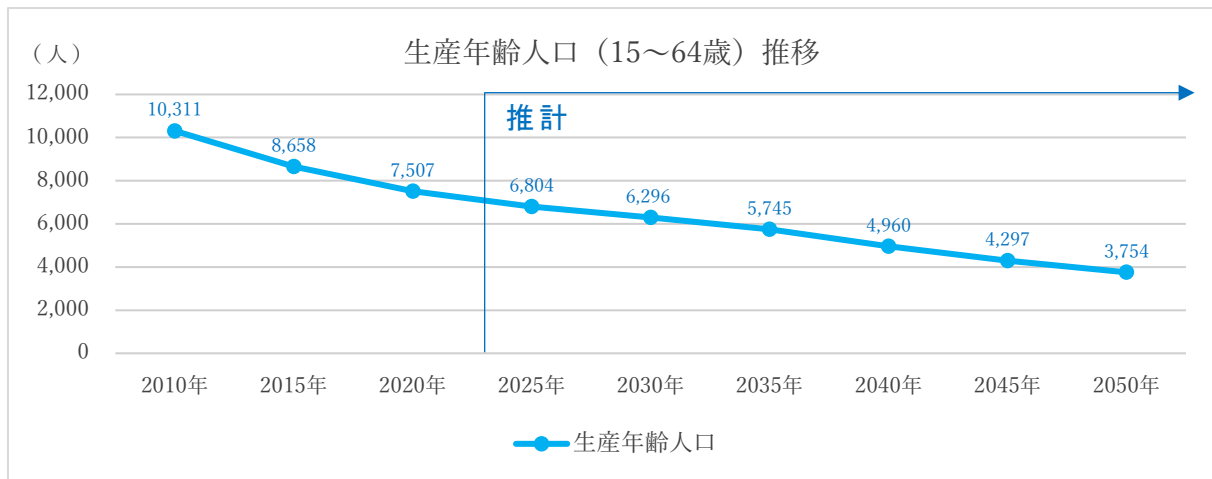
小売店舗までの平均距離（m）＝（町面積（km²）/店舗数/3.14）^(1/2)×1,000



▲ 飲食料品の小売店舗までの平均距離、店舗数の推計（出典：経済センサス）

（２）担い手の減少

今後、担い手不足も深刻な問題となってきます。次のグラフは、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口のグラフです。令和 2（2020）年度以降も総人口の減少とともに生産年齢人口も減少していくと推計されています。これは、高齢化や出生率の低下が大きな要因とされていますが、ほかにも女性の社会進出や晩婚化などのさまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられています。



▲生産年齢人口の推移（出典：国勢調査、社人研）

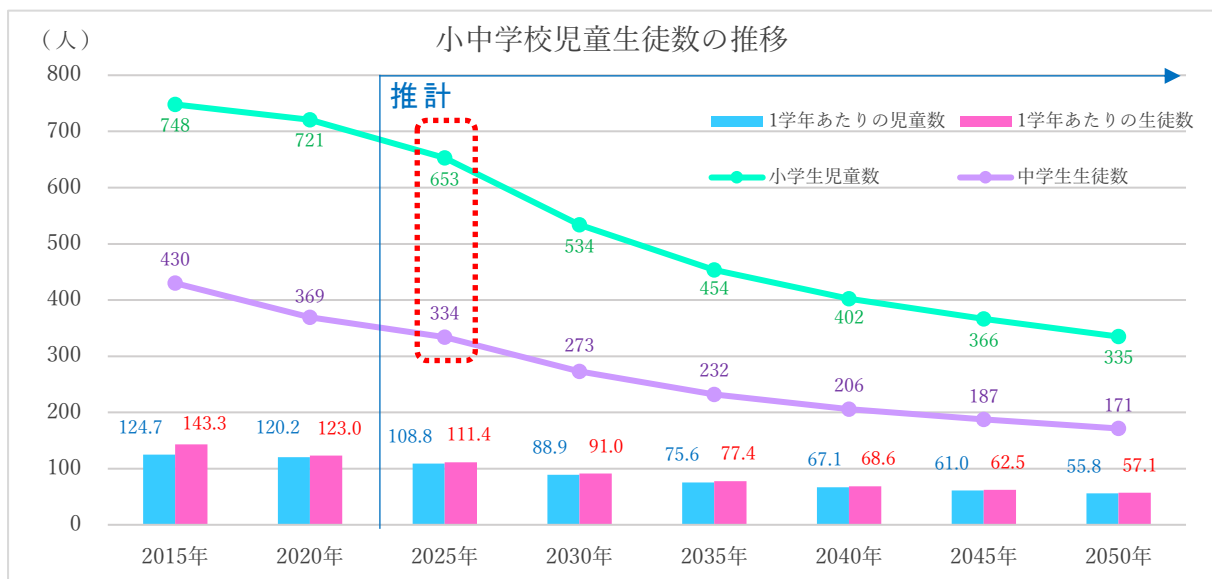
（３）小中学校の児童・生徒数の推移

小学校は、近年の少子化の影響もあり児童数は減少し続けています。今後も、児童数の減少は続くことが予想されるため、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会の提言どおり、全6小学校を1校へ統合し、令和10（2028）年4月に開校することが決定しています。

次のグラフは、令和2（2020）年を基準とし推計5歳階級別人口を按分して算出した小中学校児童・生徒の推計です。小学生は令和2（2020）年時点では721人ですが、令和32（2050）年には335人と5割以下まで減少することが予測され、120人いた1学年あたりの児童数は55人まで減少する見込みです。

中学生は令和2（2020）年時点では369人ですが、令和32（2050）年には171人と小学生と同じく5割以下まで減少する見込みです。

しかし、令和6（2024）年5月の学校基本調査では小学生671人、中学生373人となっており、それから1年後の令和7（2025）年の予測値と比べると児童・生徒ともに若干高くなっており、年少人口の減少率が推計値よりも小さくなっていることが見て取れます。



▲小中学校児童・生徒数の推移（出典：学校基本調査、社人研）

6. 仮定値による将来人口の推計と分析

(1) 仮定値による人口推計の概要

以降の人口推計は、少子化対策及び子育て世帯の流入に主眼を置いて次の仮定値を設定し、社人研による推計値を基準値としながら、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じたものとして推計しています。

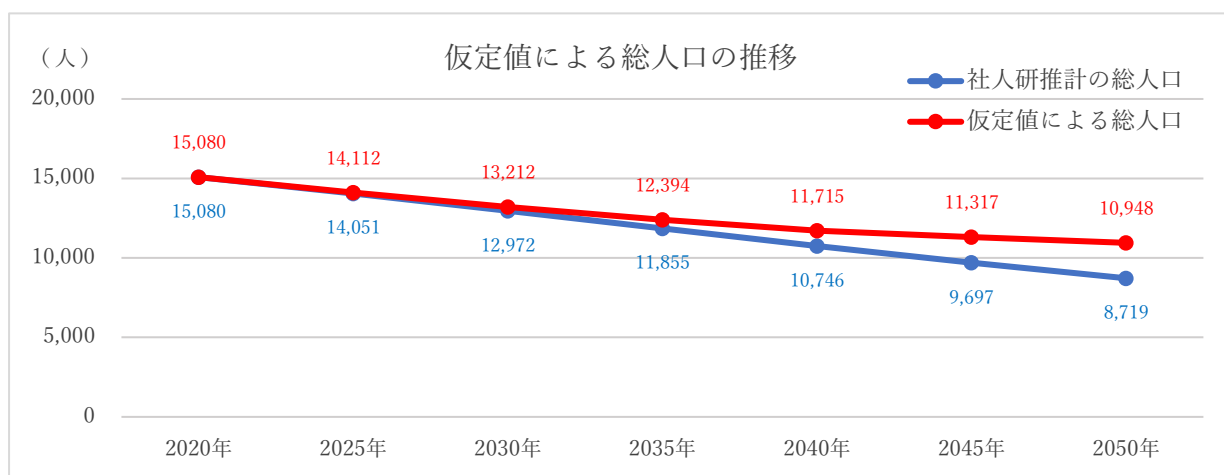
【自然動態、社会動態ともに改善】

自然動態及び社会動態の改善に向けた対策をどちらも講じたものとして、以下の仮定値を設定して推計を行います。

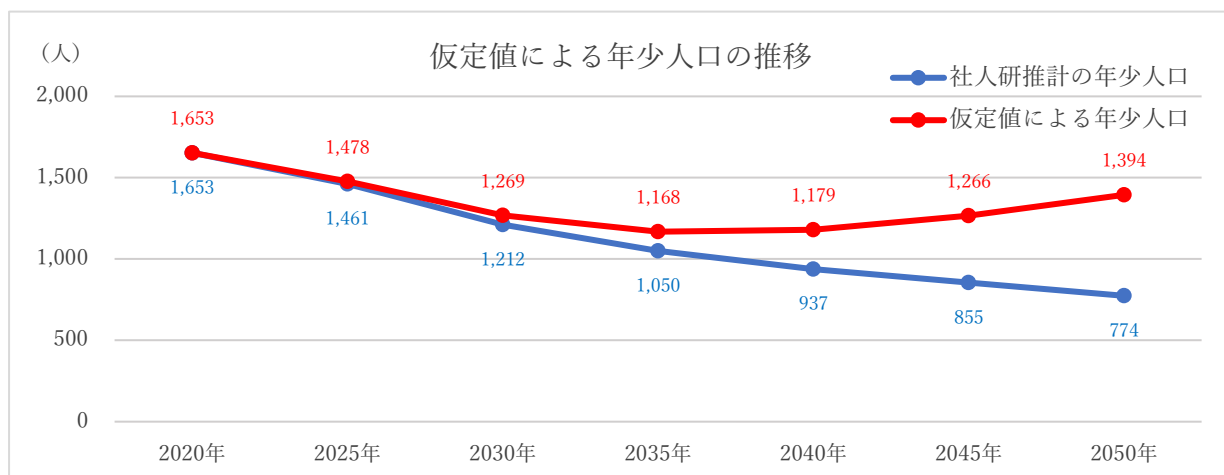
【仮定値の設定条件】

- ・出生数：令和22（2040）年までに年間80人に増加
- ・移動数：令和32（2050）年までに年間60組の若者夫婦が移住（20歳～30歳代夫婦が転入）

(2) 仮定値による人口の推移



▲ 仮定値による総人口の推移



▲ 仮定値による年少人口の推移



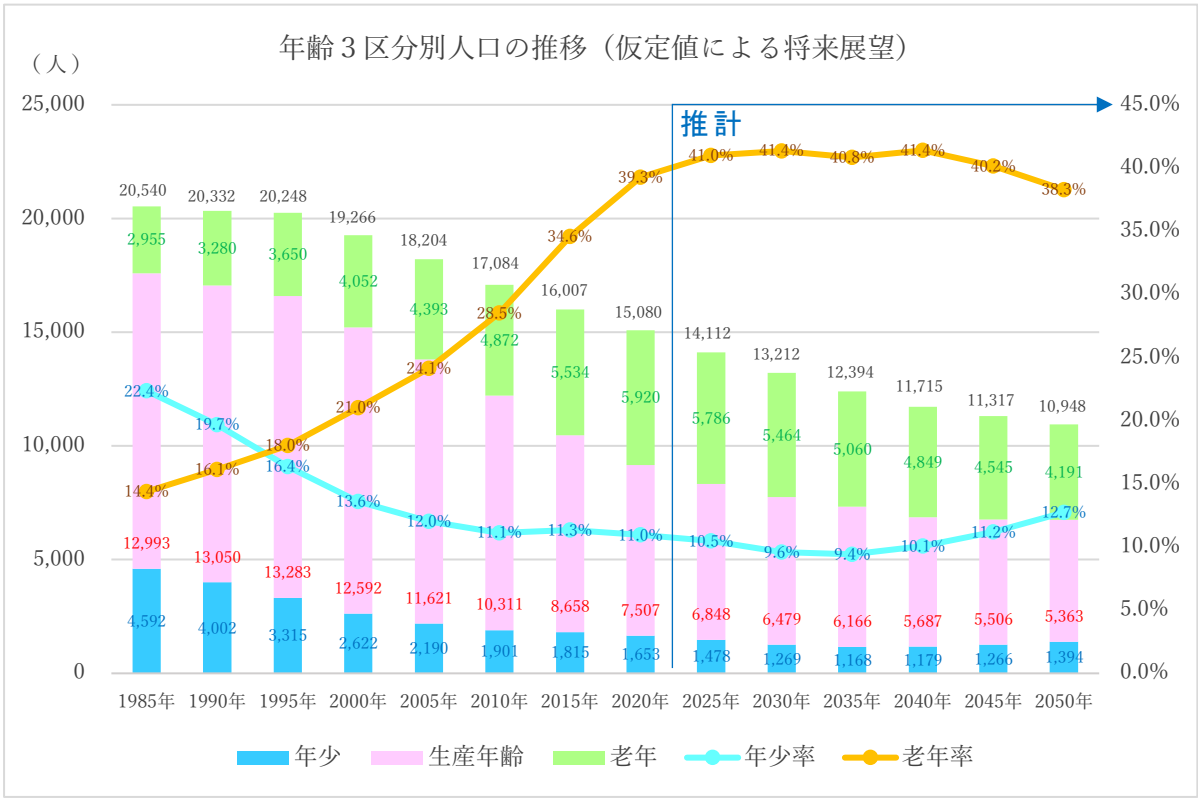
7. 人口の将来展望

(1) 人口の目標値

人口の将来展望を短期、中期、長期目標として掲げ、人口減少に歯止めをかける施策を実施しています。(令和7(2025)年3月策定時)

短期目標	令和12(2030)年の総人口	13,300人
中期目標	令和17(2035)年の総人口	12,400人
長期目標	令和32(2050)年の総人口	11,000人

(2) 年齢3区分別人口の推移(将来展望)



▲年齢3区分別推移(仮定値による将来展望)

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
年少人口	実数	1,653	1,478	1,269	1,168	1,179	1,266	1,394
	対2020年比	100%	89%	77%	71%	71%	77%	84%
生産年齢人口	実数	7,507	6,848	6,479	6,166	5,687	5,506	5,363
	対2020年比	100%	91%	86%	82%	76%	73%	71%
老年人口	実数	5,920	5,786	5,464	5,060	4,849	4,545	4,191
	対2020年比	100%	98%	92%	86%	82%	77%	71%
総人口		15,080	14,112	13,212	12,394	11,715	11,317	10,948

▲年齢3区分別人口推移(仮定値による将来展望)

（３）必要とする取組

人口動向の現状と課題を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるための施策に取り組みます。

①「自然増」を実現するための対策に取り組む

結婚・出産は個人の自由な意思決定に基づくものであることが大前提ですが、その上で、本町に住むことで結婚や出産、子育てについて希望を持つことができるように施策に取り組んでいきます。

20歳～40歳代の未婚者が年々増加しているため、これらの人々が結婚し、子どもを産み育てたいと思う環境づくりに積極的に取り組むことが重要であり、地域や企業にも主体的な取組を働きかけていきます。

②「社会増」を実現するための対策に取り組む

大学進学や就職による転出はやむを得ませんが、U I Jターンなどによる転入増加を図り、生産年齢世代の移住施策に取り組むことで、子どもを産み育てる年齢層の増加につなげていきます。

（４）将来展望に向けての方向性

人口減少対策に向けて移住・定住の促進が急務です。移住先として選ばれる町になるためには、鞍手町独自の施策の展開が必須となります。

これまでも実施し一定の効果が見られた移住・定住施策については、継続するだけではなく、より魅力があり選ばれるものとするため充実強化していく必要があります。特に少子化対策について、子育て世代などの若者世代の移住はもちろんのこと、少子化対策に直結する子ども・子育て施策に関しては、産前から産後まで長期間にわたる切れ目のない支援が重要となります。

また、住宅施策として、官民を問わず住宅や宅地の整備が必要となりますが、増加している空き家を有効活用し移住につなげるための施策も重要となります。

さらに、住み続けたいと思われる町にするためには、生活基盤の充実が必須となります。

第5次総合計画の成果でもあるコンパクトシティ（都市機能の集中）を起点に、更に利便性の高い住みやすいまちにするために公共交通の充実強化は重要です。中心地以外の地域においても、日常生活等に不便を感じさせない交通手段の確立や、さらに視点を広げ近隣市町とスムーズに接続できる交通網の整備も必要です。

また、教育環境の充実や公園等の整備も重要な要素であるため、注力していく必要があります。

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略

1. 総合戦略の基本的な考え方

平成26(2014)年5月、民間組織である日本創成会議人口減少問題検討分科会は、今後30年間で出産の中心世代となる20歳から39歳までの女性の人口が半減する自治体を「消滅可能性都市」として公表し、日本中に激震が走りました。国は、これをきっかけとして平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少対策や東京一極集中の是正を始めとした地方創生の取組が始まりました。

国は、人口の将来展望を示した「長期ビジョン」と今後5年間の施策を示した「総合戦略」を策定して取組を進めることとし、地方公共団体にも「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求めて、連携して地方創生の取組を推進することとしています。

総合戦略の策定に当たっては、各施策に目標値としてKPI(重要業績評価指標)を設定することとされており、目標値の達成に向けて取り組むことによって地方創生を着実に推進できるしくみとなっています。

2. 鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略

(1) 策定の背景

まち・ひと・しごと創生法の制定により、国を挙げての地方創生の取組が開始されたことを受け、本町では平成27(2015)年度中に人口ビジョンと第1期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し地方創生の取組を開始しました。令和元(2019)年12月には、人口ビジョンを改定するとともに、令和2(2020)年度を始期とする第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「第2期総合戦略」という。)を策定し、引き続き地方創生の取組を推進してきました。

この間、人口の社会減や自然減により起こる地域社会や地域経済の衰退、未来技術の進展、働き方改革、外国人との共生等、社会情勢は大きく変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとしてテレワークやWEB会議といったデジタル技術の有効性が広く認識されるようになりました。

第3期目となる本計画は、第2期総合戦略の成果や課題を検証しつつ、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化する「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた国の方針を踏まえ、鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略(以下、「第3期総合戦略」という。)として策定することとしました。

なお、第3期総合戦略は、第6次総合計画に包含する形で一体的に策定しています。

（2）国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の概要

国は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定して地方創生を推進しています。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

➢ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。**

➢ **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**

➢ デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**

➢ **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**創生施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。**

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる**
「転機なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等

地方のデジタル実装を支援

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への定着促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開 デジタル共生社会の実現、経済的事業等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

■ スマートシティ
スーパースティ
（佐賀県会津若菜市）

■ 「デジタル」
中山間地域
（山形県南陽市）

■ 高学質
協創都市
（山形県南陽市）

■ データを活用した
スマート農業の推進
（山形県南陽市）

地域ビジョン実現を後押し

＜重要施策分野の例＞

■ 地域交通の
リ・デザイン
（山形県南陽市）

■ こども政策
の展開
（山形県南陽市）

■ 教育DX
（山形県南陽市）

■ 観光DX
（山形県南陽市）

＜施策間連携の例＞

関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	重点支援 モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	優良事例の横展開 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	伴走型支援 ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援
✓ 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓ モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓ 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

＜地域間連携の例＞

デジタルを活用した取組の深化 デジタル活用取組の促進	重点支援 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	優良事例の横展開 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有
✓ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進	✓ 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓ 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

▲ デジタル田園都市国家構想の政策体系（出典：内閣府地方創生室）

（3）第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証と課題

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とした第2期総合戦略は、4つの基本目標と、横断的な目標を掲げるとともに、基本目標毎に数値目標と具体的施策を掲げ、実施してきました。

施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定し、毎年検証を行い、常にPDCAサイクルを回すしくみを構築し、目標達成したものには新たな目標を掲げて取り組みました。



（４）基本目標及び具体的施策の達成状況

下記は、令和５（２０２３）年度末現在の基本目標の達成状況です。なお、指標の見方は次のとおりです。

※評価状況 達成◎ 概ね達成○ 策定時より改善△ 改善を要する▲

※策定値（平成 30 年度末）、目標値（令和 6（2024）年度末）、現在値（令和 5（2023）年度末）

※アンケートによる満足度調査は、令和 6（2024）年 6 月に実施したものを現在値に記載

※具体的施策の連番は、削除・統合事業があるため、一連番号にはなっていない

指 標		策 定 時		目 標 値	現 在 値	達 成 状 況
基本目標 1 鞍手町における安定した雇用の創出と創業支援						
廃業率の抑制		5.34%		4.36%	4.15%	◎
開業率の向上		5.44%		6.54%	6.42%	△
評価検証	目標値に掲げた廃業率の抑制は、令和 3 年（2021 年）度の経済センサス活動調査の結果、目標を達成しました。廃業数自体は前回調査時よりも増加していますが、それを上回る開業があったため、相対的に廃業率が低下したと思われます。 開業率については、プラスに転じました。コロナ禍による影響があるにも関わらず、働き方の変化により新規起業者等が増加したのではないかと分析しています。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I （策定時）		目標値	現在値	進捗率
1-1	専門家派遣事業	派遣企業数	7 社 （者）	60 社 （者）	52 社 （者）	84.9%
1-4	商業店舗リフォーム 補助金交付事業	補助企業数	未実施	16 社 （者）	8 社 （者）	50.0%
2-1	産業競争力強化法に 基づく創業支援事業	創業社数 （者）	23 社 （者）	53 社 （者）	42 社 （者）	63.3%
2-2	商品開発促進事業	新商品数	未実施	25 品	3 品	12.0%
3	I T の利活用の促進	セミナーの 開催	3 回	10 回	7 回	57.1%

※廃業率、開業率は、令和 3（2021）年度数値



指 標		策定値		目標値	現在値	達成状況
基本目標 2 鞍手町への新しいひとの流れをつくる						
社会増減		－68 人／年		50 人／年	25 人／年	○
観光入込客数		275,000 人		330,000 人	233,146 人	▲
評価検証	社会増減は、年間プラス 50 人を目標値に掲げていましたが、年度毎で変動があります。令和 2（2020）年度においては、計画策定時のマイナス 68 人がマイナス 128 人もの大幅な転出超過となり、その転出の多くが大学進学などによる理由でした。しかし、令和 3（2021）年度はマイナス 2 人までと大幅に改善し、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度に関してはプラスに転じました。この効果については、定住促進奨励金交付事業や空家バンクを通じての転入による効果であると判断しています。 観光入込客数については、令和 3（2021）年度事業の検証の際、当初掲げていた目標値を変更しましたが、観光入り込み客数の大きな要因であった「くらて学園」の集客数の伸びが芳しくなく、目的達成には至っていないのが現状です。移住定住の促進については、定住促進奨励金交付事業や空家バンクなど目標どおりに実施できており、2 年連続社会増を達成しているため、貢献できていると評価しています。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I（策定時）		目標値	現在値	進捗率
4	学校まるごとサブカル事業	来園者数	延べ 13,600 人	延べ 80,000 人	延べ 47,235 人	50.7%
5	観光まちおこしプロジェクト	消費者満足度	未実施	90.0%	未実施	0.0%
6	まちの歴史魅力発信事業	博物館来館者数	2,797 人	4,000 人	0 人	0.0%
7	定住促進奨励金交付事業	転入者数	420 人	850 人	834 人	96.3%
9	移住定住支援事業	都市部からの移住世帯数	14 世帯	60 世帯	57 世帯	93.5%



指 標		策定値		目標値	現在値	達成状況
基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える						
0 歳から 14 歳までの人口割合		11.3%		13.0%	10.4%	▲
子育て支援策の満足度		56.1%		90.0%	63.0%	△
評価検証	0 歳から 14 歳までの人口割合は、第 1 期総合戦略を策定した際は、11.0%で、第 2 期の際は、11.3%でした。若干の回復を見せていましたが、第 2 期期間中は、10.7%から 10.4%で推移しています。社人研の推計においても、令和 7（2025）年は 10.4%となる推計でほぼ同水準での人口推計となっています。出生数は年々減少している状況ではありますが、移住定住施策（定住促進奨励金交付事業）の効果により、大幅な減少とはなりませんでした。 子育て支援策の満足度については、令和 6（2025）年 6 月に実施した「鞍手町まちづくりに関するアンケート」の結果においては、前回調査時が 56.1%であったものが、63.0%と微増しています。今後も子育て世代が満足できる環境の整備や支援策が必要であると分析しています。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I（策定時）		目標値	現在値	進捗率
11	妊婦健診の拡充 （妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担）	子育て支援策 の満足度	56.1%	90.0%	63.0%	20.4%
13	新生児聴覚検査支援事業					
14	待機児童解消加速化事業	待機児童の解消	20 人	0 人	0 人	100.0%
15	小学校交流事業	子育て （教育） 支援策の 満足度	65.2%	90.0%	65.6%	1.6%
16	学習アシスタント事業					
17	英語教育の充実 （A L T の拡充）					
18	放課後教室の設置					



第3部 基本計画

指 標		策定値		目標値	現在値	達成状況
基本目標 4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する						
住みよいと感じている人の割合		44.8%		80.0%	39.8%	▲
評価検証	住みよいと感じている人の割合は、令和 6（2025）年 6 月に実施した「鞍手町まちづくりに関するアンケート」の結果において、前回調査時に 44.8%であったものが、39.8%の割合となりました。 ただし、年齢や地域によって差異が生じており、年齢別では、60 歳代、80 歳以上で割合が高く、20 歳未満の若年層は、全体に比べ低い状態となっています。そのため、前回アンケートより、若者の回答率が高かった今回のアンケートでは、低い結果になったと拝察されます。 また、地域によっても割合に差異があるのは、地域独特の地縁によるつながりや生活の利便性など、回りの環境による影響があるようです。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I（策定時）		目標値	現在値	進捗率
19	自主防災組織支援事業	避難訓練の実施数	1 回/年	3 回/年	0 回	0.0%
20	高齢者の健康づくり事業	—	—	—	—	—
21	魅力ある広域連携事業	連携事業数	24 事業	40 事業	37 事業	81.3%



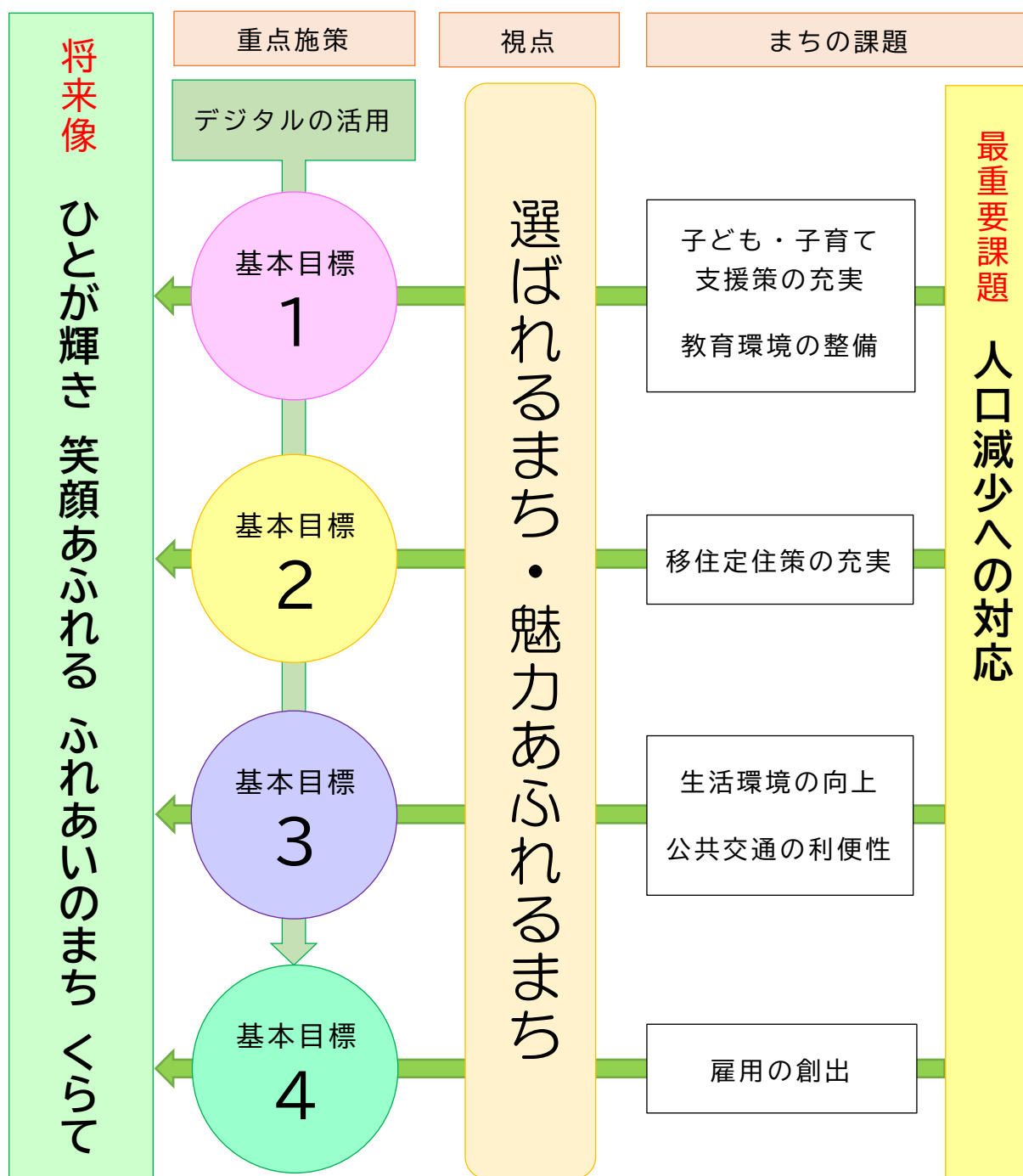
指 標		策 定 値		目 標 値	現 在 値	達 成 状 況
横断的な目標 1 新しい時代の流れを力にする						
未来技術の活用		－		－	－	◎
評価検証	未来技術の活用と情報発信の強化については、目標値は設定していませんでしたが、具体的施策の達成状況により、おおむね達成していたと判断しています。 地域の実情に応じた Society5.0 の推進について、「鞍手町 D X 推進計画」に基づき進行できており、デジタル田園都市国家構想交付金（Type 1）の採択を受け、令和 6（2024）年度の新庁舎開庁にあわせて「書かない窓口」のシステムを導入する予定となっていることから、目標どおりに活動できたと判断します。 また、情報発信の強化についても、L I N E 登録者数の伸びは令和 4 年度より大きくなっており、令和 5 年度末時点の登録者数は目標値に到達しているため、未来技術の活用と情報発信の強化については、具体的施策側で目標を達成できていると評価できます。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I （策定時）		目 標 値	現 在 値	進 捗 率
22	地域の実情に応じた Society5.0 の推進	計画の策定	未実施	計画の策定	策定済	100.0%
23	情報発信の強化	L I N E 登録者数	未実施	3,000 人	3,014 人	100.5%

第4章 前期基本計画

1. 施策体系

(1) 体系図

まちの将来像と課題の関係性は、次のとおりです。





(2) 前期基本計画体系図

町では、将来像を実現するため、16の基本施策を定めます。

将来像 ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて	基本目標 1	人にやさしいまちをつくります 生まれてから一生涯を応援するまちの実現	
		指標	出生数：80人／年　子育て支援策の満足度：90.0% 教育支援策の満足度：90.0%
	基本施策1　子ども・子育て支援の充実		
	基本施策2　生きる力を育む教育環境の確保		
	基本施策3　ライフステージに応じた学習の場の提供		
	基本施策4　人権教育・男女共同参画の推進		
	基本施策5　いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
	基本目標 2	ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります ひとが集い笑顔があふれるまちの実現	
		指標	若者夫婦の移動数：60組／年　社会増：50人／年 観光入込客数：330,000人
	基本施策6　選ばれる移住施策の推進		
	基本施策7　観光資源の発掘と活用		
	基本施策8　届ける、つながるまちづくり		
	基本目標 3	いつまでも住み続けたいまちをつくります 魅力的で住みよいまちの実現	
		指標	住みよいと感じている人の割合：90.0% 公共交通の満足度：25.0%
	基本施策9　計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり		
	基本施策10　将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進		
	基本施策11　安定したライフラインの確保		
	基本施策12　地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保		
	基本施策13　誰もが住みたくする住環境の確保		
	基本施策14　安心して暮らせるまちづくり		
	基本目標 4	地域資源を活かした元気なまちをつくります まちを支え、ひとを育む地域産業の実現	
		指標	生産年齢人口の割合（年齢別割合）：49.0% 町内の事業所数：650事業所
	基本施策15　安定した農業生産力の確保		
	基本施策16　企業経営力の向上		

(3) 前期基本計画のページ構成と見方

基本構想を実現するための基本目標を示しています。

基本目標

1

人にやさしいまちをつくります

生まれてから一生涯を応援するまちの実現

施策の効果を測るための指標を示しています。

基本目標に対する指標

指標 (K P I)	現状値	目標値
出生数	61 人／年	80 人／年
子育て支援策の満足度	62.00%	90.00%
教育支援策の満足度		

基本目標に対する基本施策と、関連する行政分野を掲げています。

基本施策	行政分野	対応するSDGs
【基本施策1】 国が進めるデジタル田園都市国家構想（地方創生）に関する取組についてロゴマークを表示しています。	子育て支援 保育 母子保健	

施策がSDGsに関連する場合に、17の目標（ゴール）のうち関係の深いロゴマークを表示しています。

(1) 基本施策1 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕著な傾向にある。施策に関する現状と、まちの将来像を実現する上での課題を示しています。世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るための児童福祉と母子保健の一体的組織として、こども家庭センターを設置することとされ、令和6（2024）年4月から健康こども課内に「鞍手町こども家庭センター」を設置しました。

【現状と課題】と【基本方針】には、代表的なものを記述しています。

【基本方針】

これまで子育て世代包括支援センター（母子保健法）、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）の相談支援を行ってきましたが、こども家庭センターの相談支援を行ってききましたが、こども家庭センターの相談支援を行ってききましたが、こども家庭センターの相談支援を行ってききましたが、こども家庭センターの相談支援を行ってきか



基本目標 1

人にやさしいまちをつくります

生まれてから一生涯を応援するまちの実現



基本目標

人にやさしいまちをつくります

1

生まれてから一生涯を応援するまちの実現

基本目標に対する指標

指標（K P I）	現状値	目標値
出生数	61 人／年	80 人／年
子育て支援策の満足度	63.0%	90.0%
教育支援策の満足度	62.0%	90.0%

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策1】 子ども・子育て支援の充実	子育て支援 保育 母子保健		
【基本施策2】  生きる力を育む教育環境の確保	学校教育 学校給食		
【基本施策3】 ライフステージに応じた学習の場の提供	生涯学習 スポーツ振興 家庭教育 青少年育成 公民館・図書 文化振興		
【基本施策4】 人権教育・男女共同参画の推進	人権教育 男女共同参画		
【基本施策5】 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり	保健事業 健康増進 福祉 障がい福祉 高齢者福祉		

（１）基本施策１ 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。また、児童虐待の相談対応件数の増加などの状況等を踏まえて児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るための新たな組織として、市町村に児童福祉と母子保健を一体的に取り扱う「こども家庭センター」を設置することとされ、令和6（2024）年4月に健康こども課内に「鞍手町こども家庭センター」を設置しました。



また、0歳～2歳児の6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えているため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に子どもを預けることができる新たな通園給付が創設されることとなっており、体制の整備が必要となっています。

近年、共働き家庭が増加しており、少子化が進んでいるにもかかわらず保育を必要とする子どもは増加しています。本町では令和3（2021）年以降、待機児童は発生していないものの、今後も保育ニーズに十分対応できるよう受入体制の確保に努める必要があります。

町内に3か所ある放課後児童クラブについては、令和10（2028）年4月の小学校統合に伴い1か所に集約するため、現在運営を委託している3つの運営主体の取扱いや集約後の運営手法について検討していかなければなりません。

本町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する13の事業から実情を勘案して必要な子育て支援について「鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に係るさまざまな施策に取り組んでいます。

【基本方針】

これまで、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく子育て世代包括支援センターや児童福祉法に基づくこども家庭総合支援拠点で、それぞれ子育て世帯への相談支援を行ってきましたが、今後はこども家庭センターの機動性を活かし、町内すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を実施していきます。

また、保育所、こども園、小中学校等の関係機関とは日常的に連携関係を構築し、支援を必要とするこども・家庭の情報が速やかに共有される体制を整え、要

保護児童対策地域協議会における調整機関役として要支援児童、要保護児童等への支援を実施します。さらには、母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児健康診査や相談支援の充実に努めます。

このほか、多様かつ複合的な問題を抱える子どもたちに対し、地域にあるさまざまな場所を活用し、安全安心で気軽に立ち寄ることができて食事等を提供できる場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることで子どもに対する地域での見守り支援体制を強化することを目的として、こども食堂やフードパントリーの開設のほか、文房具などの必要な物品の提供等によって学習支援・生活支援に取り組む団体へ事業開設経費や運営費を補助する等の支援を行っていきます。

現在、週3日開設している地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場となっていますが、子どもの遊び場を確保し、健やかに育つ環境づくりを進める観点から、拠点事業の充実に努めていきます。

（２）基本施策２ 生きる力を育む教育環境の確保

【現状と課題】

現在、少子化の影響もあり小中学校の児童・生徒数は減少し続けており、今後ともこの傾向が続くと予想されています。

国が示す基準では、1つの学校における学級数は、「12学級以上18学級以下」が標準規模とされています。令和3（2021）年5月の時点で、中学校については、平成27（2015）年4月の統合により、標準規模である15学級となりましたが、小学校は6小学校すべてが11学級以下の小規模校となっており、特に室木小学校は、過小規模とされる4学級となっていました。そのため、令和3（2021）年度に鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会を設置して今後の小学校のあり方を検討し、検討委員会の提言を踏まえ、「6小学校を1校へ統合する」とし、令和10（2028）年4月に開校することが決定しました。現在は、設計・施工一括発注により建設事業を進めています。



工一括発注により建設事業を進めています。

また、国が進めるGIGAスクール構想により本町においても令和3（2021）年1月に1人1台端末を導入し、ICTを活用した教育環境を整備しましたが、端末や教材となるソフトウェアが初めて更新時期を迎えることから、新端末の確実

な調達とスムーズな移行により、GIGAスクール構想の目的である「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させること」を達成する必要があります。

中学校の部活動は、放課後にスポーツや文化、芸術等に関心を持つ生徒が自発的に行う課外活動であり、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で、責任感、連帯感等が養われたりする場でもありますが、今日においては社会情勢の変化等により、教育等に係る課題も複雑化・多様化し、指導者の確保等の課題も生じているため、地域との連携も視野に入れた運営体制の整備が必要となっています。

加えて、生きる力を育む上で必要なこととして食育の推進が重視されていることから、学校給食などの機会を活かして、食に関する正しい知識を習得する機会を設ける必要があります。

【基本方針】

令和10(2028)年4月の開校に向け、教職員や保護者などの関係者との合意形成を図りながら「鞍手町で子育てしたい」と思われる、鞍手町のシンボルとなる新たな町立小学校の整備を進め、先に統合された鞍手中学校とともに全国に誇れる義務教育環境を実現します。

また、GIGAスクール構想の目的を実現するため、更新時期を迎える端末やソフトウェアを授業に支障が出ないようにスムーズに更新し、児童・生徒が情報を扱う能力の習得や高度かつ複雑な情報を適切に利用できる知識の習得を目指していきます。

中学校の部活動については、部活動の意義に鑑み、生徒自らが楽しみつつ継続することができる活動環境の整備を国の動向等にも注視しつつ進めていきます。

食育では、学校給食の行事食や日本各地の郷土料理などを生きた教材として活用することで児童・生徒の食の経験を豊かにし、食に関する正しい知識を習得する機会を提供していきます。

(3) 基本施策3 ライフステージに応じた学習の場の提供

【現状と課題】

生涯学習は、一般的には人々が生涯に経験するあらゆる学習を指します。具体的には、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、趣味などさまざまな場や機会において経験する学習の意味で用いられます。現在、少子化や過疎化の進行により児童・生徒数が減少し、学校規模の縮小など、教育環境に大きな影響を与えています。そのような中、まちの活力や文化力を向上させていくためには、子どもたちがこれまで培われてきた歴史や文化に触れたり、スポーツに親しんだりすることにより、心豊かに成長することが重要であり、さまざまな活動を通じた生涯学習により、新たな地域文化を創造・発展させることが大切です。



また、生涯学習は、幅広い定義であるため、個人の学習のみでなく、サークル、子ども会、青少年育成町民会議等の各種団体による活動も含まれ、地域貢献の役割も担っています。一方で、サークルやさまざまな団体においては担い手不足や高齢化などが顕著に現れてきており、活動が難しくなりつつあります。

【基本方針】

青少年の健やかな成長を促すため、安全・安心な居場所の確保とさまざまな学習体験活動の場の充実を図ります。

また、未来を担う子どもたちがたくましく社会の中で生きていけるよう、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校それぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

このほか、町民一人ひとりが心の豊かさを実感できるようにするため、子どもから高齢者まで多様な学びの機会の充実を図るとともに、地域固有の伝統や歴史・文化を大切にし、未来へ継承できるように努めます。また、芸術・音楽など自主的な文化活動を支援し、生涯を通じて学ぶことができる環境を提供します。

（４）基本施策４ 人権教育・男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身につけることを通して、共生社会の実現と人権文化の構築に向けた取組を行ってきました。

近年は、高齢化、国際化、情報の高度化などを背景として新たな人権問題が発生していることから、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消などを目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進められてきました。

しかし、依然として学校、地域、家庭、職域などの社会生活のさまざまな場面において、同和問題（部落差別）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人への偏見や差別が存在しています。人権意識の高揚は、豊かな町民生活を実現するための極めて重要な要素であり、住民のニーズや地域の実情に合った施策を総合的・積極的に展開していくことが求められています。

また、男女共同参画においては、すべての人が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、町民の意識改革に取り組む必要があります。

本町が令和5（2023）年度に実施した男女共同参画に関する住民アンケートの結果によると、残念ながら男女共同参画への関心度は低い現状です。

固定的性別役割分担に基づく慣行や習慣は、さまざまな分野にまだ根強く残っており、女性の参画を阻む要因の一つとなっているため、男女平等についての正しい認識と理解を広げていく必要があります。

【基本方針】

今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における取組やその成果を踏まえつつ、国の法律や基本計画または福岡県の条例や基本指針と連携を図り総合的かつ計画的に取り組むことが重要です。

人権教育・啓発は、講演会や研修会あるいは学習教材や啓発資料などにより理解を深めていくことはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的実践によって行われることが大切であり、生涯にわたって継続されるものでなければなりません。

本町の人権教育推進事業は、町や教育委員会、人権・同和教育研究協議会が連携し、講演会や解放学級、人権子ども会の開設により年間を通してさまざまな人権教育・啓発活動を進めており、今後も学校、地域、家庭、職域などの社会生活のさまざまな場面を捉えて人権教育・啓発を推進していきます。そして、それぞれが相互に連携し、町民一人ひとりが暮らしの中での実践を通して豊かな人間関係を築き、「人権尊重を基調とする差別のない明るい町の実現に寄与する」よう取り組んでいきます。

また、すべての人の人権が保障され男女が共に喜びも責任も分かち合える「男女共同参画社会」の実現を目指し、講演会・研修会などの学びの場を提供し、男女共同参画の実現に取り組んでいきます。

（5）基本施策5 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

現在、総合健診やがん検診の予約は、書面での申込書、ハガキの申込書、電子申請、電話予約の4つの方法で実施していますが、年齢や性別などにより受診項目が異なっており、予約方法がわかりづらく予約の管理が複雑になっているのが現状です。健診の受診率向上を図るためには、受診者の多様な生活スタイルに合わせつつ、簡単に受診予約ができるよう環境の整備・充実を図る必要があります。

また、生活習慣や食生活の乱れ等から、肥満や高血圧、糖尿病の



人の割合が高くなっており、県内平均と比べても高い状況にあります。加えて、高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的、精神的、心理的、社会的な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があります。

このため、住民同士をつないで、いつまでも元気でいきいきと安心して暮らせるまちを目指して「介護予防サポートリーダー」を毎年養成して活動してもらうことにより、地域活動ボランティアによる生きがいつくりや健康づくりにつなげていますが、若いサポートリーダーの養成や新規希望者の確保が課題となっています。

加えて、本町には、住民が主体的に活動している団体として老人クラブ連合会や体育協会に加盟している各種スポーツクラブ等があり、ペタンクや卓球等のスポーツ活動を通して健康維持につながる活動を行っていますが、活動者が年々減少しており、特に高齢者の健康維持の面からも不安があります。

このほか、令和6（2024）年度に住民が主体的に有志を募ってボランティア団体を立ち上げ、モデル地区として買い物支援等の取組を行っていますが、ボランティア団体が活動しやすい体制の整備が課題となっています。

【基本方針】

健診やがん検診の受診拡大に向け、予約方法の簡素化や効率化についても検討し、受診しやすい体制の整備と受診勧奨に取り組み、病気の早期発見と早期治療による健康寿命の延伸に努めていきます。

また、高齢者は、身体的、精神的、心理的、社会的な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があるため、健診の受診結果をもとに生活習慣などの改善に主体的に取り組むことができるよう、保健指導や相談体制の充実を図っていきます。

介護予防サポートリーダーは、人員の減少も危惧されるため、少ない人員でも運営できる通いの場（居場所づくり）の充実を進めていきます。

加えて、今後もスポーツをはじめとした身体を動かす活動を行っている各種団体が活動できる場の提供やより多くの住民に活動への参加を促す取組に努め、健康寿命を延ばす活動を通して生きがいつくりや健康づくりを応援していきます。

このほか、生活支援においては、ボランティア団体が活動しやすいような体制を整えるほか、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防や要介護度の重度化防止に向けた地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化にも取り組み、地域包括支援センターを核とした包括的なケア体制の一層の充実に努めます。

人々が健康に暮らしていくには、動物や自然環境などさまざまな視点からのアプローチが大切であるため幅広い視点での取組を進める必要があります。今後も国や県の動向を注視しつつ、誰もが健康に暮らせるまちづくりに努めます。



基本目標2

ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります

ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

基本目標

2

ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります

ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

基本目標に対する指標

指標（K P I）	現状値	目標値
若者夫婦の移動数	年間 38 組	年間 60 組
社会増減	25 人／年	50 人／年
観光入込客数	233,146 人	330,000 人

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策6】  選ばれる移住施策の推進	移住定住 空家利活用		
【基本施策7】 観光資源の発掘と活用	観光		
【基本施策8】  届ける、つながるまちづくり	情報発信 DX推進		

（１）基本施策6 選ばれる移住施策の推進

【現状と課題】

少子高齢化や都市部への人口の流出により、本町の人口は減少し続けています。令和2年国勢調査の結果をもとに、令和5（2023）年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によれば、本町の人口は5年毎に1,000人程度の水準で減少していき、令和27（2045）年には10,000人を割り込んで現在の3分の2程度まで減少すると予測されています。

平成26（2014）年5月に民間組織である日本創成会議人口減少問題検討分科会が公表したレポートでは、令和22（2040）年までの30年間で20歳から39歳までの女性の人口減少率が50%を超える896の自治体を「消滅可能性都市」とあり、日本中に大きな衝撃が走りました。本町は、その減少率が68.1%になるとの予測が示され、福岡県内においても最も高い減少率となっていました。

それから10年経過した令和6（2024）年4月、再び民間組織である人口戦略会議が公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートでは、令和32（2050）年までの30年間で20歳から39歳までの女性の人口減少率が50.5%になるとの予測が示され、県内ワースト8まで改善しながらも「消滅可能性都市」であるとされました。しかし、この10年間で減少率が17.6%改善し、改善幅は県内60市町村の中で上から15番目に当たる大幅なものとなり、これまでの施策が一定の効果として現れてきています。

【基本方針】

人口減少対策は、効果が表れるまでに数十年単位の時間を要します。これまで実施してきて一定の効果が見られた移住・定住施策は、継続を前提に、より魅力があり選ばれる施策とするため、一層充実強化していく必要があります。

特に若者世代の移住に関しては、少子化対策に直結する子ども・子育て施策の充実はもちろん、子育て世帯向けの取組にはさらに付加価値を付けて一層の充実を図り、若い世代が住みたくなる魅力あるまちづくりを推進していきます。



（２）基本施策７ 観光資源の発掘と活用

【現状と課題】

少子高齢化時代の到来により地方の人口減少が問題とされる昨今、本町においても人口減少は顕著となっており、これを食い止めるべくさまざまな施策に取り組んでいるところです。

その一つとして、平成27（2015）年度より町をサブカルチャーの拠点とすべく廃校を活用した「学校まるごとサブカル事業」に取り組んできました。

しかし、令和2（2020）年1月に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し始め、またたく間に世界中に感染が拡大したことにより、本事業も大きな打撃を受けました。

観光資源が乏しい中、町内のゴルフ場では年間10万人を超える来訪者を毎年国内外から呼び込んでいますが、地方創生の目玉事業として民間事業者のくらす学園が取り組んできた学校まるごとサブカル事業は、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受けただけでなく、現在ではサブカルチャー色も薄れてきており、かつての賑わいを取り戻せるかが課題となっています。

【基本方針】

今後もサブカルチャーをテーマにくらす学園と連携しつつ、県外、海外からの

交流人口を増加させるため、来訪者のニーズをとらえた多様な企画やサービスの充実に取り組んでいくほか、廃校の空き教室を活用したインキュベーション施設やレンタルオフィスなどにも取り組んでいきます。

また、石炭資料展示場及び埋蔵文化財収蔵庫の機能を有する鞍手町歴史民俗博物館別館は、石炭産業で発展した本町の礎となった歴史の宝庫となる施設で、令和7（2025）年度に開館予定です。この歴史・文化遺産を後世に伝えるため、町内外から来訪者を呼び込んで本町の大切な文化遺産を守り、受け継いでいきながら、交流人口を増加させるためのコンテンツとして活用していきます。

（３）基本施策８ 届ける、つながるまちづくり

【現状と課題】

Society 5.0 は、内閣府の第5期科学技術基本計画において、わが国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。

Society 5.0 の実現に向けた技術（以下、「未来技術」という。）は、機械・機器の自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することも可能であり、例えば、車の自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療、IoTを活用した見守りサービス等により、高齢者を含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができます。未来技術は、生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができます。そして、未来技術の活用は、どの地域にもチャンスがあります。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であり、地方における未来技術の活用について強力に推進していくことが望まれています。

また、本町の情報発信は、広報紙、ホームページ、LINE、dボタン広報誌、フェイスブックを媒体として活用しており、紙媒体による町からのお知らせ（広報紙・回覧文書）を受け取れない自治会未加入の世帯が増える中で、スマートフォンなどの情報端末の操作に不慣れな人にもインターネットを介して発信した情報を確実に伝達できるようにする必要があります。

さらに、町外への情報発信は、子育て支援策や移住施策等のさまざまな取組を町の魅力として十分に伝えきれているとは言い難く、今後は情報発信にも工夫が必要です。

【基本方針】

国が進める Society 5.0 の実現に向け、地域の利便性や生産性の向上を通じて地域を豊かにするとともに、地域の魅力を高め、それが人を呼ぶ好循環を生み出すため、未来技術を活用した取組を進めていきます。

また、情報発信では、スマートフォンなどの情報端末の操作に不慣れな人への支援に取り組みつつ、移住・定住支援策など若い世代のライフスタイルに応じた支援の情報や町の魅力の町外への発信にも取り組み、町内外から人が集まるような賑わいの創出や町の知名度の向上につなげていきます。

基本目標3

いつまでも住み続けたいまちをつくります

魅力的で住みよいまちの実現

基本目標

3

いつまでも住み続けたいまちをつくります

魅力的で住みよいまちの実現

基本目標に対する指標		
指標（KPI）	現状値	目標値
住みよいと感じている人の割合	39.8%	90.0%
公共交通の満足度	8.6%	25.0%

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策 9】  計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり	都市計画 土地利用 公共施設 公共交通	11 住み続けられるまちづくりを	
【基本施策 10】 将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進	公共施設 道路、橋梁 河川 公園	11 住み続けられるまちづくりを	
【基本施策 11】 安定したライフラインの確保	上下水道 し尿 広域連携	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを
		17 パートnership for sustainable development	
【基本施策 12】 地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保	廃棄物 環境 森林	7 安全で持続可能なエネルギーを	11 住み続けられるまちづくりを
		13 気候変動に具体的な対策を	
【基本施策 13】 誰もが住みたくなる住環境の確保	空家対策 町営住宅	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくばない、減らす、再利用する
【基本施策 14】  安心して暮らせるまちづくり	消防・防災 交通安全 防犯 コミュニティ	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートnership for sustainable development



（１）基本施策９ 計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり

【現状と課題】

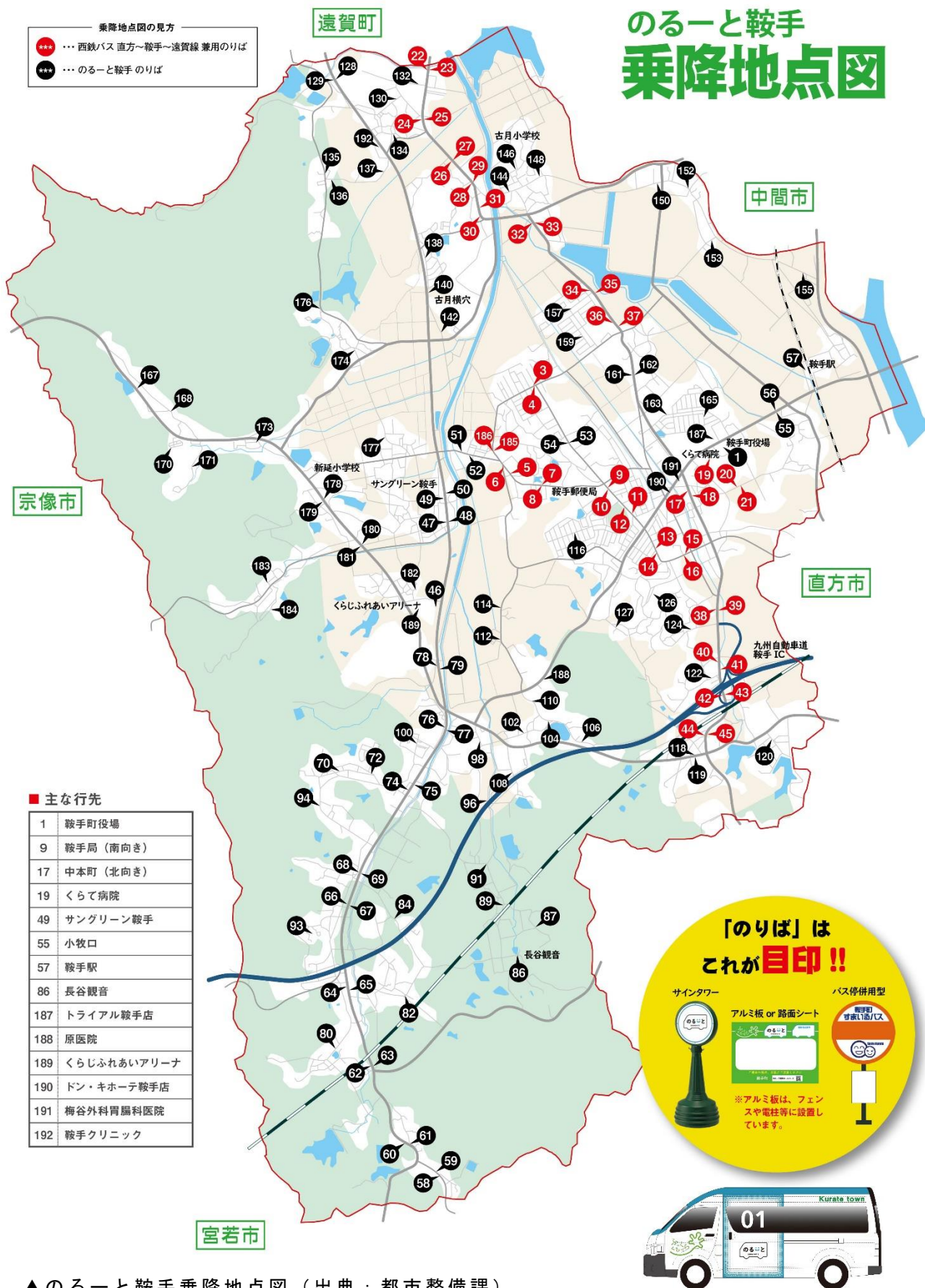
本町の土地利用は、鞍手ＩＣ及び北九鞍手夢大橋が開通したことで、広域道路網や幹線道路の整備が進んだことから、第５次総合計画において、公共施設や教育施設、医療機関、商業施設などのさまざまな都市機能をこのルート上に集約し、交通アクセスの利便性を最大限に活かしたコンパクトなまちを形成することとして、まちづくりに取り組んできました。

また、人口減少や高齢化が進む中、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保を目的として改正された「都市再生特別措置法」に基づき、本町の特性に応じた効率的で持続可能な都市構造、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定、誘導施設の整備方針、公共交通ネットワークとの連携によるまちづくりについて定めた「鞍手町立地適正化計画」を令和４（２０２２）年３月に策定し、まちづくりに取り組んでいます。

鞍手町の玄関口の一つである鞍手ＩＣは、周辺の一部エリアで民間事業者による開発造成が進んでいますが、無秩序な開発を抑制して周辺環境との調和を図る必要があるため、周辺農地を含めた地域について用途地域や特定用途制限地域の指定等を早急に検討する必要があります。もう一つの玄関口である鞍手駅は、周辺の賑わいづくりや開発事業の実施など、交通の利便性を活かした取組を求める声が住民アンケート等でも多く出されましたが、周辺農地は農用地区域であることから用途の変更等諸条件の整備が必要であり、容易に開発ができない状況です。

また、公共交通については、将来にわたって持続可能な公共交通体系の確保を目指し、これまで、中学生のスクールバスとの一体化や路線の再編、「すまいるバス」から「もやいたクシー」への転換などを行い、交通が不便な地域の解消に努めてきましたが、本町では高齢社会が今後もしばらく継続することが見込まれており、公共交通に対するニーズは一層高まっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、外出機会の減少により町民の生活様式は大きく変わり、公共交通の利用者数が減少するだけでなく、運転手不足の深刻化も加わり、公共交通の運営の安定化が急務となっています。

令和６（２０２４）年６月に実施した「鞍手町のまちづくりに関する住民アンケート」によると、今後の施策の重要度として「公共交通の利便性」が最も高く、公共施設や商業施設が集約したことにより、利便性が向上した地域とそうでない地域との差が見られるようになりました。本町においては、令和６（２０２４）年３月に鞍手町地域公共交通計画を策定し、都市計画や観光振興、福祉、教育等のさまざまな分野を含めた地域戦略の一環として公共交通施策に取り組むこととしています。



▲のりーと鞍手乗降地点図（出典：都市整備課）

【基本方針】

本町では、くらて病院や役場庁舎の移転建替えに伴い、公共施設の集約化を進めてきたところですが、立地適正化計画に定められた居住機能の誘導や商業、医療、福祉等の都市機能の立地誘導に加えて、公共交通の充実等を図ることにより、コンパクトなまちづくりを推進することとしています。

特に、居住機能のまちなかへの誘導には、町が保有する用地で鞍手駅や学校、大型小売店舗にも近い西牟田用地等を有効活用して住宅団地等の造成につなげていくことも検討するほか、調和のとれた土地利用を推進するために町の将来像を想定しながら各地域の特性に応じたゾーニングを行います。また、都市計画マスタープランに基づく都市基盤整備を計画的に実施していくとともに、公共交通の位置付け等を整理しながら、町民をまちなかへ誘導する環境を整え、効率的な公共交通体系を構築していきます。

そのための手段として、令和6（2024）年10月よりA I オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行を鞍手町全域でスタートし、令和7（2025）年3月24日より本格運行に移行していますが、路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、A I が予約状況に応じて配車や経路を考えて運行する、非常に効率的な乗合公共交通サービスです。

今後も人と自然が調和し、快適で住みやすいまちづくりに取り組んでいくため、公共交通ネットワークの確保・維持に努めつつ、日常生活圏における道路交通ネットワークの連携等も視野に入れながら、住民のニーズや状況に即した公共交通体系の改善を繰り返し行い、利便性の向上を図っていきます。

（2）基本施策 10 将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進

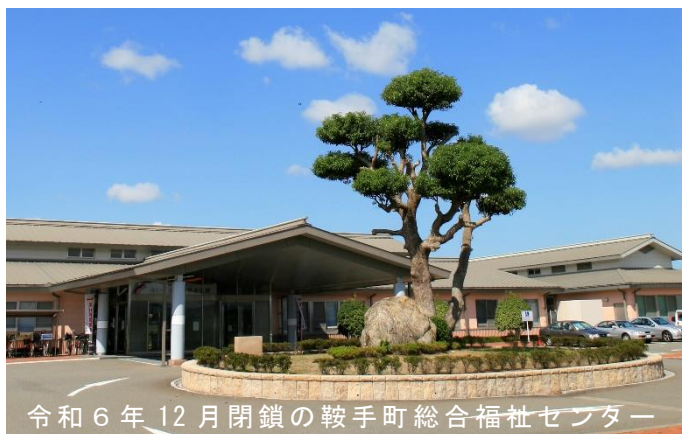
【現状と課題】

本町の公共施設は、過去に建設された施設が大量に更新時期を迎える一方で、町財政は、依然として厳しい状況にあります。

そのような中、施設の集約化や老朽化による建替えを行ってはいるものの、廃止となった施設の多くは利活用や処分の方法が定まっていません。

また、主要幹線道路である北九州鞍手線（産業道路）は、遠賀川を隔てて隣接する北九州市に直接連絡する北九鞍手夢大橋が平成27（2015）年3月に開通し、道路交通の利便性と地域間の交流のさらなる向上が図られました。

しかし、この整備が進んだことで道路交通利用の増加や大型車両の通行による舗装の劣化、交通渋滞、歩道の未整備箇所の顕在化などに関して、さまざまな課題が発生しています。



【基本方針】

廃止となった公共施設は、鞍手町公共施設等総合管理計画及び鞍手町公共施設等個別施設計画に基づき、「売却、賃貸、除却、転用」などの処分を含めた利活用を進めていきますが、具体的な計画が定まらないものについては、令和6（2024）年度に設置した公共施設等利活用検討委員会において、財政の安定化と地域の活性化を念頭に利活用を検討していくこととしています。

また、道路については、道路舗装の現状や交通渋滞などについての課題を整理した上で、必要な点検や適切な維持補修を行うとともに、幹線道路に接続する生活道路や集落間を結ぶ道路については、住環境の整備を念頭に財政状況等を考慮しながら、計画的に整備を進めていきます。

（3）基本施策 11 安定したライフラインの確保**【現状と課題】**

本町の水道水は、遠賀川水系山田川から流入する浮洲池を唯一の水源としており、現在は安定的な供給を維持できています。しかし、上水道施設は、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化による更新費用の増加に加えて、水道事業に携わる技術職員の不足等さまざまな問題に直面しています。また、災害に備えることも求められており、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から将来を見据えた水道の基盤強化を実現していかななくてはなりません。

下水道は、平成8（1996）年度から公共用水域の水質保全と町民の生活環境向上のため、整備と普及を進めてきました。しかし、下水道も上水道と同様、人口減少やそれに伴う使用料収入の伸び悩みがあるほか、今後は初期に整備した管路のメンテナンスも徐々に重くのしかかってきます。このため、町では令和5（2023）年度に公共下水道事業計画検討委員会を設置し、今後の下水道事業の見直しについて検討した結果、全体計画区域を変更して整備エリアを縮小し、当該エリアでは合併浄化槽の普及により汚水処理を進めていくこととしました。

また、し尿処理は、現在は衛生センターで行っていますが、昭和55（1980）年に建設した施設で老朽化が進み、著しく維持管理費が増大しているため、令和10（2028）年4月の供用開始に向けて近隣市町と処理の広域化について検討しています。

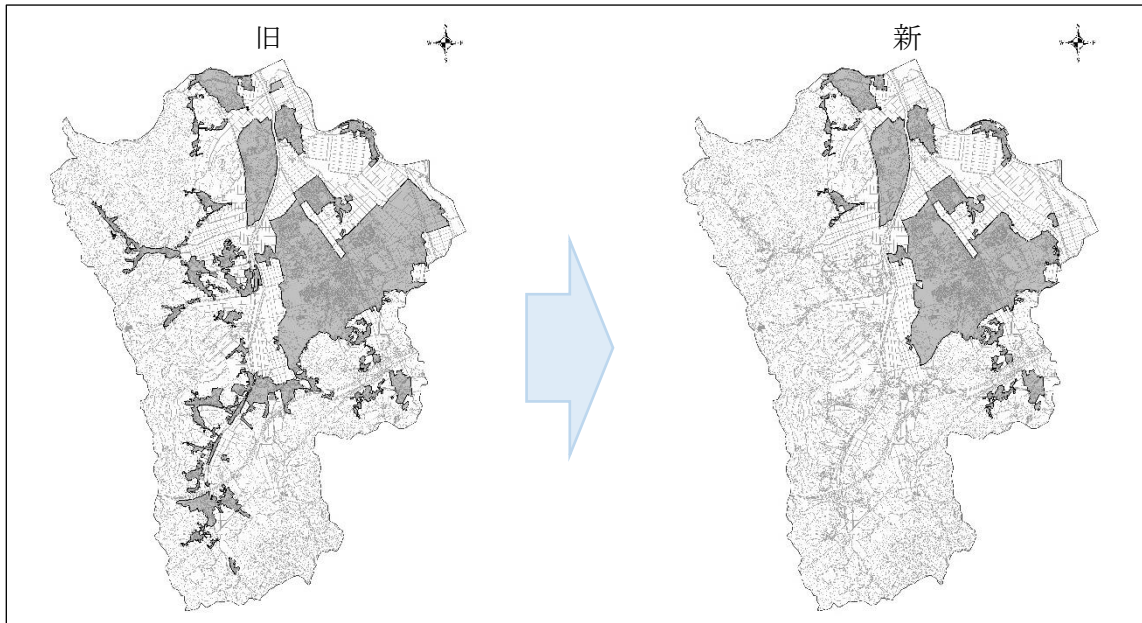
【基本方針】

上水道では、水道料金の改定も含めて対策を打つ必要がありますが、利用者の負担増による生活への影響も懸念されます。引き続き安全・安心な水道水を安定供給するため、事業の効率的な運営や浄化費用を抑制できるような新たな水源の確保、水道技術者の確保など、将来を見据えての近隣市との事業の広域化についても検討していきながら、当面は水道施設の現状を正確に把握し、アセットマネジメントによる更新計画と財政計画により、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう努めていきます。

下水道では、計画的かつ効率的な施設整備を進めながら普及率の向上に努める

とともに、整備エリア外の世帯には小型合併浄化槽の設置補助により浄化槽の普及を推進しながら、公共水域の水質浄化や持続可能な汚水処理を実現し、快適な生活環境の整備を進めていきます。

また、し尿処理は、下水道や浄化槽が完全に普及するまでは処理施設である衛生センターが不可欠であることから、老朽化を遅らせるような工夫を凝らしながら効率的な維持管理に努めるとともに、近隣市町と検討している処理の広域化を実現することにより、効率的なし尿処理を推進していくこととしています。



▲鞍手町公共下水道事業計画図（出典：上下水道課）

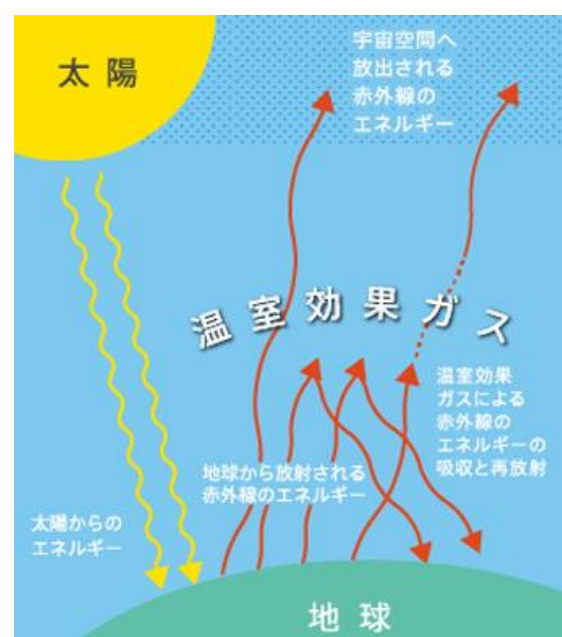
（４）基本施策 12 地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保

【現状と課題】

現代の住生活や経済活動は、地球環境に大きな影響を及ぼしており、オゾン層の破壊や酸性雨などさまざまな問題が年々深刻になっています。

国においては、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し、再生可能エネルギーの導入支援など、地域の実情を踏まえた支援策を検討することとしています。

本町では、将来にわたり健康で安心して暮らすことのできる環境を次世代へ引き継いでいくため、令和 3（2021）年 3 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、北九州市を中心とした 18 市町で構成する連携中枢都市圏において「RE100 連携中枢都市圏」を目指し、消防団の格納庫などの一部の公



▲地球環境に及ぼす影響（出典：環境省）

共施設において使用電力の 100%を再生可能エネルギーで賄う取組を始めましたが、対象施設のさらなる拡大も必要です。

また、日常生活に密接に関わるごみ処理も重要な要素です。人口減少の影響やリサイクル意識の高まりなどにより、ここ数年はごみの排出量が減少傾向となっていますが、自然環境への負荷を軽減するためには、ごみの減量や適切な処理はやめることのできない永遠の課題でもあります。

このほか、人が快適に生活していくためには、野生動物などの衛生面に関する分野も重要であるため、人と動物との共生に関する取組も必要です。

【基本方針】

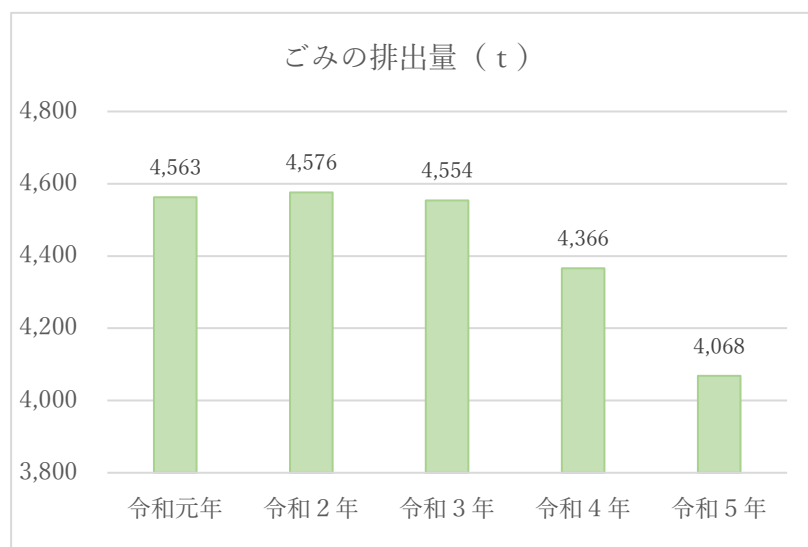
本町では、地球環境に優しく周辺と調和した自然エネルギーの導入や省エネルギー化に取り組んでいくため、令和 7（2025）年 1 月に開庁した役場新庁舎では、災害発生時に活動拠点として必要なエネルギーを供給できる機能を備え、かつ環境負荷の低減に配慮したライフサイクルコストを実現できる「レジリエンス強化型 Z E B 庁舎」として建替えを実施しました。今後も、行政活動によって排出する二酸化炭素を抑制すべく、対策を強化していきます。

また、ごみ処理については、ここ数年はごみの排出量が減少傾向にあるとはいえ、一般廃棄物のさらなる減量と処理費用の一層の抑制のため、リサイクル活動団体に対する奨励金事業を引き続き実施しながら資源回収活動を推進するとともに、生ごみ処理容器購入費補助金によりごみの減量化を着実に進めていきます。

現在、本町と宮若市、小竹町では、宮若市外二町じん芥処理施設組合を組織して広域連携事業として効率的にごみ処理を進めており、ダイオキシン類対策としてごみの固化燃料（R D F）施設を稼働させていますが、引き続き自然環境の

保全に努めます。

このほか、人が快適に生活していくためには、野生動物などの衛生面や自然環境などのさまざまな視点からのアプローチが大切であるため、幅広い視点での取組を進める必要があります。今後も国や県の動向を注視しつつ、快適な生活環境の確保に取り組んでいきます。



▲過去 5 年間のごみの排出量（出典：住民環境課）

（5）基本施策 13 誰もが住みたくする住環境の確保

【現状と課題】

空家の問題は全国的に深刻化しており、特に適切な管理がされず放置された空

家は劣化が進み、保安上危険な状態になります。劣化した空家は、倒壊や屋根・壁の落下の危険性があるだけでなく、敷地内のごみの放置や草木の繁茂により、景観の悪化や衛生面での不安など、地域住民の生活にも大きく影響を与えます。本町にも、空家は多数存在し、適切な管理がされていない老朽危険空家も相当数存在するため、対策が必要です。

また、一般住宅だけでなく、町営住宅にも老朽化した住宅が多く存在するため、入居者の安全性の確保が大きな課題となっています。しかし、財政状況が逼迫している現状では、耐用年数が過ぎた木造平屋建て住宅などの維持管理や新たな建設・建替えは、多額の費用を要するため極めて困難な状況です。

このほか、昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建築された木造の戸建て住宅の耐震化や適切な基礎、控え壁が整備されず、地震などにより倒壊の危険性があるブロック塀の対策も必要です。

【基本方針】

国においては昨年、空家対策の推進に関する特別措置法の一部改正や関連法において、財産管理制度の創設や相続制度の見直しを行っています。

本町では、今後も誰もが住みたくする住環境を確保していくため、老朽危険空家の解体補助を継続し、安全安心なまちづくりを推進していきます。

また、町営住宅については、計画的な修繕・改修による長寿命化を図るため、維持管理の方針や改修計画等を検討するほか、国の補助金事業の対象となり得る場合には積極的に財源を確保し、住環境の整備を進めていきます。

加えて、旧耐震基準で建築された木造の戸建て住宅を耐震化する際の補助や地震などにより倒壊の危険性があるブロック塀を除却する際の補助など、住民が取り組む対策への費用助成は継続して実施していきます。

（６）基本施策 14 安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災以降、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震や平成 29（2017）年 7 月の九州北部豪雨、さらには令和 6（2024）年 1 月に発生した能登半島地震など、地震や風水害をはじめとする自然災害が毎年のように頻発しており、安全・安心への意識は高まっています。



平成 30 年 7 月豪雨被害

本町で大きな被害があった近年の災害としては、平成 21（2009）年 7 月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成 21 年中国・九州北部豪雨」や「平成 30 年 7 月豪雨」等があり、近年の全国的な豪雨災害を考えると、本町でもいつ大災害が起きてもおかしくない状況です。特に令和 6（2024）年 8 月 8 日に発生した宮崎県

沖の日向灘を震源とする地震は、最大震度6弱、規模はマグニチュード7.1で、国からは初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発令されました。本町における南海トラフ地震の影響は、震度4若しくは震度5弱ですが、近くには断層帯もあるため、南海トラフ地震に限らずいつ大地震が起きても不思議ではなく、日頃からの備えが必要です。

本町においては、第5次総合計画後期基本計画策定の際、国土強靱化地域計画を策定し、地域防災計画と連動しながら強くしなやかで持続可能なまちづくりを進め、平常時から危機管理体制の充実に努めていますが、災害による被害を抑制するためには、住民による主体的な防災活動への関与も重要です。

また、安全安心なまちづくりは、自然災害への対策のみならず、交通事故の抑制や防犯対策も必要です。即効性のある対策が困難な分野ではありますが、少しずつ対策を講じていく必要があります。

このほか、地域のコミュニティ活動も重要な分野です。少子高齢化や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題等が複雑化・多様化する中、近年は自治会加入率が年々減少しており、自治会役員の高齢化や担い手不足等も深刻な問題となっています。地域のコミュニティの核となっている小学校の令和10年（2028年）4月の統合を控え、小学校の廃校により地域のコミュニティの一層の希薄化が懸念されます。

【基本方針】

平時から、町民と行政が一体となり、災害や犯罪に強い地域づくりや、緊急時における効果的な情報の収集・伝達手段の強化に取り組むほか、危機管理体制の強化や自然災害の被害を軽減するため地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づく都市基盤整備などを推進し、自然災害から住民を守り快適で安全な災害に強いまちづくりに努めます。万一の時、災害の被害を最小限にするためには、住民が「減災」の考え方を知った上で日ごろから主体的に防災活動に関わっていくことが必要であるため、広報紙などによる啓発に努めていきます。

また、自然災害以外の対策として、高齢者の交通安全対策の観点から、高齢者の運転免許証返納事業により高齢者による交通事故の抑制を図っていくとともに、防犯の観点から住みよいまちづくりに向けた取組として防犯灯のLED化を推進していきます。

また、年々衰退が深刻化する地域コミュニティについては、現在の自治会を著しく再活性化することは困難であるため、地域コミュニティに対する住民の意識を確認しながら「自分の住む地域は自分で守る」という意識づけを行い、新たな形態でのコミュニティの形成を模索していきます。



基本目標4

地域資源を活かした元気なまちをつくります

まちを支え、
ひとを育む地域産業の実現

基本目標

地域資源を活かした元気なまちをつくります

4

まちを支え、ひとを育む地域産業の実現

基本目標に対する指標

指標（K P I）	現状値	目標値
生産年齢人口の割合（年齢別割合）	49.8%	49.0%
町内の事業所数 （令和3年経済センサス）	663 事業所	650 事業所

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策 15】  安定した農業生産力の確保	農業基盤 保全管理	 	
【基本施策 16】  企業経営力の向上	経営基盤 創業	 	

（１）基本施策 15 安定した農業生産力の確保

【現状と課題】

わが国の農業は、食料の安定供給はもとより、国土保全の観点からも重要な分野の一つです。

しかし、少子高齢化に伴う人口減少社会では、都市部への若年層の人材流出により、多くの業種で人手不足や後継者不足といった問題が生じています。

本町の基幹産業である農業においても、高齢化や担い手不足等による農業従事者の減少をはじめ、遊休農地の増加や有害鳥獣被害の拡大、農業用施設の老朽化に伴う維持管理への不安、新型コロナウイルス感染症や国外情勢の変化による物価高騰、経営悪化といったさまざまな問題を抱えており、今後の農業経営の維持や食料供給力の低下、農業が果たす国土保全機能への影響が懸念されます。

特に令和2（2020）年の国勢調査における年齢階級別産業の人口の農業従事者は、男女ともに60歳以上の従事者が6割以上となっており、他の産業に比べて著しく高齢化が進んでいます。特に団塊世代が75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」は、農業分野においても深刻となっており、地域農業では人材面において高齢化と後継者の不足という大きな問題を抱えています。



一方、担い手には効率的で安定的な農業経営が求められ、農業分野においても先進技術の発達によって、安定した収穫や人員の確保をロボットが支援する環境などが整ってきています。しかし、小規模農家にとっては、それらの整備はかなりの負担となります。

このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や営農組合体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、時代の要望等に即した農業の促進にも努め、地域ブランドとして誇れる安全安心な食料供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

また、農地の担い手への集積率は高い水準を保っているものの、農家数の減少や高齢化による担い手不足は深刻化しています。これに伴い、管理の行き届いていない農地が増えつつあります。

これらの地域農業を支えていく担い手をどう確保するかが差し迫った課題となっています。

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有していますが、近年の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状態となってきました。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農道や水路などの維持管理に対する担い手農家の負担が増大しており、多面的機能が今後も適切に発揮されるよう地域の共同活動に対する支援を行う必要があります。

【基本方針】

農作業の効率化と省力化を図るため、農業機械・施設へのスマート農業の実現に向け国・県等の制度活用や、企業との連携も含めた幅広い支援を行い、農業経営の安定化と所得向上、遊休農地の解消を目指していきます。

また、農業資源の適切な保全管理を推進するため、地域が行う水路・農道等の管理に関する共同活動を支援するとともに、農作物の鳥獣被害を最小限に抑えるための捕獲活動や被害防止の取組を支援していきます。

農業用水の確保においては、ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努めます。さらに冠水対策として、かんがい施設維持管理改修計画に基づき、定期的にオーバーホール等のメンテナンスを行い適切な維持管理に努めます。

担い手を確保していくためには、安定的に農業を営む経営体を育成する必要があります。各種補助事業を活用し、担い手農家の経営規模の拡大及び生産性の向上に関する取組や、ICT（情報通信技術）やAIを活用した新技術導入による農作業の省力化を支援します。また、新規就農者の農業経営の確立に対して支援を行い、地域農業を支える新たな担い手の育成に取り組めます。

（２）基本施策 16 企業経営力の向上

【現状と課題】

本町は炭鉱の閉山後、農業施策と並行して積極的に企業誘致に取り組み、これまでの50年間で60社以上の優良企業を誘致し地域経済の発展を遂げてきました。

本町にある企業の大部分を占める中小企業は、雇用の確保、消費の活発化、自然と調和したまちづくりや災害対応など、本町の発展と町民生活の向上をもたらす重要な担い手として大きな役割を果たしてきました。

しかし、人口減少による市場の縮小や働き手の確保、高齢化等による事業継承問題のほか、グローバル化による競争激化やICTの発展など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、町では、平成30（2018）年12月に鞍手町中小企業振興基本条例を制定し、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進していくこととして鞍手町中小企業活性化計画を策定し、推進しているところです。

一方、企業誘致では、本町への進出を検討する企業等からの問い合わせはあるものの、本町が所有する用地では要望に応えられない現状もあります。

雇用の増大や人口増加のためには、工業団地を整備し、地域振興につながる企業の誘致が不可欠ですが、財政状況が厳しい中、大規模な財政投資は難しく、積極的な誘致ができない状況です。

【基本方針】

中小企業においては、自ら課題解決に取り組むことはもちろんのこと、行政、経済団体、金融機関等が一体となって、それぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組んでいかななくてはなりません。

本町においては、引き続き鞍手町中小企業活性化計画に基づき、中小企業の自主的な取組を基本として、企業、経済団体、金融機関等と連携しながら、中小企業を元気にする事業を展開し、地域経済の活性化に取り組んでいきます。

第 4 部

実施計画

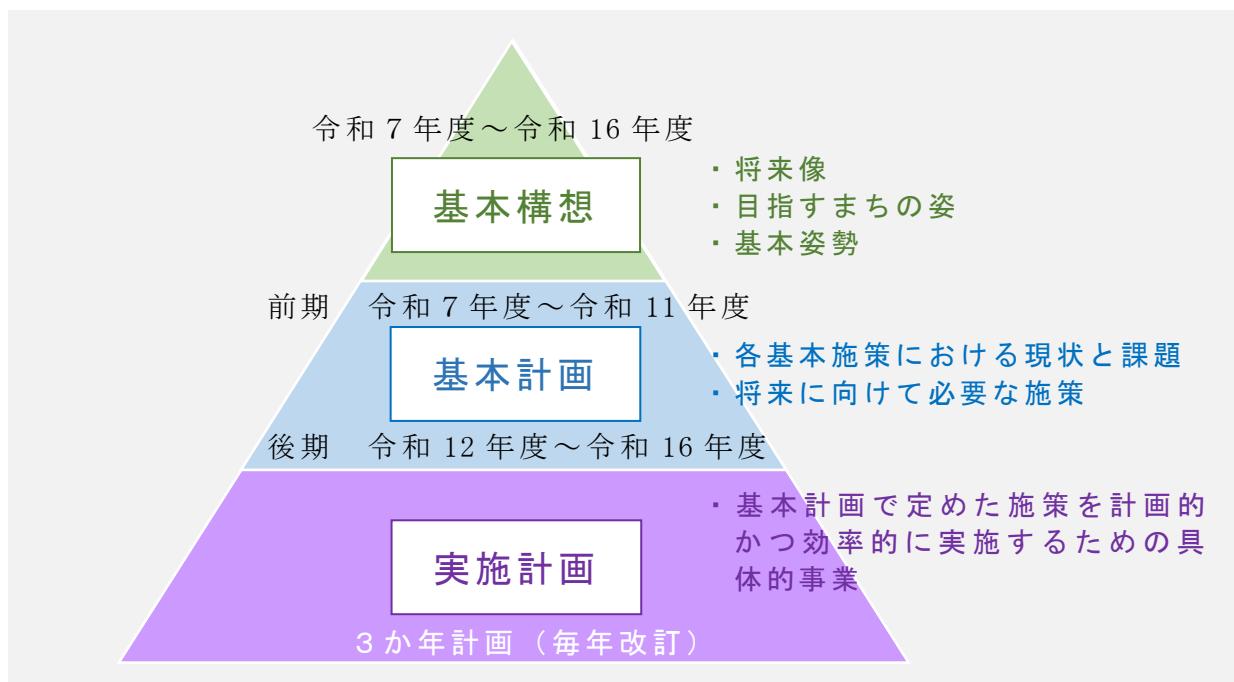
第 1 章 実施計画の概要

第 2 章 実施計画

第1章 実施計画の概要

1. 実施計画の位置付け

実施計画は、3階層で構成する第6次鞍手町総合計画の3階層目の計画です。第6次総合計画の基本構想及び基本計画に位置付けられた各施策の具体的な内容や実施方法等を定めています。



2. 実施計画の目的

この計画は、向こう3年間における事業の方向性を定めるとともに、予算編成の指針となるもので、基本構想に掲げた将来像の実現を目指し、基本計画に示された施策を効率的、計画的かつ重点的に推進することを目的としています。

実施計画の策定にあたっては、基本構想・基本計画を踏まえ、令和7年度予算と整合を図りながら、施策体系別に事業内容、事業費等を計上しています。

3. 計画期間

実施計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間です。

なお、実施計画は、3か年を計画期間としていますが、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、ローリング方式により毎年度見直していきます。

令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)
第6次総合計画基本構想（10年間）									
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
				後期基本 計画策定					
実施計画（3年間）									
ローリング方式で毎年度見直し									

4. 対象事業

この計画の対象とする事業は、第6次総合計画の基本目標、基本計画の目標達成のために位置付けられた事業とします。

- ❖各施策を具体化するための重要なソフト事業
- ❖主に投資的経費※を含む事業

投資的経費とは、公共施設等の建設工事、公共用地の取得などその支出の効果が資本の形成に向けられ、将来に残るもののために支出される経費のこと。

- ❖新規事業

5. 進捗管理

（1）計画の進捗管理

進捗管理に当たっては、基本計画の概要に定めた事業評価手法に基づき適切に実施することとし、PDCAサイクルを着実に実施することにより計画の実効性を担保していきます。



（２）ＫＰＩ

目標値として、「ＫＰＩ」を設定します。ＫＰＩとは、Key Performance Indicatorの略で「重要業績評価指標」のことを言います。目標を数値として設定することにより、客観的な効果検証が可能となります。

なお、ＫＰＩは、次の事項を踏まえて、分かりやすく測りやすい指標を設定します。

①アウトカムベースの指標

施策に取り組んだ結果、住民や事業所、社会経済などにもたらされる成果・効果を把握する指標として設定します。

②アウトプットベースの指標

施策の実施回数や仕事量など、住民や事業所、社会経済などに成果・効果をもたらすために、どれだけ取り組んだかを把握する指標として設定します。

③毎年度、数値を把握できる指標

施策の成果・効果を把握する手段として、統計調査の結果やアンケート調査の結果を活用することがありますが、５年に１度しか把握できない場合などもあります。施策は常に改善しながら取り組む必要があるため、成果・効果を毎年度把握できる指標を設定します。

（３）実施結果の検証

各事務事業の進行管理は、基本構想及び基本計画に位置付けた目標を達成するため、実施計画に掲げた事務事業に取り組んだ後に成果指標を把握し、達成状況や有効性・効率性の点検を踏まえて事業の見直しを行うことにより、着実に推進していきます。

①実施計画のみなし評価を行い、次年度当初予算編成時に次年度以降の３年間の事務事業シートを作成します。

②ヒアリングにより、次年度以降の事業実施の可否を決定し、予算との整合性を図ります。11月上旬～下旬

③実施計画の正式な評価は、翌年の８月までにＰＤＣＡサイクルにより各担当部署において行い、総合計画進行管理検証シートを作成します。

④評価結果の検証は、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において、その評価と今後の取組の方向性について報告し、意見を聴取します。

⑤年度報告書を作成し、議会へ報告します。

（４）事業費の試算等

事業費は、実施計画の策定時点における試算に基づいた予定事業費であるため、厳しい財政状況や計画策定後の事業の進捗等を踏まえ、予算査定の過程において更に精査することを前提としています。

① 今後３年間の想定される事業費を掲載しています。

② 事業名は、原則として予算書に記載の名称と同一としていますが、事業によっては例外的に予算書とは異なる名称で掲載しているものがあります。

第2章 実施計画

1. 実施計画施策体系

基本目標 1	人にやさしいまちをつくります 生まれてから一生涯を応援するまちの実現	
基本施策1	子ども・子育て支援の充実	
1-1	子ども医療費の助成	101
1-2	乳幼児健康診査事業	102
1-3	こども家庭センターにおける相談支援	102
1-4	教育・保育サービス	103
1-5	放課後児童健全育成事業	103
1-6	こども誰でも通園制度	104
1-7	こどもの居場所づくり推進事業	104
1-8	地域子育て支援拠点事業（ぴよぴよ広場）	105
基本施策2	生きる力を育む教育環境の確保	
2-1	小学校統合整備事業	105
2-2	G I G Aスクール推進事業	106
2-3	部活動の活性化	106
2-4	食育の推進	107
基本施策3	ライフステージに応じた学習の場の提供	
3-1	青少年の健全育成	107
3-2	学校運営協議会	108
3-3	学校支援ボランティア	108
3-4	家庭教育学級	109
3-5	放課後子ども教室	109
3-6	くらて寺子屋事業	110
3-7	子ども会事業の活性化	110
3-8	体育施設の充実	111
3-9	公民館施設の充実	111
3-10	公民館活性化事業	112
3-11	公民館まつり・鞍手美術展	112
3-12	読書活動推進事業	113
3-13	歴史民俗博物館教育普及事業	113
3-14	子ども学芸員事業	114



基本施策4 人権教育・男女共同参画の推進		
4-1	人権教育推進事業	114
4-2	男女共同参画の推進	115
基本施策5 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
5-1	健康診査・がん検診事業	115
5-2	生活習慣病重症化予防事業	116
5-3	心の健康づくり事業	116
5-4	介護予防サポートリーダー養成事業	117
5-5	通いの場の開設事業（地域づくり支援事業）	117
5-6	健康寿命を延ばす活動の促進	118
5-7	買物支援事業（住民主体の生活支援の推進）	118
5-8	障害者コミュニケーション支援事業	119

基本目標 2	ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります ひとが集い笑顔があふれるまちの実現	
基本施策 6 選ばれる移住施策の推進		
6－1	定住促進奨励金交付事業	120
6－2	中古住宅リフォーム補助金交付事業	121
6－3	空家バンク事業	121
6－4	移住・定住推進事業	122
基本施策 7 観光資源の発掘と活用		
7－1	観光まちおこしプロジェクト	122
7－2	指定文化財の保存・管理	123
7－3	まちの歴史・文化魅力発信事業	123
基本施策 8 届ける、つながるまちづくり		
8－1	デジタルを活用した窓口改革の推進	124
8－2	情報発信の推進	124
8－3	スマホ教室	125
8－4	広域連携の推進（ソフト事業）	125



基本目標 3	いつまでも住み続けたいまちをつくります 魅力的で住みよいまちの実現	
基本施策 9	計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり	
9-1	用途地域・特定用途制限地域の指定	126
9-2	立地適正化計画の推進	127
9-3	A I オンデマンド交通運行事業	127
基本施策 10	将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進	
10-1	公共施設の適正な管理と利活用	128
10-2	隣保館施設整備事業	128
10-3	道路メンテナンス事業	129
10-4	公園の適切な維持管理の推進	129
基本施策 11	安定したライフラインの確保	
11-1	上水道の安定供給	130
11-2	施設改良事業（管路整備）	130
11-3	鞍手町流域関連公共下水道事業	131
11-4	小型浄化槽設置事業	131
11-5	し尿処理の広域化	132
基本施策 12	地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保	
12-1	資源循環型社会の構築	132
12-2	環境美化の推進	133
12-3	地域住民、事業者との協働による地球温暖化対策の推進	133
12-4	町行政における地球温暖化防止の推進	134
12-5	人と猫の共生事業	134
基本施策 13	誰もが住みたくなる住環境の確保	
13-1	特定空家対策事業	135
13-2	地域住宅交付金事業	135
13-3	木造戸建て住宅性能向上改修促進事業	136
13-4	ブロック塀等撤去費補助金事業	136
基本施策 14	安心して暮らせるまちづくり	
14-1	地域防災計画の推進	137
14-2	国土強靱化地域計画の推進	137
14-3	六田川治水対策	138
14-4	自主防災組織支援事業	138
14-5	消防団の充実・強化	139



14－6	防災情報発信事業	139
14－7	要配慮者利用施設避難確保計画の作成	140
14－8	高齢者運転免許返還事業	140
14－9	防犯灯対策事業	141
14－10	新たなコミュニティの形成	141

基本目標 4	地域資源を活かした元気なまちをつくります		
	まちを支え、ひとを育む地域産業の実現		
	基本施策 15 安定した農業生産力の確保		
	15－ 1	多面的機能支払交付金事業	142
	15－ 2	防災重点農業用ため池緊急整備事業（劣化状況評価）	143
15－ 3	防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨耐性評価）	143	
15－ 4	防災重点農業用ため池緊急整備事業（ハザードマップ作成）	144	
基本施策 16 企業経営力の向上			
16－ 1	専門家派遣事業	144	
16－ 2	店舗等リフォーム補助金交付事業	145	
16－ 3	商品開発促進事業	145	
16－ 4	I Tの利活用の促進	146	

2. 実施計画

実施計画は、4つの基本目標ごとに策定しています。実施計画の見方は、次のとおりです。

基本目標

1

人にやさしいまちをつくります

生まれてから一生涯を応援するまちの実現



基本目標に対する指標		
実施計画は、次年度以降、ローリング方式で策定するため、前期基本計画の指標等を再掲しています。		
指 標	現状値	目標値
出生数	61 人／年	80 人／年
子育て支援策の満足度	63.0%	90.0%
教育支援策の満足度	62.0%	90.0%

基本施策 2		生きる力を育む教育環境の確保		基本目標を達成するための事業の名称を記載しています。
2-2		事業名	G I G A スクール推進事業	継続
課題・現状 事業内容		国においては、society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育における I C T 等の先端技術の効果的な活用が求められており、本町においても G I G A スクール推進事業として、令和 7 年度に 1 人 1 台端末を整備しました。 事業の課題・現状と事業内容を記載しています。 事業の種別を「新規」、「拡充」、「継続」で表示しています。		
K P I	指 標	児童・生徒一人一台の P C 端末の整備		
	現状値	I C T の環境整備		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金	39,599 千円		
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	41,186 千円		
計		80,785 千円		

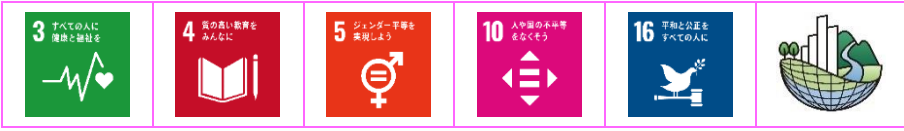
具体的な計画は、次ページ以降に記載しています。



基本目標
1

人にやさしいまちをつくります

生まれてから一生涯を応援するまちの実現



基本目標に対する指標

指 標	現状値	目標値
出生数	61 人／年	80 人／年
子育て支援策の満足度	63.0%	90.0%
教育支援策の満足度	62.0%	90.0%

基本施策 1		子ども・子育て支援の充実		
1-1		事業名	子ども医療費の助成	継続
課題・現状 事業内容		本町においては、妊娠前から妊娠期、そして子どもが生まれてからも一貫して安心して子育てできる制度作りを進めてきました。平成 28 年 10 月より中学 3 年生までのすべての子どもにかかる医療費（保険診療の一部負担金）の完全無料化を実施し、令和 5 年 10 月より対象を 18 歳までに拡大し、入院・外来診療の医療費を全額助成しています。今後も子育て支援制度の充実に取り組んでいきます。		
K P I	指 標	—		
	現状値	—		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金	18,060 千円	18,060 千円	18,060 千円
	地方債			
	その他特財	193 千円	193 千円	193 千円
	一般財源	42,692 千円	42,692 千円	42,692 千円
	計	60,945 千円	60,945 千円	60,945 千円



基本施策 1		子ども・子育て支援の充実		
1 - 2		事業名	乳幼児健診事業	継続
課題・現状 事業内容		1歳6か月児、3歳児に対する健康診査は市町村で義務付けられており、本町では4か月児、7か月児、12か月児の健診を加えて妊娠期から切れ目のない健康診査を実施しています。また、5歳児に対する健診の実施体制の整備が進められているため、今後検討していくこととしています。今後も健やかな子どもの育ちを支援していくため、妊娠期からの相談や乳幼児健康診査等を充実させていきます。		
K P I	指 標	1歳6か月児／3歳児健診受診率		
	現状値	97.4％／95.9％		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	2,551 千円	2,551 千円	2,551 千円
	計	2,551 千円	2,551 千円	2,551 千円

基本施策 1		子ども・子育て支援の充実		
1 - 3		事業名	こども家庭センターにおける相談支援	継続
課題・現状 事業内容		核家族化や地域社会の変容等を背景に子育てに困難を抱える世帯の顕在化や児童虐待の相談対応件数も増えている状況にあります。今後も町内すべての妊産婦、子育て世帯及びこどもに対して妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を実施していきます。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、小中学校等の関係機関と日常的に情報共有を行い、要保護児童等への支援を実施していきます。		
K P I	指 標	子育て等における相談対応		
	現状値	随時		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	7,862 千円	7,862 千円	7,862 千円
	県支出金	2,463 千円	2,463 千円	2,463 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	3,364 千円	3,364 千円	3,364 千円
	計	13,689 千円	13,689 千円	13,689 千円



基本施策 1		子ども・子育て支援の充実		
1-4		事業名	教育・保育サービス	継続
課題・現状 事業内容		共働き家庭の増加などから保育を必要とする子どもが増加しています。令和3年以降、待機児童は発生していませんが、今後も保育ニーズに対応できるよう受入体制の確保に努める必要があります。今後も教育・保育ニーズに的確に対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園などの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に加え、企業主導型保育事業の地域枠も含めて保育の提供体制の確保に努めていきます。		
K P I	指 標	待機児童数		
	現状値	0 人		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	218,143 千円	218,143 千円	218,143 千円
	県支出金	113,141 千円	113,141 千円	113,141 千円
	地方債			
	その他特財	19,287 千円	19,287 千円	19,287 千円
	一般財源	304,613 千円	304,613 千円	304,613 千円
	計	655,184 千円	655,184 千円	655,184 千円

基本施策 1		子ども・子育て支援の充実		
1-5		事業名	放課後児童健全育成事業	継続
課題・現状 事業内容		町内に3か所のある放課後児童クラブは、各保護者会が主体となって運営を行っています。令和10年4月の小学校統合により、小学校の敷地内に1か所の放課後児童クラブを建設予定であるため、それぞれで運営しているクラブを一つの運営主体として統合する必要があります。令和7年度より運営方法やそれぞれのクラブでの課題等を抽出し、令和9年4月の統合を目指していきます。		
K P I	指 標	放課後児童クラブの統合		
	現状値	運営形態の検討／統合放課後児童クラブ運営開始		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	13,837 千円	13,837 千円	13,837 千円
	県支出金	14,437 千円	14,437 千円	14,437 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	20,106 千円	20,106 千円	20,106 千円
	計	48,380 千円	48,380 千円	48,380 千円



基本施策 1		子ども・子育て支援の充実			
1－6		事業名	こども誰でも通園制度		新規
課題・現状 事業内容		0歳～2歳児の約半数を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている現状です。現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が現行の制度とは別に創設され、令和8年度から本格的実施開始となることから、受入れ必要量の見込み、提供量の確保及び実施事業所の検討、実施に向けた事業所との調整を行っていきます。			
K P I	指 標	体制整備の確立／利用希望者に対する実利用者の割合			
	現状値	検討			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 1		子ども・子育て支援の充実			
1－7		事業名	こどもの居場所づくり推進事業		新規
課題・現状 事業内容		地域の繋がり希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学びあう機会が減少し、地域コミュニティの中で育つことが困難になっています。食事や学習支援等の場所を提供し、さまざまな学びや体験を通じて、学校や家庭以外の第三の居場所として、気軽に立ち寄ることができ安心して過ごせる場としての「こどもの居場所づくり」を推進します。実施団体への事業開設経費、運営費を補助していきます。			
K P I	指 標	こどもの居場所数			
	現状値	2 か所			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
3 か所		3 か所	3 か所		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	500 千円	500 千円	500 千円	
	計	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円	



基本施策 1		子ども・子育て支援の充実		
1 - 8		事業名	地域子育て支援拠点事業（びよびよ広場）	拡充
課題・現状 事業内容		現在、町では週3回、地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を実施し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を開設しています。今後、より子育てしやすい町を目指し、子どもの遊び場、子育てに関する相談の場として、拠点事業を整備・充実させ、週5回実施します。		
K P I	指 標	開設日数／利用者延人数		
	現状値	開設日数：3回／週 利用者延人数：666人／年		
	目標値	令和7年度 (2025) 5回／週 800人／年	令和8年度 (2026) 5回／週 800人／年	令和9年度 (2027) 5回／週 800人／年
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	1,677千円	1,677千円	1,677千円
	県支出金	1,677千円	1,677千円	1,677千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	1,678千円	1,678千円	1,678千円
	計	5,032千円	5,032千円	5,032千円

基本施策 2		生きる力を育む教育環境の確保		
2 - 1		事業名	小学校統合整備事業	継続
課題・現状 事業内容		令和3年5月時点で町内6校のすべてが小規模校となったため、学校規模を適正化するとともに、老朽化した施設を刷新して、令和の日本型学校教育を具現化できる小学校を整備することとし、現剣南小学校敷地に、町内全児童が通学できる小学校等（校舎、屋内運動場、学校給食共同調理場、放課後児童クラブ）を整備します。		
K P I	指 標	令和10年4月の供用開始		
	現状値	随時		
	目標値	令和7年度 (2025) 設計・施工	令和8年度 (2026) 工事	令和9年度 (2027) 工事完了
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金		230,775千円	694,118千円
	県支出金		4,173千円	37,557千円
	地方債	362,000千円	2,097,000千円	4,327,600千円
	その他特財			
	一般財源	14,587千円	137,956千円	722,211千円
	計	376,587千円	2,469,904千円	5,781,486千円

基本施策 2		生きる力を育む教育環境の確保			
2 - 2		事業名	G I G Aスクール推進事業		継続
課題・現状 事業内容		国においては、society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育における I C T等の先端技術の効果的な活用が求められており、本町においても G I G Aスクール構想により令和 2 年度に 1 人 1 台端末を整備しました。 機器導入から 5 年経過すること及び今後策定される国の新たな I C T環境整備方針を鑑み、教育 I C T環境の整備充実のため機器の更新を行います。			
K P I	指 標	児童・生徒一人一台の P C 端末の整備			
	現状値	I C Tの環境整備			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		100%			
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金	39, 599 千円			
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	41, 186 千円			
	計	80, 785 千円			

基本施策 2		生きる力を育む教育環境の確保			
2 - 3		事業名	部活動の活性化		継続
課題・現状 事業内容		学校部活動は、技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で、人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感等が養われる場であり、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有しています。しかし、現状では指導者不足等の要因もあります。 今後は、国が推進する部活動の地域移行も視野に入れつつ、部活動の活性化を促進します。			
K P I	指 標	部活動外部指導員の確保			
	現状値	14 名			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
17 名		17 名	17 名		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	7,559 千円	7,559 千円	7,559 千円	
	計	7,559 千円	7,559 千円	7,559 千円	



基本施策 2		生きる力を育む教育環境の確保			
2 - 4		事業名	食育の推進		継続
課題・現状 事業内容		食育は、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎と位置付けられています。しかし、現代の食を取り巻く環境は、手軽に食する機会の増加や不規則な食事による肥満、さらに過度のダイエット志向等による食事制限によるやせすぎ等の健康面での問題が指摘されています。こうした中で学校給食を通じて食に関する正しい知識や健康的な食生活を実践できる力を育むことが重要です。行事食や日本各地の郷土料理などの学校給食を「生きた教材」として活用することで児童・生徒の食経験を豊かにし、食に対する関心を高めていきます。			
K P I	指 標	行事食や郷土料理等の給食の年間提供回数			
	現状値	49 回			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
現状維持		現状維持	現状維持		
想定事業費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3 - 1		事業名	青少年の健全育成		継続
課題・現状 事業内容		青少年育成町民会議では、4つの委員会が組織され、それぞれの所掌事項に沿った活動が行われています。また、各小学校では校区別育成部会として連携を図り、地域の子どもの見守り活動の一環として、青色防犯パトロール車による、登下校中や長期休暇中の校区内の見守りを行っている状況です。しかし、小学校の統合に伴い各小学校校区での活動拠点や組織のあり方等を見直す必要があります。令和10年の新小学校開校を見据え、組織再編や運営方法等を検討していきます。			
K P I	指 標	組織のあり方の決定			
	現状値	校区育成部会6小学校で設置			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
調査・研究		調査・研究	組織概要の決定		
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1,040 千円	1,040 千円	1,040 千円	
	計	1,040 千円	1,040 千円	1,040 千円	



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供		
3-2		事業名	学校運営協議会	継続
課題・現状 事業内容		「地域とともにある学校づくり」がますます求められ、令和3年度より小中学校がコミュニティ・スクールとしてスタートしました。小中学校では、学校運営協議会を年間2回から3回実施しています。この会を通して学校経営ビジョンを共有し目指す子どもの育成に向けた学校教育の充実や地域の教育力の向上を行っていますが、今後は、令和10年度の小学校統合後の組織や活動内容の検討も行っていきます。		
K P I	指 標	新組織の設立		
	現状値	全小中学校でそれぞれ運営		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		調査・研究	調査・研究	組織概要の決定
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
計				

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供		
3-3		事業名	学校支援ボランティア	継続
課題・現状 事業内容		当事業は、学校と地域のつながりによる地域ぐるみの教育を推進するため、各小学校の実情に応じた支援を学校支援ボランティアの方が行っています。学校支援ボランティアの活動時間や活動内容は各小学校で異なっており、各小学校の状況により課題は多岐にわたっているため、各小学校長と相互評価を行い、課題解決を進めていきます。併せて小学校統合を見据えた整備も行っていきます。		
K P I	指 標	取組の相互評価（5段階評価）		
	現状値	未実施		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		運営に関する 評価値3以上	運営に関する 評価値4以上	運営に関する 評価値4以上
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金	685 千円	685 千円	685 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	346 千円	346 千円	346 千円
計		1,031 千円	1,031 千円	1,031 千円



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－4		事業名	家庭教育学級		継続
課題・現状 事業内容		現在、家庭教育学級は全6小学校で実施し、各学校の学級生（保護者）が主体となり、計画を立て、年間を通してさまざまな活動を行っている状況です。現在、保護者は共働きの家庭が多く、平日に活動することが多い家庭教育学級は、学級生の減少が問題となっています。今後は保護者が参加しやすい環境づくりをはじめ、小学校統合に向けての組織の方向性も検討していきます。			
K P I	指 標	学級生			
	現状値	52 人			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
		65 人	75 人	90 人	
想定事業費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	570 千円	570 千円	570 千円	
	計	570 千円	570 千円	570 千円	

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－5		事業名	放課後子ども教室		継続
課題・現状 事業内容		子どもたちの学習意欲の向上と意欲的に家庭学習に取り組むことを目的として、各小学校で作成した１年間の計画に基づき、小学校低学年の児童を対象として各小学校で、学習サポーターが児童の学習支援や指導等を放課後に実施しています。各小学校の状況により課題は多岐にわたっているため、各小学校長と相互評価を行い、課題解決を進めていきます。併せて小学校統合を見据えた整備も行っていきます。			
K P I	指 標	取組の相互評価（５段階評価）			
	現状値	未実施			
	目標値	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）	令和９年度 （2027）	
		運営に関する 評価値３以上	運営に関する 評価値４以上	運営に関する 評価値４以上	
想 定 事 業 費	財 源	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）	令和９年度 （2027）	
	国庫支出金				
	県支出金	327 千円	327 千円	327 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	372 千円	372 千円	372 千円	
	計	699 千円	699 千円	699 千円	



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－6		事業名	くらて寺子屋事業		継続
課題・現状 事業内容		町内すべての小学校の2年から6年生の児童を対象とし、年間 15 回程度、土曜日の午前中に中央公民館で実施しています。子どもたちの学習習慣を定着させるため、自主的に学習に取り組むことが出来るようサポートを行っていますが、次第に参加者が減少しています。 今後は、寺子屋独自のカリキュラムを構築し、より多くの児童の学習習慣の定着に寄与できるよう事業を実施します。			
K P I	指 標	学級生			
	現状値	16 人			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
30 人		30 人	30 人		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	237 千円	237 千円	237 千円	
	計	237 千円	237 千円	237 千円	

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－7		事業名	子ども会事業の活性化		継続
課題・現状 事業内容		町内の子ども会は、子ども会連絡協議会が主体となり、リーダー研修をはじめ、子どもフェスタ、体育大会などの活動を行っています。しかし、地域の子どもの数が減少し、子ども会連絡協議会の会員数も減少傾向にあるという点が問題になっています。今後も、教育委員会と子ども会連絡協議会の連携強化を図りながら、地域子ども会への活動支援策の検討等を進めていきます。			
K P I	指 標	子ども会加入数			
	現状値	17 区			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
18 区		19 区	20 区		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	160 千円	160 千円	160 千円	
	計	160 千円	160 千円	160 千円	



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－8		事業名	体育施設の充実		継続
課題・現状 事業内容		体育施設は年間多くの人々が平日、休日問わず利用しています。平日の日中は監視人が不在で、利用者が常時安心して安全にスポーツに取り組む環境が整っていません。また施設使用料については、ふれあいアリーナは券売機での支払が可能です。文化体育総合施設での夜間及び休日の支払いが出来ないため、利用者にとって利便性の悪さが問題となっています。利用者が安心して快適・便利に利用できるよう効率的な施設運営に努めます。			
K P I	指 標	施設利用者延べ人数			
	現状値	77,957 人			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
80,000 人		80,000 人	80,000 人		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財	7,368 千円	7,368 千円	7,368 千円	
	一般財源	35,013 千円	35,013 千円	35,013 千円	
	計	42,381 千円	42,381 千円	42,381 千円	

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－9		事業名	公民館施設の充実		継続
課題・現状 事業内容		中央公民館では利用しやすい環境整備のため、令和 6 年度に 1 階を主とした内部改修工事を行いました。しかし、利用者からは、施設予約案内表示が見にくいとの声が上がっていることや、2 階部分については未改修であるため、今後も引き続き利用しやすい環境の整備を行うと共に誰もが自由に選択できる学習機会の提供を積極的に行っていきます。			
K P I	指 標	施設利用者延べ人数			
	現状値	49,541 人			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		55,000 人	55,000 人	55,000 人	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財	1,702 千円	1,702 千円	1,702 千円	
	一般財源	22,702 千円	22,702 千円	22,702 千円	
	計	24,404 千円	24,404 千円	24,404 千円	



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－10		事業名	公民館活性化事業		継続
課題・現状 事業内容		公民館活動においては、高齢化により自主サークルの指導者及び担い手の確保が大きな課題となっているほか、自主サークルの会員も徐々に減少しており、団体数も減少傾向にあります。今後もあらゆる世代に向けた自主サークルに移行できるような公民館講座を適時開催するとともに、自主サークル開設に向けたサポートを行っていきます。			
K P I	指 標	自主サークル数／会員数			
	現状値	19 団体／142 人			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		20 団体／150 人	21 団体／160 人	22 団体／170 人	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	6,424 千円	6,424 千円	6,424 千円	
	計	6,424 千円	6,424 千円	6,424 千円	

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－11		事業名	公民館まつり・鞍手美術展		継続
課題・現状 事業内容		文化振興事業においては、毎年 10 月に公民館サークルの発表の場として「鞍手町公民館まつり」、美術協会が主催する「鞍手美術展」を開催していますが、年々、出品作品や出演者が減少傾向にあることや指導者、担い手不足が問題となっています。発表の場は、会員自身の意識高揚を図るものであり、さらには、地域住民に対しても文化・芸術に親しむ場となるため、今後も充実した文化活動が展開できる環境整備を行っていきます。			
K P I	指 標	施設利用者延べ人数			
	現状値	49,541 人			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		55,000 人	55,000 人	55,000 人	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	430 千円	430 千円	430 千円	
	計	430 千円	430 千円	430 千円	



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－12		事業名	読書活動推進事業		継続
課題・現状 事業内容		令和 6 年度の公民館内部改修工事に併せて、図書室の一部を利便性向上のため改修しましたが、年々増加する蔵書に対して環境整備が追い付いていない状況となっています。利用者がより使いやすい図書室を目指し環境整備を継続していくとともに、近年進む子どもの読書離れを改善できるよう読書活動の支援等を行っていきます。			
K P I	指 標	年間貸出冊数			
	現状値	7,028 冊			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		8,000 冊	8,000 冊	8,000 冊	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金	30 千円	30 千円	30 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1,758 千円	1,758 千円	1,758 千円	
	計	1,788 千円	1,788 千円	1,788 千円	

基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－13		事業名	歴史民俗博物館教育普及事業		継続
課題・現状 事業内容		令和 6 年度に歴史民俗博物館別館が完成しました。本町の貴重な文化財を活かした学びの場を提供し、町民の「誇り」や「愛着」を持ち、自らもまちを形成している一人であるという意識を持つ「シビックプライド」を高めていきます。また、町民共有の大切な文化遺産を後世へ繋いでいく企画展や講座の開催を行っていきます。			
K P I	指 標	入館者数			
	現状値	0 人			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		3,000 人	3,000 人	3,000 人	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	411 千円	411 千円	411 千円	
	計	411 千円	411 千円	411 千円	



基本施策 3		ライフステージに応じた学習の場の提供			
3－14		事業名	子ども学芸員事業		継続
課題・現状 事業内容		平成４年に西川小学校にて地域歴史学習の出前授業を開始し、平成１９年度より各小学校の６年生を対象とした子ども学芸員事業を開始しました。現状において課題はありませんが、今後も小学生を対象に地元愛を育むための歴史学習を実施していきます。授業内容は、鞍手町の歴史の話、古代の土器や道具に触れる、勾玉作り、火おこし、土器作り、遺跡見学等を実施しています。			
K P I	指 標	参加者延べ人数			
	現状値	437 人			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
460 人		480 人	500 人		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 4		人権教育・男女共同参画の推進			
4－1		事業名	人権教育推進事業		継続
課題・現状 事業内容		町の人権教育推進事業は、鞍手町・教育委員会や鞍手町人権・同和教育研究協議会の学校部会、社会部会が行う研修会、講演会、実践交流会等、又教育委員会が主催する解放学級や人権子ども会の開設により、人権教育・啓発活動を行っている。多くの活動の中での参加者は一定の住民に限られている傾向があり、すべての住民の参加が出来るような仕組みを整えながら、「人権社会の確立と構築」に向かって人権教育・啓発活動を推進していきます。			
K P I	指 標	参加者延べ人数			
	現状値	4,479 人			
	目 標 値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
5,000 人		5,000 人	5,000 人		
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金	1,667 千円	1,667 千円	1,667 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	3,429 千円	3,429 千円	3,429 千円	
	計	5,096 千円	5,096 千円	5,096 千円	



基本施策 4		人権教育・男女共同参画の推進			
4－2		事業名	男女共同参画の推進		継続
課題・現状 事業内容		国は、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題として位置付けています。本町においては、令和 5 年度男女共同参画に関する住民アンケートの結果によると男女共同参画への関心度が前回調査より 1.3%増加し、54.4%と半数を超え、関心度が低い現状です。今後もすべての人が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できることができる男女共同参画社会の実現に向け、町民の意識改革に取り組む必要があるため、引き続き講演会や広報紙を活用した啓発を行っていきます。			
K P I	指 標	男女共同参画講演会参加者数			
	現状値	36 人			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
55 人		55 人	55 人		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金	26 千円	26 千円	26 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	419 千円	419 千円	419 千円	
	計	445 千円	445 千円	445 千円	

基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり			
5 - 1		事業名	健康診査・がん検診事業		継続
課題・現状 事業内容		現在、健診やがん検診の予約は、4つの申込方法があり、受診資格により受診項目が異なっているため予約方法がわかりづらくなっています。今後は、健診やがん検診の受診拡大に向け、予防方法についても検討し、受診しやすい体制整備と受診勧奨に努めていきます。さらには、健診やがん検診を受診することで病気の早期発見・早期治療し、健康寿命の延伸に努めていきます。			
K P I	指 標	特定健診受診率			
	現状値	49.3%			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
50.0%		55.0%	60.0%		
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金	173 千円	173 千円	173 千円	
	県支出金	632 千円	632 千円	632 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	16,789 千円	16,789 千円	16,789 千円	
	計	17,594 千円	17,594 千円	17,594 千円	



基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
5-2		事業名	生活習慣病重症化予防事業	継続
課題・現状 事業内容		生活習慣や食生活の乱れ等から肥満者、高血圧者、糖尿病者の割合が増加し、県と比べて高い状況にあります。また、高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的、精神的・心理的・社会的な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があります。 特定健診や後期高齢者健診受診後は、受診結果をもとに生活習慣などの改善に主体的に取り組むことができるよう保健指導や相談体制の充実を図っていきます。		
K P I	指 標	HbA1c8.0 以上の割合		
	現状値	2.0%		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金	15,967 千円	15,967 千円	15,967 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	10,269 千円	10,269 千円	10,269 千円
	計	26,236 千円	26,236 千円	26,236 千円

基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
5-3		事業名	心の健康づくり事業	新規
課題・現状 事業内容		令和4年の町の自殺死亡者数は6人、人口10万人あたりの自殺死亡率は39.10で、福岡県17.42、全国17.25に比べると大きく上回っています。今後は、自殺予防に向けた地域での取組やハイリスク者への対応が求められており、所管課だけでなく、全庁あげて継続的に取り組みを勧め、自殺死亡者数の削減となる啓発も含めて推進していきます。		
K P I	指 標	自殺者数の削減／連携会議数		
	現状値	6.59／0回		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	50 千円	50 千円	50 千円
	計	50 千円	50 千円	50 千円



基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
5 - 4		事業名	介護予防サポートリーダー養成事業	継続
課題・現状 事業内容		地域を元気にするには、ボランティア活動を通しての生きがいづくりも必要です。しかし、ボランティアの担い手は、年々減少傾向にあります。本町では、高齢者支援を目的に介護サポーター養成講座を実施しボランティアを養成しています。養成講座を受講したボランティアは、包括支援センター主催の運動教室や通いの場の支援を中心に活動をしています。今後もサポートリーダーを養成し、いつまでも元気でいきいきと安心して暮らせる町を目指していきます。		
K P I	指 標	介護予防サポートリーダー登録数		
	現状値	57 人		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財	6, 235 千円	6, 235 千円	6, 235 千円
	一般財源			
	計	6, 235 千円	6, 235 千円	6, 235 千円

基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
5 - 5		事業名	通いの場の開設事業（地域づくり支援事業）	継続
課題・現状 事業内容		年々増加する高齢者のための交流の場として、歩いて通える居場所づくりのため、介護予防サポートリーダーが地域課題を把握したうえで必要な地域に通いの場を開設していますが、ボランティア人材の確保が課題となっています。今後は、ボランティアの減少を念頭に置き、少ない人員でも運営できる通いの場の充実を進めていきます。		
K P I	指 標	通いの場の開催個所数		
	現状値	7 か所		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財	7, 194 千円	7, 194 千円	7, 194 千円
	一般財源			
	計	7, 194 千円	7, 194 千円	7, 194 千円



基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり			
5 - 6		事業名	健康寿命を延ばす活動の促進		継続
課題・現状 事業内容		本町では老人クラブ連合会や体育協会の加盟団体など住民が主体となった団体がいくつもあり、スポーツを始めとした体を動かす活動がさまざまな場面で行われていますが、参加者が年々減少しています。これらの活動は、健康の増進だけでなく、健康寿命の延伸も期待できるため、より多くの住民に活動への参加を促す取組や各種団体が活動できる場の提供などに引き続き取り組んでいきます。			
K P I	指 標	各種団体の活動の促進			
	現状値	随時			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
随時		随時	随時		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり			
5－7		事業名	買物支援事業（住民主体の生活支援の推進）		継続
課題・現状 事業内容		令和6年度に住民が主体的に有志を募りボランティア団体を立ち上げ、モデル地区にて買い物支援等を行っていますが、ボランティア団体が活動しやすい体制の整備についての課題が生じています。 今後は、町内全域で住民が必要とする生活支援を支障なく行うことができるよう、ボランティア団体が活動しやすい体制の整備に努めます。			
K P I	指 標	会員数			
	現状値	12			
	目 標 値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
13		14	15		
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財	186 千円	300 千円	1,000 千円	
	一般財源				
	計	186 千円	300 千円	1,000 千円	



基本施策 5		いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
5 - 8		事業名	障がい者コミュニケーション支援事業	継続
課題・現状 事業内容		令和5年3月鞍手町議会定例会において、手話言語条例が可決され、制定されました。しかし、高齢化問題、若手の参入が伸びていない等による、将来的な手話通訳者不足により聴覚障がい者への情報保障の確保が困難になる等の課題に直面しています。 今後は、継続的な登録手話通訳者の技術向上と広報紙等を活用した手話言語の普及に取り組んでいきます。		
K P I	指 標	手話言語の普及啓発		
	現状値	随時		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	52 千円	52 千円	52 千円
	県支出金	26 千円	26 千円	26 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	26 千円	26 千円	26 千円
	計	104 千円	104 千円	104 千円

基本目標

2

ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります

ひとが集い笑顔があふれるまちの実現



基本目標に対する指標

指 標	現状値	目標値
若者夫婦の移動数	年間 38 組	年間 60 組
社会増減	25 人／年	50 人／年
観光入込客数	233, 146 人	330, 000 人

基本施策 6		選ばれる移住施策の推進		
6 - 1		事業名	定住促進奨励金交付事業	拡充
課題・現状 事業内容		少子高齢化や都市部への人口の流出により、本町の人口は減少し続けています。 本町においては、平成 24 年度より町内に住宅を取得して定住した人に対し、家屋と土地に対する固定資産税相当額を 10 年間交付する定住促進奨励金交付事業を実施しており、社会動態にも効果が表れています。 今後は、この事業の拡充を図り、従来の交付額に町が進める人口減少や省エネルギー対策に対応した住宅の場合に一定額を上乗せし、移住定住を促進していきます。		
K P I	指 標	定住奨励金を活用した転入者数		
	現状値	834 人		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金	9, 813 千円	12, 000 千円	12, 000 千円
	県支出金			
	地方債			
	その他特財	27, 000 千円	30, 000 千円	30, 000 千円
	一般財源	116 千円	0 千円	0 千円
	計	36, 929 千円	42, 000 千円	42, 000 千円



基本施策 6		選ばれる移住施策の推進			
6－2		事業名	中古住宅リフォーム補助金交付事業		拡充
課題・現状 事業内容		今後も都市機能を維持して安定した行政運営を続けるためにも、移住・定住施策を推進して人口減少の抑制を図る必要があります。この事業は、中古住宅を取得してリフォーム工事し、町外から移住してきた人に工事費の5分の1（上限20万円）を交付するものです。 この事業は、令和8年度の期限付きであるため、期限の延長補助率・補助額を拡充して、移住定住を促進していきます。			
K P I	指 標	リフォーム補助金を活用した転入者数			
	現状値	0人			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
		10人	20人	30人	
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1,000千円	1,000千円	1,000千円	
	計	1,000千円	1,000千円	1,000千円	

基本施策 6		選ばれる移住施策の推進			
6－3		事業名	空家バンク事業		継続
課題・現状 事業内容		全国的に課題である空家問題ですが、移住・定住施策を推進して人口減少の抑制を図るため、本町においては平成 29 年度に空家バンクを設置し、各関係機関と包括協定を結び空家対策を実施しています。 今後も空家の所有者で、売却・賃貸を考えている人と、中古住宅の購入・賃借を考えている人をマッチングして、空家の流通を促進していきます。			
K P I	指 標	成約件数／登録物件数			
	現状値	30 件／55 件			
	目 標 値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		50 件／75 件	60 件／85 件	70 件／95 件	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	10 千円	10 千円	10 千円	
	計	10 千円	10 千円	10 千円	



基本施策 6		選ばれる移住施策の推進			
6－4		事業名	移住・定住推進事業		継続
課題・現状 事業内容		社人研の推計によれば、本町の人口は5年毎に1,000人程度の水準で減少していくと予測されており、今後も都市機能を維持して安定した行政運営を続けるためには、移住・定住施策を推進して人口減少の抑制を図る必要があります。 今後も移住・定住ガイドブックによる情報発信や都市部で開催される移住イベント等で町をPRし、町の魅力を効果的に発信することで、移住定住を推進していきます。			
K P I	指 標	人口の社会動態			
	現状値	25 人			
	目 標 値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
100 人		100 人	100 人		
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	670 千円	670 千円	670 千円	
	計	670 千円	670 千円	670 千円	

基本施策 7		観光資源の発掘と活用			
7-1		事業名	観光まちおこしプロジェクト		継続
課題・現状 事業内容		交流人口や関係人口の拡大、地域の活性化を目指し、町の特産品である「鞍手ぶどう（巨峰）」の販売促進や特産品の開発・ブランド化支援、「くらてのまるしえ」の開催支援などに取り組んでいます。しかし、本町には他の観光資源や特産品が乏しく、また宿泊施設が皆無であることから、「観光」をキーワードに現状以上に交流人口等の拡大を図ることが困難となっています。今後も観光を生業として事業が展開できるよう、収益につながる観光資源の発掘や創業支援を実施していきます。			
K P I	指 標	観光入込客数			
	現状値	233,146 人			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
		250,000 人	250,000 人	250,000 人	
想定事業費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	982 千円	932 千円	932 千円	
	計	982 千円	932 千円	932 千円	



基本施策 7		観光資源の発掘と活用			
7 - 2		事業名	指定文化財の保存・管理		継続
課題・現状 事業内容		本町には、国指定3件、県指定6件、町指定8件、計17件の指定文化財があり、保存・管理及び、文化財保存団体の支援業務を行っています。近年は長年継承されてきた行事の継承や行事を行う財源不足という点が問題となっており、人員の確保支援や財源確保が課題となっています。今後も、文化財保存団体との連携強化を図りつつ、文化観光の推進に向け文化財の適切な保存・管理を行います。			
K P I	指 標	文化財の適切な保存・管理			
	現状値	随時			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
随時		随時	随時		
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	3,976 千円	3,976 千円	3,976 千円	
	計	3,976 千円	3,976 千円	3,976 千円	

基本施策 7		観光資源の発掘と活用			
7－3		事業名	まちの歴史・文化魅力発信事業		継続
課題・現状 事業内容		町の歴史を代表する多くの歴史遺産を町内外に広く周知できていないのが現状です。今後は、令和6年度に完成した石炭の歴史を後世に伝える歴史民俗博物館別館を観光資源の1つとして町内外に広く周知し、貴重な文化財を活かした学びの場として普及・啓発に努めていきます。			
K P I	指 標	歴史民俗博物館入館者数			
	現状値	0 人			
	目 標 値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
		3,000 人	3,000 人	3,000 人	
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	411 千円	411 千円	411 千円	
	計	411 千円	411 千円	411 千円	



基本施策 8		届ける、つながるまちづくり			
8 - 1		事業名	デジタルを活用した窓口改革の推進		新規
課題・現状 事業内容		役場での各種申請は、部署ごとや手続きごとに申請書を記入する必要があり、窓口利用者の負担となっています。申請書記入の手間を省き、待ち時間を短縮することで住民の利便性の向上を図るため、窓口での申請手続きについて令和6年度の新庁舎移転に伴い、マイナンバーカードや運転免許証を活用した「書かない窓口」を導入します。			
K P I	指 標	窓口手続きに関する満足度（5段階評価）			
	現状値	未実施			
	目標値	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）	令和9年度 （2027）	
		平均 3.0 以上	平均 3.5 以上	平均 4.0 以上	
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）	令和9年度 （2027）	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	10,496 千円	10,496 千円	10,496 千円	
	計	10,496 千円	10,496 千円	10,496 千円	

基本施策 8		届ける、つながるまちづくり			
8－2		事業名	情報発信の推進		拡充
課題・現状 事業内容		人口減少問題や町を活性化するためには、最重要課題である少子高齢化・人口減少への対応や関係人口の創出が必要です。町外の人にも町のことを知ってもらう必要があるため、広報紙やホームページのほか、L I N Eやdボタン広報誌、フェイスブックなどで情報を発信していますが、今後は、発信頻度の向上や内容そのものの充実に加えて、より多くの人に見てもらえる可能性がある情報発信ツールを活用し、効果的な情報発信を推進します。			
K P I	指 標	L I N E登録者数			
	現状値	3,000 人			
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財	250 千円	250 千円	250 千円	
	一般財源	4,403 千円	3,950 千円	3,950 千円	
	計	4,653 千円	4,200 千円	4,200 千円	



基本施策 8		届ける、つながるまちづくり		
8-3		事業名	スマホ教室	継続
課題・現状 事業内容		現在、全国的にデジタル化が急速に進んでおり、ネットワーク等の使用が必要不可欠な社会となっています。そのような中、スマートフォン等をうまく活用できずデジタル社会に対応できていない町民もいるという点が問題となっているため、一人でも多くの町民がデジタル社会へ対応できるよう、基礎から応用まで幅広い内容に対応したスマホ講座を開催します。		
K P I	指 標	参加者数／満足度		
	現状値	87 人／96.6%		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財	4,224 千円	4,224 千円	4,224 千円
	一般財源			
	計	4,224 千円	4,224 千円	4,224 千円

基本施策 8		届ける、つながるまちづくり		
8-4		事業名	広域連携の推進（ソフト事業）	継続
課題・現状 事業内容		本町では、直轄広域圏、直方宗像線沿線自治体、北九州都市圏域連携中枢都市圏により町単独での実施が非効率である分野や課題解決のため連携し事業を行っています。 今後も連携によってスケールメリットを活かせる分野や課題解決がしやすくなる分野もあるため、既存の枠組にとらわれず、あらゆる観点から検討していきます。		
K P I	指 標	広域連携の強化		
	現状値	随時		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金	100 千円		
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	1,999 千円	2,099 千円	2,099 千円
	計	2,099 千円	2,099 千円	2,099 千円

ち

基本目標

3

いつまでも住み続けたいまちをつくります

魅力的で住みよいまちの実現



基本目標に対する指標

指 標	現状値	目標値
住みよいと感じている人の割合	39.8%	90.0%
公共交通の満足度	8.6%	25.0%

基本施策 9		計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり		
9 - 1		事業名	用途地域・特定用途制限地域の指定	継続
課題・現状 事業内容		土地利用については、鞍手IC周辺の一部エリアは開発造成が進んでいますが、無秩序な開発を抑制するとともに周辺環境との調和を図る必要があるため、周辺農地を含めた地域について用途地域や特定用途制限地域の指定等を早急に検討することとしています。また、鞍手駅周辺は、交通の利便性を活かした取組を求める声もありますが、周辺農地は農用地区域であることから用途の変更等諸条件の整備が必要であり容易に開発できない状況です。 それぞれの特性に応じて町の将来像を想定したゾーニングを行うため、都市計画の手法を用いて調和のとれた土地利用を推進するとともに、都市計画マスタープランに基づく都市基盤整備を計画的に実施していきます。		
	指 標	着実な実施・見直し		
K P I	現状値	随時見直し		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
		随時	随時	随時
想定 事業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源 計			



基本施策 9		計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり			
9 - 2		事業名	立地適正化計画の推進		継続
課題・現状 事業内容		居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である『立地適正化計画』により、本町の特性に応じた効率的で持続可能な都市構造の構築や、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて、居住や都市機能施設の誘導、公共交通ネットワークとの連携を推進し、コンパクトなまちづくりの実現を図っていきます。			
K P I	指 標	計画の推進			
	現状値	随時			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
想定事業費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 9		計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり			
9－3		事業名	A I オンデマンド交通運行事業		新規
課題・現状 事業内容		現在、町内で利用できる公共交通は、運行本数の少なさや予約の不便さによりさまざまな課題が山積しています。 A I を活用することで、リアルタイムに最適な配車と運行ルートが選定されるため複数予約にも柔軟な対応ができ、効率的な乗り合い運行が可能となることから利便性の向上につながり、町外在住者の利用も可能とすることでより多くの人に利用してもらえる環境を整えます。			
K P I	指 標	実利用者数／延べ利用者数			
	現状値	0 人／0 人			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		210 人／18,000 人	510 人／37,000 人	840 人／57,000 人	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金	6,602 千円	6,602 千円	6,602 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	28,689 千円	28,689 千円	28,689 千円	
	計	35,291 千円	35,291 千円	35,291 千円	



基本施策 10		将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進		
10-1		事業名	公共施設の適正な管理と利活用	継続
課題・現状 事業内容		厳しい財政状況の中、大量の公共施設等が順次更新時期を迎えます。更に、小学校の統廃合による施設の利活用等についての課題も新たに発生することが想定されます。 今後、人口構成の変化に伴う利用者需要や、災害時における避難所や選挙の投票所としての機能を考慮したうえで処分等も含めた利活用の検討を進めていきます。		
K P I	指 標	公共施設の適正な管理と利活用		
	現状値	個別施設の利活用方針が決定次第、順次実施計画を見直し		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
		随時検討・見直し	随時検討・見直し	随時検討・見直し
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	323 千円	323 千円	323 千円
	計	323 千円	323 千円	323 千円

基本施策 10		将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進		
10-2		事業名	隣保館施設整備事業	継続
課題・現状 事業内容		昭和48年に建設された舟川隣保館は、旧耐震基準で建設され築50年を経過しており、鋼材やコンクリート、屋上の防水層などが特に劣化しています。また、地盤が軟弱であるため、建物全体が傾き、床も傾斜していることから令和5年に建替えを決定し既存隣保館の南側の土地に建設整備を進めているところです。建物本体の供用開始は、令和8年4月の予定で、令和8年中に周辺整備を進めることとしています。		
K P I	指 標	令和8年4月の供用開始		
	現状値	随時		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
		本体工事完了	周辺整備	全面供用開始
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金	74,400 千円		
	地方債	146,900 千円	34,600 千円	
	その他特財			
	一般財源	2,950 千円	984 千円	
	計	224,250 千円	35,584 千円	



基本施策 10		将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進		
10-3		事業名	道路メンテナンス事業	継続
課題・現状 事業内容		町内には、町道橋が 180 橋あり、5 年に一度の定期点検を実施していますが、点検の結果、早期修繕が必要と判定された橋梁が 15 橋、その内、修繕完了の橋梁が 11 橋という状況であり、修繕未完の橋梁が 4 橋ある点が問題となっています。早期修繕が必要と判定された橋梁 15 橋の修繕工事を実施し、安全な通行を確保します。		
K P I	指 標	橋梁修繕		
	現状値	11 橋		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金	21,177 千円		
	県支出金			
	地方債	16,500 千円		
	その他特財			
	一般財源	73 千円		
	計	37,750 千円		

基本施策 10		将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進		
10-4		事業名	公園の適正な維持管理の推進	継続
課題・現状 事業内容		本町が管理する公園は 7 公園あり、うち 6 公園については老朽化が進行している点が問題となっており、適切な維持管理をする必要があります。公園は住民が集う場所でもあり、安全安心な環境を維持するため、除草、点検、修繕を適切に実施していきます。		
K P I	指 標	公園の適切な維持管理		
	現状値	随時		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金	75 千円	75 千円	75 千円
	地方債	1,900 千円	20,000 千円	
	その他特財			
	一般財源	21,472 千円	19,839 千円	19,839 千円
	計	23,447 千円	39,914 千円	19,914 千円



基本施策 11		安定したライフラインの確保		
11-1		事業名	上水道の安定供給	継続
課題・現状 事業内容		本町の水道事業は浮洲池を水源としていますが、生活排水等の流入による富栄養化が進み、四季を通じて生物等（藻類）がたびたび大量発生し水質悪化の原因となっています。また、取水場や浄水場等の施設も老朽化していることから、水源の見直しや施設の更新を検討しつつ、北九州市及び中間市との広域連携についても引き続き協議を進めていきます。		
K P I	指 標	広域化の検討		
	現状値	検討中		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		広域化の検討	広域化の検討	方向性の決定
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
	計			

基本施策 11		安定したライフラインの確保		
11-2		事業名	施設改良事業（管路整備）	継続
課題・現状 事業内容		本庁の水道事業は昭和41年の創業から58年経過しており、今後、老朽化に伴う管路の更新時期を迎えます。このため、アセットマネジメントで設定した耐用年数を基準に、緊急性や重要性を考慮した管路の更新計画を策定し、計画に従い順次、管路の整備を進めていきます。		
K P I	指 標	重点拠点施設の管路更新		
	現状値	0 %		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		0 %	10 %	20 %
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債		65,000 千円	65,000 千円
	その他特財			
	一般財源			
	計		65,000 千円	65,000 千円



基本施策 11		安定したライフラインの確保			
11－3		事業名	鞍手町流域関連公共下水道事業		継続
課題・現状 事業内容		本町の公共下水道事業は、公共下水道を利用することができる人口割合が 55.2%となっており、全国平均値である 81.4%よりも低く、合併浄化槽を含んだ汚水処理人口普及率は 72.3%にとどまっています。国の方針としては、令和 8 年度までに汚水処理人口普及率 95%以上と設定されており、この目標値を達成するために、今後も下水道整備事業を推進し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上につなげていきます。			
K P I	指 標	汚水処理人口普及率			
	現状値	72.3%			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		74.9%	76.2%	77.5%	
想定 事業費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金	150,000 千円	150,000 千円	150,000 千円	
	県支出金				
	地方債	179,400 千円	179,400 千円	179,400 千円	
	その他特財	17,340 千円	17,340 千円	17,340 千円	
	一般財源	3,260 千円	3,260 千円	3,260 千円	
	計	350,000 千円	350,000 千円	350,000 千円	

基本施策 11		安定したライフラインの確保			
11－ 4		事業名	小型浄化槽設置事業		継続
課題・現状 事業内容		国が示す汚水処理人口普及率を目指し、下水道事業計画区域外における小型浄化槽の設置を促進するため、設置に対する補助金や浄化槽機能の周知を図りながら公共用水域の水質保全と生活環境の向上につなげていきます。 また、チラシやホームページ等を活用し、浄化槽のしくみや必要性、補助金制度についての周知を行っていきます。			
K P I	指 標	汚水処理人口普及率			
	現状値	72.3%			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		74.9%	76.2%	77.5%	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金	4,676 千円	4,676 千円	4,676 千円	
	県支出金	3,176 千円	3,176 千円	3,176 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	6,191 千円	6,191 千円	6,191 千円	
	計	14,043 千円	14,043 千円	14,043 千円	



基本施策 11		安定したライフラインの確保		
11-5		事業名	し尿処理の広域化	継続
課題・現状 事業内容		町内のし尿・浄化槽汚泥を処理している衛生センターは老朽化による修繕等が頻発しており、業務及び財政面における効率的なし尿処理業務の実施が困難なものとなっています。現在、中間市・水巻町・遠賀町と鞍手町が、し尿処理業務の共同化の実現に向けて検討しており、今後の効率的なし尿処理業務の実現を図ることとしています。		
K P I	指 標	し尿処理業務の共同化の実現（令和10年供用開始）		
	現状値	広域化に向けての協議		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		随時	随時	検討終了
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
計				

基本施策 12		地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保		
12-1		事業名	資源循環型社会の構築	継続
課題・現状 事業内容		3R+Renewable(再生可能資源へ代替する)の構築に向けて、資源回収拠点事業をはじめ、啓発等による住民意識の高揚を図ることにより資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化に努めます。また、令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法を踏まえ、プラスチック分別収集の検討を実施します。 ・資源物拠点回収事業の実施(新規) ・リサイクル活動団体への補助金(継続) ・生ごみ処理容器購入費補助金(継続) ・じん芥処理施設更新時の環境保全を念頭に置いた施設整備		
K P I	指 標	一人あたりのごみの排出量(排出原単位)		
	現状値	743 g / 人・日		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		740 g / 人・日	738 g / 人・日	737 g / 人・日
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	1,148 千円	1,148 千円	1,148 千円
計		1,148 千円	1,148 千円	1,148 千円



基本施策 12		地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保			
12－ 2		事業名	環境美化の推進		継続
課題・現状 事業内容		人通りが少ない人目につかない場所や、空き地、水路等への不法投棄、ペットの散歩中のフンの放置は後を絶たず、生活環境を保つ上で大きな問題となっています。今後も地域住民に対する不法投棄やペットの散歩中のフンの放置などの環境美化に関する情報提供を徹底し、意識醸成を図ることとします。			
K P I	指 標	生活・環境衛生の向上の周知・啓発			
	現状値	随時			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		随時	随時	随時	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	3,430 千円	3,430 千円	3,430 千円	
	計	3,430 千円	3,430 千円	3,430 千円	

基本施策 12		地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保			
12－ 3		事業名	地域住民、事業者との協働による地球温暖化対策の推進		新規
課題・現状 事業内容		ゼロカーボンシティの実現は、地域住民、事業者、町それぞれが主体となり、地域脱炭素化に取り組む必要があります。しかし、現状では脱炭素に対する関心や知識が十分に浸透しておらず、脱炭素の推進のためには意識醸成が必要となっています。そのため、地域住民、事業者に対しエネルギーや環境問題について知識を身に着ける機会を提供し、脱炭素意識の醸成に取り組めます。			
K P I	指 標	環境省の自治体排出量カルテにおける鞍手町の CO ₂ 排出量			
	現状値	235 千 t-CO ₂ (2021 年度実績)			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		232.8 千 t-CO ₂	231.7 千 t-CO ₂	230.6 千 t-CO ₂	
想定事業費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	264 千円	264 千円	264 千円	
	計	264 千円	264 千円	264 千円	



基本施策 12		地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保		
12-4		事業名	町行政における地球温暖化防止の推進	継続
課題・現状 事業内容		2050年のゼロカーボンシティ達成に向け、町が率先して取り組む必要があります。町が管理する公共施設や事務事業における使用エネルギーを削減するとともに、使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換し、町職員の脱炭素への取組意識の醸成、公共施設の省エネ化や再生可能エネルギー導入を推進し、町が排出する二酸化炭素を削減していきます。		
K P I	指 標	町の事務事業で排出される CO ₂ 排出量		
	現状値	1828.1t-CO ₂ (2022年度実績)		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	11,553 千円		
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
	計	11,553 千円		

基本施策 12		地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保		
12-5		事業名	人と猫の共生事業	新規
課題・現状 事業内容		近年、猫に関するさまざまな苦情や相談が寄せられており、「野良猫が庭に糞をするので困っている」、「無責任に餌付けする人がいるため野良猫が増えている」等、飼い主のいない猫に関するものとなっています。生活環境被害を軽減しつつ人と猫が共生するため、地域猫活動に係る地域住民との合意形成の支援や看板、広報紙、SNSを活用した野良猫への餌やり防止、不妊去勢手術の必要性等の情報提供や啓発を行います。		
K P I	指 標	情報の提供・啓発		
	現状値	随時		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	200 千円	200 千円	200 千円
	計	200 千円	200 千円	200 千円



基本施策 13		誰もが住みたくなる住環境の確保			
13－ 1		事業名	特定空家対策事業		継続
課題・現状 事業内容		適切な管理がされず放置された空家は、衛生面や景観のみならず、保安面についても地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。 空家の解体に際し、申請に応じて危険空家と判断されるものについては、解体工事費の 2 分の 1（上限 50 万円）を交付します。			
K P I	指 標	危険空家解消数			
	現状値	28 件／112 件			
	目標値	令和 7 年度 （2025）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	
		40／112 件	45／112 件	50／112 件	
想定 事業 費	財 源	令和 7 年度 （2025）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	
	国庫支出金	750 千円	1, 250 千円	1, 250 千円	
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1, 750 千円	1, 250 千円	1, 250 千円	
	計	2, 500 千円	2, 500 千円	2, 500 千円	

基本施策 13		誰もが住みたくなる住環境の確保			
13－ 2		事業名	地域住宅交付金事業		継続
課題・現状 事業内容		町営住宅は、建設当時から現在に至るまで、計画的な改修がされておらず、老朽化による雨漏り等により構造物の耐久性が損なわれています。 今後は、安心して生活できる住環境の提供を目指し、鞍手町町営住宅等長寿命化計画に基づき交付金を活用しつつ外壁・屋上防水改修等を行います。			
K P I	指 標	改修棟数（全 98 棟）			
	現状値	36 棟			
	目標値	令和 7 年度 （2025）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	
		39/98 棟	46/98 棟	50/98 棟	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 （2025）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	
	国庫支出金	6, 431 千円	14, 722 千円	8, 958 千円	
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	9, 376 千円	17, 904 千円	10, 567 千円	
	計	15, 807 千円	32, 626 千円	19, 525 千円	



基本施策 13		誰もが住みたくなる住環境の確保		
13-3		事業名	木造戸建て住宅性能向上改修促進事業	拡充
課題・現状 事業内容		鞍手町の耐震化率はおよそ53%で、福岡県目標値95%へはほど遠く、町の耐震化率を上げるためにも周知方法や補助内容も含め、更なる促進啓発を行う必要があります。 以前の要綱を踏襲しつつ、耐震改修工事に係る補助上限額の見直しを行います。(30万円→60万円, 補助率25%) また、耐震改修セミナー等により周知啓発を行います。		
K P I	指 標	—		
	現状値	—		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金	900 千円	900 千円	900 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	900 千円	900 千円	900 千円
	計	1,800 千円	1,800 千円	1,800 千円

基本施策 13		誰もが住みたくなる住環境の確保		
13-4		事業名	ブロック塀等撤去費補助金事業	拡充
課題・現状 事業内容		現在、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去を行うものに対し、補助対象となる事業に要する経費の一部を補助しています。 令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ、各地でも地震が頻発して、ブロック塀が倒壊する被害が発生していることから、町としてもより一層倒壊の危険性があるブロック塀の撤去を促進していくため、補助対象及び補助対象件数の拡充を行います。		
K P I	指 標	—		
	現状値	—		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	300 千円	300 千円	300 千円
	県支出金	150 千円	150 千円	150 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	150 千円	150 千円	150 千円
	計	600 千円	600 千円	600 千円



基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり			
14－ 1		事業名	地域防災計画の推進		継続
課題・現状 事業内容		地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、町の防災に関し、処理すべき事務又は業務を中心に、地域内の関係機関等と総合的な計画を定め、防災活動を円滑に推進することとしていますが、昨今の頻発する大規模災害や法改正に伴い新たな視点での計画の見直しは随時必要です。また、町民の生命と財産を保護することを目的とし、近年の大規模災害の事例や法改正を鑑み計画を随時見直します。			
K P I	指 標	計画の推進			
	現状値	随時			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
随時		随時	随時		
想定事業費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり			
14－ 2		事業名	国土強靱化地域計画の推進		継続
課題・現状 事業内容		国土強靱化計画は強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づき、持続可能なまちづくりに取り組むべき施策や指標・目標を盛り込んでいますが、より実効性のある計画とするため、進捗管理、評価を徹底する必要があります。また、地域防災計画及び総合計画と調和を図りながら随時計画の見直しも行います。			
K P I	指 標	計画の推進			
	現状値	随時			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
随時		随時	随時		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財 一般財源				
	計				



基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり			
14－ 3		事業名	六田川治水対策		継続
課題・現状 事業内容		鞍手町を南北に縦断し、一級河川遠賀川水系西川の 10K031 地点に合流する準用河川六田川の越水により、道路及び住宅地が度々湛水するという点が問題となっています。 現在、湛水被害軽減を目的とした事業の計画はありますが、事業実施には難題が山積しているため、事業計画の見直しを見据え、国と連携して調査・研究を進めていきます。			
K P I	指 標	事業計画の見直し			
	現状値	随時			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
随時		随時	随時		
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	91 千円	91 千円	91 千円	
	計	91 千円	91 千円	91 千円	

基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり			
14－ 4		事業名	自主防災組織支援事業		継続
課題・現状 事業内容		自助・共助の取組、連携を強化し、各組織の防災意識を醸成することにより、地域防災力の強化を図ることが重要であると考えます。 今後は、住民一人ひとりが災害時に適切な避難行動を行うため、タイムライン等の作成を推進することにも必要であるため、平常時より災害に対する周知・啓発を行っていきます。			
K P I	指 標	防災研修・訓練実施回数			
	現状値	0 回			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		3 回	6 回	9 回	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	381 千円	381 千円	381 千円	
	計	381 千円	381 千円	381 千円	



基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり		
14-5		事業名	消防団の充実・強化	継続
課題・現状 事業内容		消防団員は、地域の消防・防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、地域の安全安心を守らなければなりません。 今後は、消防団員の制度の啓発・促進を行い、団員の適正な確保を行っていきます。		
K P I	指 標	消防団員数		
	現状値	138 人		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財	1,751 千円	1,751 千円	1,751 千円
	一般財源	19,342 千円	19,342 千円	19,342 千円
	計	21,093 千円	21,093 千円	21,093 千円

基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり		
14-6		事業名	防災情報発信事業	継続
課題・現状 事業内容		現在、防災行政用無線設備で利用しているデジタルMCA通信サービスが、令和 11 年 5 月末で終了するため今後の対応について検討が必要となっています。 老朽化が著しい設備の適切な維持管理を行いつつ、今後の運用について調査検討を行うとともに、デジタルを活用した新たな情報発信の手法についても検討を行います。		
K P I	指 標	適切な防災情報の発信		
	現状値	随時		
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債	8,700 千円		
	その他特財			
	一般財源	5,017 千円	5,300 千円	5,300 千円
	計	13,717 千円	5,300 千円	5,300 千円



基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり			
14－ 7		事業名	要配慮者利用施設避難確保計画の作成		新規
課題・現状 事業内容		市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施が水防法第 15 条の 3 等の法律により義務付けられていますが、令和 6 年度に地域防災計画の改訂を行い、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設を見直した結果、未だ計画が未作成の施設や訓練が未実施の施設があるため、避難確保計画の作成や避難訓練について周知し、指導・助言を行います。			
K P I	指 標	避難確保計画作成（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設）			
	現状値	3 / 6			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		18 / 39	33 / 39	39 / 39	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	計				

基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり			
14－ 8		事業名	高齢者運転免許返還事業		継続
課題・現状 事業内容		高齢者による交通事故の減少を図るため、平成 28 年度から実施していますが、依然として交通事故全体に占める高齢運転者の事故割合が高いのが現状です。 今後も運転免許証を自主返納した方に、タクシー回数乗車券または鞍手町すまいるバス回数乗車券（2 万円分）を交付し高齢者の交通事故の抑制に努めます。			
K P I	指 標	高齢者交通事故発生件数			
	現状値	24 件			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
		20 件	20 件	20 件	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金	175 千円	175 千円	175 千円	
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1,392 千円	1,225 千円	1,225 千円	
	計	1,567 千円	1,400 千円	1,400 千円	



基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり		
14－9		事業名	防犯灯対策事業	継続
課題・現状 事業内容		地域の安全・安心の確保のために設置している防犯灯のうち10%についてはLED化が完了していません。各自治会が負担する防犯灯の補修、電球交換費用や電気代の負担軽減のためLED化を推進し、鞍手町防犯灯新設及び補修費等補助金交付要綱に基づき助成を行います。		
K P I	指 標	防犯灯のLED化率		
	現状値	90%		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	300 千円	300 千円	300 千円
	計	300 千円	300 千円	300 千円

基本施策 14		安心して暮らせるまちづくり		
14－10		事業名	新たなコミュニティの形成	新規
課題・現状 事業内容		地域コミュニティの一層の衰退が懸念される令和10年4月の全小学校統合を見据え、地域コミュニティに対する住民の意識を確認しながら、行政からの押し付けにならないよう「自分の住む地域は自分で守る」という意識づけを行う必要があります。例えば現小学校区単位などでそれぞれの地域に合った組織の形成の調査・研究に取り組みます。令和7年度は、アンケートを実施し現状分析を行っていきます。		
K P I	指 標	地域コミュニティの調査・研究		
	現状値	随時		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	302 千円		
	計	302 千円		

基本目標

4

地域資源を活かした元気なまちをつくります

まちを支え、ひとを育む地域産業の実現



基本目標に対する指標

指 標	現状値	目標値
生産年齢人口（年齢別割合）	49.8%	49.0%
町内の事業所数 （令和3年経済センサス）	663 事業所	650 事業所

基本施策 15		安定した農業生産力の確保		
15-1		事業名	多面的機能支払交付金事業	継続
課題・現状 事業内容		近年の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状態となってきました。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農道や水路などの維持管理に対する担い手農家の負担が増大しているため、多面的機能が今後も適切に発揮されるよう地域の共同活動に対する国の支援を活用した事業を実施します。		
K P I	指 標	活動組織数		
	現状値	11 組織		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	17,519 千円	17,519 千円	17,519 千円
	県支出金	8,759 千円	8,759 千円	8,759 千円
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	8,760 千円	8,760 千円	8,760 千円
	計	35,038 千円	35,038 千円	35,038 千円



基本施策 15		安定した農業生産力の確保		
15-2		事業名	防災重点農業用ため池緊急整備事業 (劣化状況評価)	継続
課題・現状 事業内容		鞍手町内に防災重点農業用ため池が49池、その内、基準に基づき整備されたため池は3池という状況であり、残り46池の状況が不明であるという点が問題となっているため、劣化状況評価をする必要があります。未整備のため池（平成12年以降に整備がなされていないため池）46池の劣化状況評価を実施（令和5年度までに45池評価済）し、劣化状況に応じた適切な維持管理を行うとともに整備方針の基礎資料とします。		
K P I	指 標	劣化状況評価		
	現状値	45 池		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	859 千円		
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	485 千円		
	計	1,344 千円		

基本施策 15		安定した農業生産力の確保		
15-3		事業名	防災重点農業用ため池緊急整備事業 (地震・豪雨耐性評価)	継続
課題・現状 事業内容		防災重点農業用ため池のうち、決壊した際に下流への影響が大きいと判断されるため池が11池ありますが、当該ため池の状況が不明であるという点が問題となっています。当該ため池の地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況に応じた適切な維持管理を行うとともに、今後の整備方針の基礎資料とします。		
K P I	指 標	地震・豪雨耐性評価		
	現状値	6 池		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	38,360 千円	20,000 千円	
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
	計	38,360 千円	20,000 千円	



基本施策 15		安定した農業生産力の確保		
15-4	事業名	防災重点農業用ため池緊急整備事業 (ハザードマップ作成)		継続
課題・現状 事業内容		防災重点農業用ため池のうち、ハザードマップが作成されているため池は12池のみで、残り37池が未作成となっている点が問題となっています。 災害時の安全な避難誘導に役立てるため、残りすべてのため池についてもハザードマップを作成します。		
K P I	指 標	ハザードマップ作成		
	現状値	12 池		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金	18,330 千円	12,000 千円	
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
	計	18,330 千円	12,000 千円	

基本施策 16		企業経営力の向上		
16-1	事業名	専門家派遣事業		継続
課題・現状 事業内容		小規模事業者を中心とした本町の中小企業は、交通インフラの充実に伴う大型店舗の進出に加え、人口減少による市場の縮小や生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化による競争の激化、事業承継などさまざまな課題に直面しています。 このような中小企業等をサポートし、安定した雇用の創出や創業を支援するため、中小企業活性化計画に基づき、諸課題に対応するため専門家を派遣します。		
K P I	指 標	派遣企業数		
	現状値	52 社（者）		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	330 千円	330 千円	330 千円
	計	330 千円	330 千円	330 千円



基本施策 16		企業経営力の向上		
16-2		事業名	店舗等リフォーム補助金交付事業	継続
課題・現状 事業内容		本町の中小企業等は、大型店舗の進出や少子高齢化、人口減少問題などの経済的・社会的環境の変化により減少傾向が続いています。中小企業等は、地域経済に好循環をもたらすとともに、人口を維持し地域コミュニティを形成する一員としてなくてはならない存在です。この課題を解決するため、事業承継に悩む中小企業等や新規創業、第2創業などの新たなステージに意欲を持って取り組む中小企業等を鞍手町商工会など関係機関とともに支援していきます。		
K P I	指 標	補助企業数		
	現状値	8 社（者）		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		12 社（者）	14 社（者）	16 社（者）
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	1,700 千円	1,200 千円	1,200 千円
計		1,700 千円	1,200 千円	1,200 千円

基本施策 16		企業経営力の向上		
16-3		事業名	商品開発促進事業	継続
課題・現状 事業内容		本町の中小企業等は、大型店舗の進出や少子高齢化、人口減少問題などの経済的・社会的環境の変化により減少傾向が続いています。中小企業等は、地域経済に好循環をもたらすとともに、人口を維持し地域コミュニティを形成する一員としてなくてはならない存在です。この課題を解決するため、事業承継に悩む中小企業等や新規創業、第2創業などの新たなステージに意欲を持って取り組む中小企業等を鞍手町商工会など関係機関とともに支援していきます。		
K P I	指 標	新商品数		
	現状値	3 品		
	目標値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
想 定 事 業 費		5 品	6 品	7 品
	財 源	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源	500 千円	500 千円	500 千円
計		500 千円	500 千円	500 千円



基本施策 16		企業経営力の向上			
16－ 4		事業名	I T の利活用の促進		継続
課題・現状 事業内容		国が進めるキャッシュレス決済が加速化され、電子決済事業者がさまざまなサービスを提供している中、本町の中小企業にとっても、消費者や取引先の維持・確保のため、導入は避けられない状況です。また、ホームページの制作率が低い傾向にあり、自社の製品等のPR不足のほか、雇用面でも求職者に対して企業イメージが伝わらないなど、人材確保にも影響が出ています。そのため、I T 技術の早急な導入を目指すためセミナーなどを継続的に開催していきます。			
K P I	指 標	セミナーの開催			
	現状値	7 回			
	目標値	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
想 定 事 業 費	財 源	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	66 千円	66 千円	66 千円	
	計	66 千円	66 千円	66 千円	

参考資料

鞍手町総合計画審議会条例

鞍手町総合計画審議会

鞍手町総合計画策定委員会設置要綱

鞍手町総合計画策定委員会

第6次鞍手町総合計画について（諮問）

第6次鞍手町総合計画について（答申）及び付帯意見

パブリックコメントの実施結果について

第6次鞍手町総合計画策定までの経過

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として、鞍手町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、鞍手町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うため、鞍手町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 鞍手町議会議員
- (2) 鞍手町教育委員会の委員
- (3) 鞍手町農業委員会の委員
- (4) 鞍手町の職員
- (5) 鞍手町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第28号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 6 次 鞍 手 町 総 合 計 画 審 議 会

選出区分	選出母体	役 職	氏 名
議 会	鞍手町議会	議 員	田 中 二 三 輝
	鞍手町議会	議 員	石 井 大 輔
鞍手町教育委員会	鞍手町教育委員会	教育委員	山 田 伸 子
鞍手町農業委員会	鞍手町農業委員会	副会長	白 石 信 幸
公共的団体の役職員	鞍手町商工会	会 長	内 田 一 美
	直鞍農業協同組合	常務理事	真 鍋 孝
	鞍手工業団地協同組合	専務理事	縄 手 寿 典
	大和ハウス工業(株) 九州工場	主 任	橋 本 知 奈
	社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会	会 長	由 衛 久 子
	鞍手町区長会	副会長	的 野 道 雄
学識経験者	福岡教育大学	副学長	豊 蔭 啓 司
	西日本シティ銀行	支店長	江 川 博 之
行 政	鞍手町	副町長	折 尾 敬 敏

鞍手町総合計画策定委員会設置要綱

平成22年 3 月25日

鞍手町告示第48号

第4次鞍手町総合計画策定委員会設置要綱（平成18年鞍手町告示第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 鞍手町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するに当たり、鞍手町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1） 総合計画の策定に関すること。
- （2） その他計画の策定に関し必要な事項

（委員会）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副町長、副委員長は総務課長、委員は教育長及び各課局長の職にある者で構成する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（プロジェクトチーム）

第5条 委員会には、第2条に定める事項の調査及び研究を円滑に行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームには、プロジェクトリーダーを置く。

3 プロジェクトリーダーは、プロジェクト会議を招集し主宰する。

4 プロジェクトリーダーは、第2条の事項に係る調査及び研究の結果を委員会に報告するものとする。

（プロジェクト調整会議）

第6条 委員会にプロジェクト調整会議を置く。

2 プロジェクト調整会議は、副町長、総務課長、まちづくり課長及びプロジェクトリーダーをもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 委員会の会議の議事とする事項の調整に関すること。
- （2） その他委員会の会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

（関係職員の出席）

第7条 委員会及びプロジェクトチームは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求め所管事務等について説明及び報告をさせることができる。

（職員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要であると認めるときは、委員会、プロジェクト調整会議及びプロジェクト会議等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会への報告)

第9条 委員会は、資料の作成及び調査審議した結果を町長が諮問する鞍手町総合計画審議会の審議の経過に応じて、当該審議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、まちづくり課で行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月22日告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日告示第20号抄）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

第 6 次鞍手町総合計画策定委員会

役 職	課局名・役職	氏 名
委員長	副町長	折 尾 敬 敏
委 員	教育長	外 園 哲 也
副委員長	総務課長	梶 栗 恭 輔
委 員	まちづくり課長	高 橋 奈美江
委 員	管財課長	石 田 正 樹
委 員	住民環境課長	大 村 俊 夫
委 員	税務保険課長	石 田 克
委 員	福祉人権課長	田鶴原 竜 二
委 員	健康こども課長	沼 野 葉 子
委 員	産業振興課長 (兼農業委員会事務局長)	柴 田 隆 臣
委 員	都市整備課長	西 生 卓 矢
委 員	会計管理者（兼会計課長）	小長光 弘 平
委 員	教育課長	森 永 健 一
委 員	上下水道課長	神 谷 徹
委 員	議会事務局長	武 谷 朋 視

■ 事務局

役 職	課局名・役職	氏 名
統 括	まちづくり課長	高 橋 奈美江
庶務統括	まちづくり課まちづくり戦略係長	小 田 佑 亮
庶務担当	まちづくり課まちづくり戦略係 主査	内 海 崇
	まちづくり課まちづくり戦略係 主査	北 島 透

6 鞍まま第 393 号
令和 6 年 10 月 16 日

鞍手町総合計画審議会

会 長 内 田 一 美 様

鞍手町長 岡 崎 邦 博



第 6 次鞍手町総合計画について（諮問）

第 6 次鞍手町総合計画を策定するにあたり、鞍手町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項 第 6 次鞍手町総合計画（案）

令和 7 年 2 月 12 日

鞍手町長 岡 崎 邦 博 様

鞍手町総合計画審議会

会 長 内田-美

第 6 次鞍手町総合計画（案）について（答申）

令和 6 年 10 月 16 日付、6 鞍まま第 336 号で当審議会に対し諮問された第 6 次鞍手町総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）【案】について、慎重に審議した結果を鞍手町総合計画審議会条例に基づき答申いたします。

記

第 6 次鞍手町総合計画は、現状と課題を踏まえた上で、令和 16 年度を目標年度とする長期にわたる基本構想並びに令和 11 年度を目標年度とする前期基本計画を掲げ、その実現を図るための実施計画が広範にわたり盛り込まれた内容となっており、当審議会では慎重に審議をした結果、概ね妥当と判断します。

人口減少が加速化する中、将来像を実現するためには、今後 10 年間のまちづくりの総合的な指針である第 6 次鞍手町総合計画の持つ意味は非常に重要なものとなることから、「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」を実現できるよう、全力を挙げて取り組まれることを要望します。

なお、審議の過程では、委員よりさまざまな意見がありました。別紙「付帯意見」によりお示しいたしますので、意見に留意の上、まちづくりを推進していただくよう重ねて要望します。

付 帯 意 見

❖ 土地利用とコンパクトなまちづくり

- ・ 宅地造成や企業誘致、ＪＲ駅周辺の開発、隣接する市町との幹線道路沿いへの居住誘導などの推進のため、用途地域を見直し、適正化を図ること。

❖ 移住施策の推進

- ・ 福岡経済圏の拡大など近隣地域の動向も踏まえつつ、福岡市と北九州市の中間に位置した立地の優位性のほか、交通インフラであるＪＲ駅やインターチェンジを活かし、若い世代の移住・定住につながる取組を積極的に推進すること。

❖ 公共施設の適正管理

- ・ 公共施設の集約化などによる未利用施設などの活用は非常に大きな課題であるため、財政状況等を考慮した上で方向性を決定し、まちづくりを進めること。また、道路についても計画的に整備・補修していくこと。

❖ 公共交通

- ・ コンパクトシティ化の推進により中心地とそれ以外の地域で利便性に格差が生じているため、中心地以外に居住する方の意見等も踏まえつつ、公共交通の利便性向上に努めること。また、町内のみでなく、近隣市町とのアクセスについても考慮すること。

❖ 観光資源と魅力発信

- ・ コロナ禍により一時減少していたインバウンドも回復してきている。福岡県ではインバウンドに力を入れているため、鞍手町としても町内にある文化財の活用やくらて学園との連携強化を図ることで観光資源を掘り起こし、さまざまな媒体で情報発信することにより魅力発信に積極的に取り組んでいくこと。

❖ アンケート結果

- ・ 住民等へのアンケート調査において、特に自由意見として興味深い意見が多くあり、住民等の率直な思いが表れている。その意見を分析し、施策に反映させる形でまちづくりに取り組むこと。

第6次鞍手町総合計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 意見募集の概要

・意見の募集期間	令和7年1月20日 ～ 令和7年2月10日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設等（役場、中央公民館、町内各郵便局）への掲示及び同施設での閲覧・配布及び広報
・意見の提出方法	ホームページ、郵便、FAX、持参

2. 意見内容とその対応

別紙のとおり意見が提出されましたが、第6次鞍手町総合計画（素案）への反映が困難な内容であったことから、記載内容の修正や文言の追加等を行わず、原案のとおりとすることを報告いたします。

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
1	基本目標3 基本施策9 計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり (P81～83)	現在、福岡市内に住んでおりますが、2025年5月より鞍手町に引越してくる者です。これから過ごす鞍手町を少しでも、今以上に住みやすく魅力的な町に出来ればと思い提出させていただきます。結論から申しますと、駅を新規に設置(山陽新幹線)することを鞍手町総合計画へ盛り込むのをご検討いただくのはいかがでしょうか？ 人口減少や都市部への人の流出が特に地方では課題になっているかと思いますが、福岡市や福岡市の近隣の市町においては県外から多くの人が現在も流入しており、今後数年は人口が増加する見込みとなっていたかと思います。現在、住んでいる吉塚もそうですが空いた土地はすぐに賃貸マンションやアパートになり需要の高さを肌でも感じているところです。家を建てようとして検討をしてもある程度の払える金額でおさめようとすると、福岡市から離れることになり福津市や糸島市、久留米市までが通勤・通学の範囲(博多周辺への通勤・通学を想定)になっているのが現状なのではないかなと考えております。その中で、鞍手町を見てみると福岡市内まで車で約1時間・電車もJRを利用したとしても約1時間と通勤・通学の圏内ギリギリの範囲かとは思いますが、積極的に人が移住地に選ぶかという点と難しいのではないかと考えます。 そこで、新幹線の駅を新規に設置するのは1つ人口減少の打開策(移住先の市町村への選択肢の1つ)になるのではないかなと考えてます。仮に駅を設置したとして、現在の博多～小倉の所要時間(15分)から考えると鞍手町は丁度中心付近に当たるため博多・小倉へは10分程度でアクセスできるようになるのではないかと思います。10分圏内を博多駅を中心に考えると電車では南福岡や香椎・原町等となり現在人口が集中している部分＝需要が高い部分であると予想されます。福岡市内に家を建てたいとなった時に現在、土地代の高騰により交通アクセスの悪い箇所や家を小さくする等諦める部分もありますが、鞍手町であれば博多へのアクセスが10分程度な上、土地代が福岡市内に比べて安いので思いのままに住宅の設計ができるほか、高速道路のアクセスも良いため、車での移動も選択肢に入れることが出来るかと思っています。 また、LINEからも利用出来るAIオンデマンド交通(のるーと鞍手)もあり町内の移動に関しては正直他の市町村より進んでいるのではないかと感じています(個人的に早く利用したいです)。そして、他の市町村よりも鞍手町が新規に駅を設置しやすい最大の理由があります。それは、「既に鞍手町には山陽新幹線上に駅があること」です。その点で他の市町村に比べて圧倒的に駅を設置するハードルが低い(しかも新幹線)のではないかと考えますし、将来の可能性を秘めているなと感じています。 鞍手インターチェンジの付近に新幹線の線路を保守する車両が止まっているところがありますが、そこが山陽新幹線上の信号場＝駅となっており、既に駅として存在しているため、もし本格的に駅を考えようとなった際に、1から色々と考えることなく既存の場所を活かすことができます。確かに駅の開発には大規模な費用が発生すると思いますが、1から駅を開発するハードルを考えると遥かに実現性が高いのではないかと考えております。 最後になりますが、鞍手町に私が移住するにあたり色々情報をとるべくインスタグラムを見たりLINEを友達追加しておりますが、予想していた以上に情報が発信されており情報発信にすごく力が入っているなと感じております。いつもありがとうございます。 (先日雪が降った際にLINEに交通情報が来ていたのは驚きました。すごく便利で大変助かる情報だと思います)今後、自分が住んでいく中で鞍手町をより便利により魅力的にして活気溢れる町にしたいとの思いから今回投稿を思い立った次第です。そのため、長文になってしまい大変申し訳ないです。 私には見えていない点の方が多く、厳しい部分も多いかと思いますが是非検討いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。	ご意見にあるとおり、博多・小倉に10分程度でアクセスできることは大変大きなメリットですが、新幹線駅の設置は、地元の総意が必要であることはもちろん、近隣市町を含めた広域的な取組が求められる大事業で、多額の費用負担も求められますので、現段階では本計画への反映は困難であると考えています。 なお、公共交通の分野においては、町内における新たな移動手段の確保により、博多・小倉への広域的なアクセスの結節点であるJR鞍手駅へのアクセス改善を図っていくほか、高速バス停留所へのアクセスの確保についても検討していくこととしています。	D

【区分の説明】

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とさせていただくもの

D…意見を反映する見込みのないもの

第6次鞍手町総合計画策定までの経過

月 日	経過の説明（概要）	
令和6年		
5月20日	各種計画打ち合わせ	各種計画策定に伴う打ち合わせ
5月31日	計画策定に係る打ち合わせ	第6次総合計画策定に伴う方向性について
6月10日～28日	鞍手町まちづくりに関するアンケート実施	住民のまちづくり（住民・転出者・転入者）及び出産・結婚・子育てに関する意向を把握するために、1500名（無作為抽出）を対象に「アンケート」を実施
6月13日	町長ヒアリング	町長公約等に係る事業ヒアリング
6月10日～28日	中学生アンケート実施	鞍手中学校全生徒へのアンケート実施
6月20日	第1回総合計画策定委員会	第6次計画策定の方針等
7月4日	意見交換会に伴う打ち合わせ	
7月9日～25日	町長・副町長と若手職員との意見交換会	7月9日、11日、12日、16日、24日、25日
8月6日	総合計画打ち合わせ	今後のスケジュールなどについて打ち合わせ
8月19日	第2回総合計画策定委員会	第5次後期基本計画の進捗状況報告 次期策定方針・アンケート結果【即報版】等の協議
8月19日	策定委員会を受けての打ち合わせ	資料の修正・確認等の情報共有
8月26日	第1回総合計画審議会	第5次後期基本計画の進捗状況報告 次期策定方針 アンケート結果【速報版】
9月17日～10月4日	総合計画実施計画ヒアリング	各課局別
9月30日	第3回総合計画策定委員会	第6次総合計画の構成及び計画の柱となる計画の概要、人口ビジョン等の協議
10月16日	第2回総合計画審議会	諮問・第6次総合計画の構成及び計画の柱となる計画の概要、人口ビジョン等の審議
10月16日～31日	団体アンケート	各種関係団体へのアンケート実施
11月13日	第4回総合計画策定委員会	第6次鞍手町総合計画（案）協議
11月28日	第3回総合計画審議会	住民アンケート分析結果報告 第6次鞍手町総合計画（案）審議
12月24日、1月6日	第5回総合計画策定委員会（紙上）	実施計画追加項目について協議
令和7年		
1月9日	第4回総合計画審議会	第6次鞍手町総合計画（案）審議
1月20日～2月10日	パブリック・コメントの実施	町ホームページ、公共施設に配架し、周知・意見募集
2月12日	第5回総合計画審議会	パブリックコメントの結果報告、第6次鞍手町総合計画（案）答申、付帯意見協議
3月5日 議決日（3月19日）	令和7年第2回（3月）鞍手町議会定例会	第6次鞍手町総合計画（案）序論・基本構想を議案として上程

鞍手町総合計画

令和 7 年 3 月発行

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 Instagram https://www.instagram.com/kurate_town

町 LINE 公式アカウント @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば希望に届く。
探せば「ふく」も見つかる。
そんな願いを込めて、
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。